

# 平成医療短期大学 自己点検・評価報告書

令和 8 年 6 月

## 目次

自己点検・評価報告書 .....	3
1. 自己点検・評価の基礎資料 .....	4
2. 自己点検・評価の組織と活動 .....	12
<b>【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】 .....</b>	
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神] .....	14
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果] .....	16
[テーマ 基準Ⅰ-C 社会貢献] .....	30
[テーマ 基準Ⅰ-D 内部質保証] .....	34
<b>【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】 .....</b>	
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程] .....	37
[テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果] .....	53
[テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜] .....	62
[テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援] .....	66
<b>【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】 .....</b>	
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源] .....	83
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源] .....	92
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源] .....	97
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源] .....	100
<b>【基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンス】 .....</b>	
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事会運営] .....	109
[テーマ 基準Ⅳ-B 教学運営] .....	113
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス] .....	116
[テーマ 基準Ⅳ-D 情報公開] .....	120

## 自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、令和7年4月から令和8年3月までの平成医療短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和8年6月16日

理事長

平野 智久

学長

武内 康雄

ALO

河合 克尚

## 1. 自己点検・評価の基礎資料

### (1) 学校法人及び短期大学の沿革

#### <学校法人の沿革>

昭和 59年 4月	医療法人社団誠広会が「岐阜リハビリテーション専門学院」を現平野総合病院西館 4階に開設（入学定員 20名）
昭和 61年 4月	岐阜リハビリテーション専門学院を現在地に移転
昭和 63年 4月	岐阜視能訓練専門学院を開設（入学定員 30名）
平成元年 4月	岐阜リハビリテーション専門学院入学定員の増員（定員 30名）
平成 2年 4月	岐阜リハビリテーション専門学院と岐阜視能訓練専門学院を統合し、平成医療専門学院（理学療法学科と視能訓練学科）に改称。
平成 3年 4月	学校法人誠広学園を設立して組織変更を行う。
平成 4年 4月	理学療法学科の入学定員を増員（入学定員 30名→60名）
平成 5年 4月	看護学科（入学定員 40名）、「作業療法学科」（入学定員 30名）開設
平成 9年 4月	理学療法学科の入学定員を増員（入学定員 60名→80名）、作業療法学科の入学定員を増員（入学定員 30名→40名）
平成 17年 4月	看護学科看護師 2年課程通信制（入学定員 200名）を開設
平成 20年	平成医療専門学院(看護学科、理学療法学科、看護学科看護師 2年課程通信制)の学生募集を停止
平成 20年 10月	平成医療短期大学の設置認可。看護学科（入学定員 80名、3年課程）、リハビリテーション学科理学療法専攻（入学定員 80名、3年課程）
平成 21年 4月	平成医療短期大学開学
平成 22年 3月	平成医療専門学院看護学科看護師 2年課程通信制の廃止
平成 23年 3月	平成医療専門学院（看護学科、理学療法学科）の廃止
平成 25年 8月	平成医療短期大学入学定員増員の変更認可（160名→240名）
平成 25年	平成医療専門学院(作業療法学科、視能訓練学科)の学生募集を停止
平成 26年 4月	平成医療短期大学リハビリテーション学科作業療法専攻（入学定員 40名）、視機能療法専攻（入学定員 40名）の増設
平成 28年 3月	平成医療専門学院（作業療法学科、視能訓練学科）の廃止
令和 8,年 4月	平成医療短期大学入学定員を 240名から 190名に減員（看護学科 80名→70名、理学療法専攻 80名→60名、作業療法専攻 40名→30名、視機能療法専攻 40名→30名）
現在に至る	

#### <短期大学の沿革>

平成 21年 4月	平成医療短期大学開学
平成 25年 8月	平成医療短期大学入学定員増員の変更認可（160名→240名）
平成 26年 4月	平成医療短期大学リハビリテーション学科作業療法専攻（入学定員

	40名)、視機能療法専攻（入学定員40名）の増設
令和8年4月	平成医療短期大学入学定員を240名から190名に減員 （看護学科80名→70名、理学療法専攻80名→60名、作業療法専攻40名→30名、視機能療法専攻40名→30名）
現在に至る	

(2) 学校法人の概要

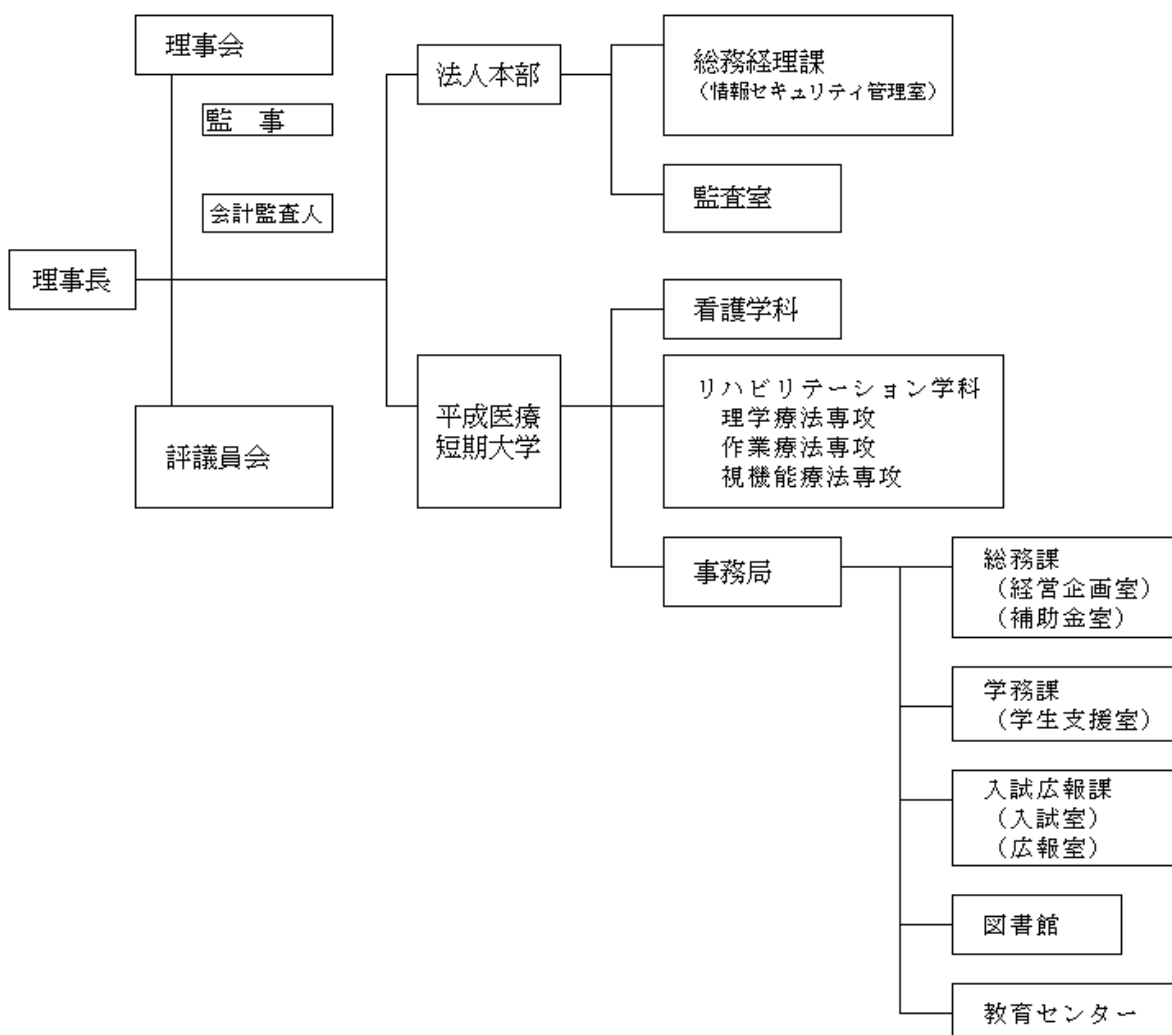
- 学校法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 令和 8（2026）年 5 月 1 日現在

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
平成医療短期大学	岐阜県岐阜市黒野 180 番地	190	670	421

(注) 令和 8 年 4 月から入学定員を 240 名から 190 名に変更

(3) 学校法人・短期大学の組織図

- 組織図
- 令和 8（2026）年 5 月 1 日現在



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

※各年度5月1日現在の値

区分		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度
岐阜県	人口	1,967,255	1,947,105	1,933,116	1,917,914	1,901,240
	世帯数	783,391	783,641	790,001	795,908	801,733
岐阜市	人口	406,234	403,321	401,387	399,714	397,746
	世帯数	183,508	184,280	185,871	187,567	189,189

<参照>岐阜県ホームページ 人口動態統計調査結果

岐阜市ホームページ 地区別世帯数及び人口（月別）

■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

地域	令和3 (2021) 年度		令和4 (2022) 年度		令和5 (2023) 年度		令和6 (2024) 年度		令和7 (2025) 年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
岐阜	196	75.1	200	80.3	167	83.5	121	91.0	114	78.0
愛知	19	7.3	19	7.6	8	4.0	6	4.5	8	5.5
長野	15	5.7	11	4.4	4	2.0	1	0.7	7	4.8
滋賀	8	3.1	7	2.8	5	2.5	0	0	2	1.4
石川	1	0.4	1	0.4	2	1.0	0	0	0	0
福井	1	0.4	2	0.8	2	1.0	0	0	2	1.4
その他	21	8.0	9	3.6	12	6.0	5	3.8	13	8.9
合計	261	100.0	249	100.0	200	100.0	133	100.0	146	100.0

#### ■ 地域社会のニーズ

昭和 59 年 4 月に医療法人社団誠広会が創設した「岐阜リハビリテーション専門学院」（理学療法士養成学校：入学定員 20 名）の開校以来、国家資格を必要とする理学療法士、看護師、作業療法士、視能訓練士の養成校として、40 年以上にわたり、医療技術者を養成・輩出し、地域の医療、保健、福祉に貢献している。

岐阜県が策定した「岐阜県保健医療計画」（令和 6 年度～令和 11 年度までの 6 年計画）においては、看護師やリハビリテーション専門職の人材確保・養成の推進についても述べられているが、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員等の各職種が、それぞれの高い専門性を十分に発揮するための勤務環境の整備や、タスク・シフト、チーム医療の推進、復職支援等を進めていくことが重要であるとしており、看護職及びリハビリテーション専門職の需要は今後も継続すると考えられる。

また、学生たちはボランティア活動を通じて地域社会に貢献している。本学の実習先を始めとする医療機関、社会福祉施設からのボランティア募集や毎年春に開催される岐阜清流マラソンのボランティアスタッフには多くの学生が参加しており、本学の基本的精神の一つである人間愛の醸成にも大きな効果をもたらしている。そのほか、キャンパス周辺の清掃（クリーン活動）や全国交通安全運動に連動した路上での交通安全運動の実施などにより、地域と一体化した親しみのある短期大学になるよう努めている。

#### ■ 地域社会の産業の状況

大学が位置する岐阜県岐阜市は、岐阜県の中南部に位置し、名古屋から電車で約 20 分の場所にある。人口は約 40 万人、面積は 203.60k m<sup>2</sup>で、岐阜県の県庁所在地として行政、文化、経済の中心都市である。歴史的にも斉藤道三や織田信長の城下町として栄え、金華山、岐阜城、長良川の鵜飼いなど観光にも力を入れている。

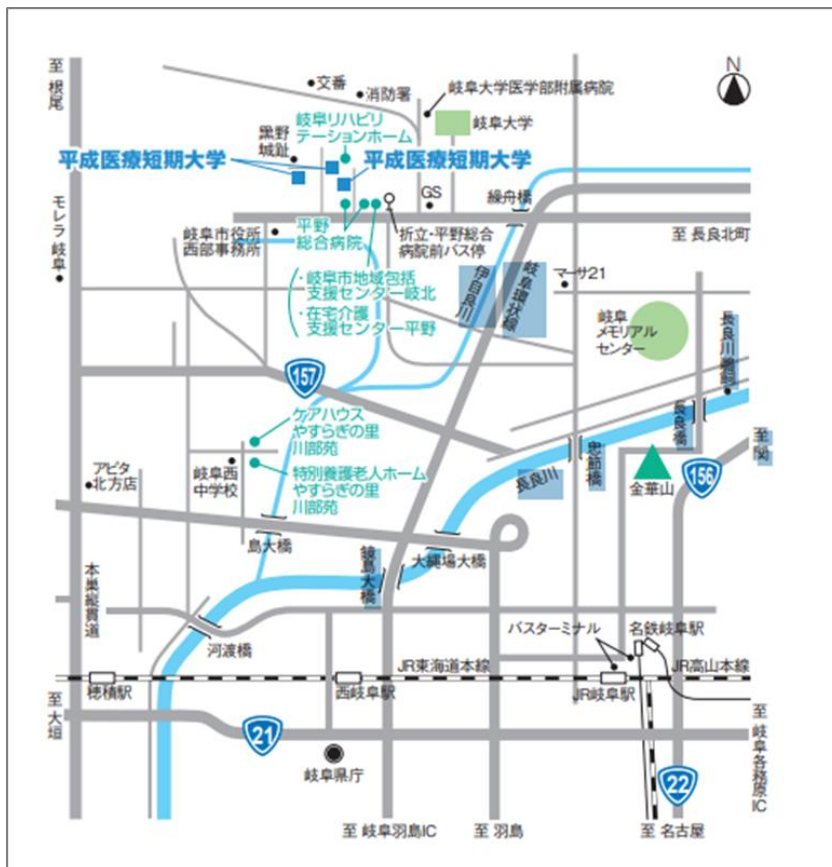
産業面では、以前は繊維産業が盛んであったが、近年は衰退し、中心市街地の空洞化が目立ってきているが、駅前地区や柳ヶ瀬地区の再開発などで活性化を図っている。

■ 短期大学所在の市区町村の全体図

< 岐阜県全域 >



< 岐阜市内 短期大学近郊 >



(5) 課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～④は事項ごとに記述してください。

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。(基準別評価票における指摘への対応は任意)

(a) 改善を要する事項 (向上・充実のための課題)
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果 [テーマ B 教育の効果] 建学の精神に基づき適切な教育目的を設定しているが、学科・専攻課程の特性を踏まえて、それぞれの学科・専攻課程の目標の設定について、検討されたい。
(b) 対策
対外的に公表している学科・専攻の教育目的のうち、どのような「知識・技術及び実践力」をもつ人材を養成するかについて具体的に記述した簡条書を令和5年度から教育目標として位置づけることとした。
(c) 成果
学科・専攻における教育目的と教育目標との関係を整理することにより、どのような「知識・技術及び実践力」をもつ人材を養成するかという学科・専攻における教育目標がより明確になった。

(a) 改善を要する事項 (向上・充実のための課題)
基準Ⅱ 教育課程と学生支援 [テーマ A 教育課程] 入学者選抜要項には、「総合型選抜・一般選抜」の学生募集人数が合計で記載されている。「総合型選抜」と「一般選抜」について、それぞれに募集人数を記載されたい。
(b) 対策
各選抜の募集人員を適切に定め、令和6年度から募集要項に掲載している。
(c) 成果
「総合型選抜」と「一般選抜」による募集者数が明確となり、受験者にとって出願しやすい募集要項に改められた。

- ② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。  
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を要する事項
なし
(b) 対策

(c) 成果

- ③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。  
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）
なし
(b) 改善後の状況等

- ④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された学校法人及び短期大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。  
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項
なし
(b) 履行状況

(6) 公的資金の適正管理の状況（令和7（2025）年度）

■ 公的資金の適正管理の方針及び実施状況

本学では、公的資金の適正な執行を行うため、「平成医療短期大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」、「平成医療短期大学公的研究費の管理・監査に関する規程」、「平成医療短期大学研究行動規範」、「公的研究費不正行為等防止計画」を整備している。毎年度、学内教職員を対象とした研修会を行い、公的研究費等の不正防止に関して周知徹底を図っている。

また、管理部門である事務局では「平成医療短期大学公的研究費等事務取扱要綱」、「平成医療短期大学研究費運用規程」に基づき、適正な管理・執行を行っている。物品の発注・検品に関しては必ず事務局担当者が行い、研究者単独で経費を使用できない体制としている。

## 2. 自己点検・評価の組織と活動

- 自己点検・評価委員会（構成員）
  - ・委員長（学長）
  - ・副委員長（看護学科長、リハビリテーション学科長）
  - ・ALO
  - ・リハビリテーション学科 各専攻長
  - ・看護学科から1名、リハビリテーション学科各専攻から1名
  - ・短期大学事務局長
  - ・短期大学各課長
  - ・短期大学総務課員

### ■ 自己点検・評価の組織図



作業部会は、関係する評価点検項目についての現状及び課題・改善内容について「自己点検・評価委員会」へ報告する。

自己点検・評価委員会は、それを集約し、短期大学の活動を評価する。

- 組織が機能していることの記述（根拠を基に）
 

毎年度、学内の全部署の活動がどのように行われてきたかを本委員会で把握し、自己点検している。点検結果及び次年度以降の目標や改善項目については評価報告書としてとりまとめ、ホームページで公表している。

[https://www.heisei-iryuu.ac.jp/info\\_disclosure/](https://www.heisei-iryuu.ac.jp/info_disclosure/)

- 自己点検・評価報告書完成までの活動記録  
 (自己点検・評価を行った令和7(2025)年度を中心に)

令和7(2025)年度自己点検・評価日程

令和7年 10月7日(火)	【自己点検・評価委員会】 令和7年度 自己点検・評価日程 令和3年度認証評価結果への重点的対応
10月中旬	(事務局) 自己点検実施と中間とりまとめについて作業部会 に指示 12月24日(水)〆切
令和8年 1月31日まで	(事務局) 中間とりまとめ作成
2月17日(火)	【自己点検・評価委員会】 中間とりまとめ結果について協議
2月下旬	(事務局) 自己点検実施と最終とりまとめについて作業部会 に指示 3月31日(火)〆切
4月30日まで	(事務局) 最終とりまとめ作成
5月12日(火)	【自己点検・評価委員会】 最終とりまとめ結果について協議
5月中旬	(事務局) 修正事項等について作業部会に指示 5月29日(金)〆切
6月中旬	学長決裁 自己点検・評価報告書決定
6月下旬	(事務局) 自己点検・評価報告書ホームページ公表

## 【基準 I 建学の精神と教育の効果】

### [テーマ 基準 I -A 建学の精神]

#### <根拠資料>

##### 基本資料

1. 学生便覧 2025 [令和 7 年度] p. 1
2. シラバス 2025 年度 [令和 7 年度] 看護学科 p. 1
3. シラバス 2025 年度 [令和 7 年度] リハビリテーション学科理学療法専攻 p. 1
4. シラバス 2025 年度 [令和 7 年度] リハビリテーション学科作業療法専攻 p. 1
5. シラバス 2025 年度 [令和 7 年度] リハビリテーション学科視機能療法専攻 p. 1
6. 大学案内 2026 [令和 8 年度入学者用] p. 1
7. ウェブサイト「建学の精神・教育目的・学習成果」

<https://www.heisei-iryuu.ac.jp/campus/purpose/>

##### その他資料

なし

##### 基本資料－規程集

なし

### [区分 基準 I -A-1 建学の精神を確立している。]

区分	点検・評価の観点
基準 I -A-1 建学の精神を確立している。	<input type="checkbox"/> (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
	<input type="checkbox"/> (2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。
	<input type="checkbox"/> (3) 建学の精神を学内外に表明している。
	<input type="checkbox"/> (4) 建学の精神を学内において共有している。
	<input type="checkbox"/> (5) 建学の精神を定期的に確認している。

#### <区分 基準 I -A-1 の現状>

本学は、「誠意と親切と広い心」を教育理念として掲げているが、「建学の精神」を次のように定め、その理念について明確に表しており、教育基本法、私立学校法に基づいた公共性を有している。

##### 【建学の精神】

「誠意と親切と広い心」を理念に、医療の基本的精神である科学と人間愛に基づき、医療の知識と技術向上に努め、地域医療福祉等に貢献できる人材を養成する。  
建学の精神は、毎年度新入生に配布する「学生便覧」（基本資料-1）に掲載すると

もに、教職員に配布する「シラバス」(基本資料-2、3、4、5)、「大学案内」(基本資料-6)、学生が随時閲覧可能な学生ポータルに示したうえ、入学時にオリエンテーションにて説明をしている。また、A館校舎の正面玄関及び学生ホールを始めとして主要な校舎に建学の精神、教育目的及び教育目標の掲示を行い、学生・教職員の全員が共有できるように配慮している。受験生及びその家族、高等学校関係者をはじめとした学外者に対してはホームページ(基本資料-7)に掲載し広く公表している。また、建学の精神については、入学式と卒業式の機会に、学生や保護者の本学についての理解をより深めていただくため、新入生が学修に臨むに当たっての心構え、卒業生が医療職として地域社会等に貢献していくための激励として、理事長が祝辞の中で講話として述べている。

建学の精神を始めとして、教育目的や三つの方針などについては、学長を委員長とする教育改革委員会において、PDCAサイクルの手法により定期的に確認を行うよう努めている。

<テーマ 基準 I-A 建学の精神の課題>

課題なし

<テーマ 基準 I-A 建学の精神の特記事項>

特記事項なし

[テーマ 基準 I -B 教育の効果]

<根拠資料>

基本資料

1. 学生便覧 2025 [令和 7 年度] p. 1
2. シラバス 2025 年度 [令和 7 年度] 看護学科 p. 1、p. 2、p. 17～p. 19
3. シラバス 2025 年度 [令和 7 年度] リハビリテーション学科理学療法専攻 p. 1、p. 2、p. 18～p. 20
4. シラバス 2025 年度 [令和 7 年度] リハビリテーション学科作業療法専攻 p. 1、p. 2、p. 17～p. 19
5. シラバス 2025 年度 [令和 7 年度] リハビリテーション学科視機能療法専攻 p. 1、p. 2、p. 18～p. 23
6. 大学案内 2026 [令和 8 年度入学者用] p. 27
7. ウェブサイト「建学の精神・教育目的・学習成果」  
<https://www.heisei-iryuu.ac.jp/campus/purpose/>
8. 平成医療短期大学履修、成績評価及び単位の授与に関する規程
9. ウェブサイト「ディプロマ・ポリシー」  
[https://www.heisei-iryuu.ac.jp/campus/diploma\\_policy/](https://www.heisei-iryuu.ac.jp/campus/diploma_policy/)
10. ウェブサイト「カリキュラム・ポリシー」  
[https://www.heisei-iryuu.ac.jp/campus/curriculum\\_policy/](https://www.heisei-iryuu.ac.jp/campus/curriculum_policy/)
11. 入学者選抜要項 2026 [令和 8 年度入学者用] p. 1
12. ウェブサイト「アドミッション・ポリシー」  
[https://www.heisei-iryuu.ac.jp/schoolguide/admission\\_policy/](https://www.heisei-iryuu.ac.jp/schoolguide/admission_policy/)

その他資料

なし

基本資料－規程集

- 75 平成医療短期大学教育改革委員会規程

[区分 基準 I -B-1 教育目的・目標を確立している。]

区分	点検・評価の観点
基準 I -B-1 教育目的・目標 を確立してい る。	<input type="checkbox"/> (1) 学科又は専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
	<input type="checkbox"/> (2) 学科又は専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
	<input type="checkbox"/> (3) 学科又は専攻課程の教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
	<input type="checkbox"/> (4) 学科又は専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応じているか定期的に点検している。

<区分 基準 I -B-1 の現状>

建学の精神に掲げる「科学と人間愛」に基づき「地域医療福祉等に貢献できる人材を養成する」ことを目指し、全学の目的及び各学科の教育目的を以下のように定め、すべての学生が認識できるよう努めている。

#### 教育目的

##### <全学の目的>

本学は、教育基本法に則り、学校教育法に基づき、「誠意と親切と広い心」を理念に、豊かな一般教養の上に実践的な学問及び技術を深く教授し、地域社会等に貢献し得る優秀な人材を養成することを目的とする。

##### <看護学科>

看護学科は、深い人間愛をもち、高い倫理観の上に、高度化・多様化する保健・医療・福祉に相応し得る知識・技術及び実践力をもつ看護師の養成を目的とする。

##### <リハビリテーション学科>

リハビリテーション学科理学療法専攻、作業療法専攻及び視機能療法専攻は、深い人間愛をもち、高い倫理観の上に、高度化・多様化する保健・医療・福祉に相応し得る知識・技術及び実践力をもつ理学療法士、作業療法士及び視能訓練士の養成を目的とする。

また、こうした教育目的に基づき、どのような「知識・技術及び実践力」をもつ人材を養成するかという学科・専攻における教育目標を明確に定めている。

#### 教育目標

##### <看護学科>

1. 科学的根拠に裏づけされた看護領域の専門知識、技術及び実践力を有する看護師
2. 高度化、多様化する医療環境の変化等に主体的に対応できる実践力を有する看護師
3. 生命の尊重と人間に対する全人的な深い理解に基づく対象者への看護の実践及び多種職と連携・協働しながら看護を提供できる良好な人間関係を築く能力と態度を有する看護師
4. 生涯にわたり、主体的かつ能動的に学習する意志をもつ看護師

##### <リハビリテーション学科 理学療法専攻>

1. 医学の基礎知識、理学療法領域の専門知識、技術及び実践力を有する理学療法士
2. 対象者や保健・医療・福祉領域に関わる従事者との信頼関係を醸成できるコミュニケーション能力と態度を有する理学療法士
3. 生涯にわたり、主体的かつ能動的に学習する意志を有する理学療法士

##### <リハビリテーション学科 作業療法専攻>

1. 医学の基礎知識、作業療法領域の専門知識、技術及び実践力を有する作業療法士
2. 対象者や保健・医療・福祉領域に関わる従事者との信頼関係を醸成できるコミュニケーション能力と態度を有する作業療法士
3. 生涯にわたり、主体的かつ能動的に学習する意志を有する作業療法士

##### <リハビリテーション学科 視機能療法専攻>

1. 科学的根拠に裏づけされた視機能療法領域の専門知識・技術及び実践力を有する視能訓練士

2. 対象者や医療・保健・福祉領域に関わる従事者との信頼関係を築くために必要なコミュニケーション能力と態度を有する視能訓練士
3. 生涯にわたり、主体的かつ能動的に学習する意志を有する視能訓練士

教育目的・目標は、学内掲示やホームページ（基本資料-7）等で学内外へ表明し、学生便覧（基本資料-1）やシラバス（基本資料-2、3、4、5）、学生ポータルに掲載している。また、入学時や各学期初めのオリエンテーションにおいて学生に説明を行っている。

教員は各担当授業の到達目標を定め、学期末の試験等により達成状況を把握、評価している。また、教育目的に基づいた学習成果を GPA で把握・評価している。履修に関することは学科別のオリエンテーション時に学生便覧（基本資料-1）、臨床実習要項を用いて指導をしている。

教育目的・目標は、学長を委員長とする教育改革委員会において、PDCA サイクルの手法により定期的に点検を行っているところであり、本学による人材養成が地域・社会のニーズに込んでいるかを点検するため、毎年度、卒業生の就職先へのアンケート調査（卒後評価アンケート）やニーズ調査等を実施している。

令和6年度卒業生が就職した全施設に対し、Bloomの教育目標分類「認知領域（知識）」「精神・運動領域（技術）」「情意領域（態度・習慣）」に基づく3視点を調査項目とする卒後評価アンケート（その他資料-10）を実施した。具体的には、「人体の構造・機能に対する知識」「疾病や障害に対する知識」「専門的知識」「専門的技術」「問題解決能力・論理的思考力・主体的行動力」「社会人としてのコミュニケーション能力・正しい言葉遣い・マナー」である。アンケートの回収率・結果は以下のとおりであった。

	看護学科	リハビリテーション学科			合計
		理学療法専攻	作業療法専攻	視機能療法専攻	
配布数	66	49	26	35	176
回収数	37	34	17	24	112
回収率(%)	56.1%	69.4%	65.4%	68.6%	63.6%

看護学科では、「非常によく習得していた・良く習得していた・習得していた」の肯定的評価は、「人体の構造・機能に対する知識」が75.7%（昨年度87.8%）、「疾病や障害に関する知識」が73.0%（昨年度78.0%）と7割以上を占めているが、本年度は昨年度より若干低下傾向にある。この原因としては、学習者の基礎知識や意欲の低下やばらつきがあることにより理解度に差が生じたことが考えられる。また、系統的に理解をすることが難しい学生が増えており、病態や治療について系統的に理解し、学習することが困難となっていることが考えられる。

看護に関する専門知識では、「看護の基礎知識」は82.9%（昨年度84.7%）、「看護過程の展開」は73.2%（昨年度62.2%）であった。看護の技術の肯定的評価は7～8割以上であったが、昨年よりは若干低下している。看護に関する専門知識は、解剖生理学や疾病論などを基盤とする理解が必要となる。今後は看護過程の展開の事例を通

じて解剖生理学や疾病論を想起させることを強化し、患者の疾患理解を深め、具体的な観察や援助の必要性・方法を導き出せるよう教育していく。また、獲得した看護の専門知識をもとに、講義後の演習などを通じて、患者の状態に応じた応用的スキルができるよう指導していく必要がある。

また、「社会人としてのコミュニケーション能力・正しい言葉遣い・マナー」の肯定的評価が 59.4%（昨年度 75.6%）であり、本年度は 16.2%低下した。この原因として対面によるコミュニケーション経験の減少や SNS 中心の交流により、実践的なコミュニケーションが低下している傾向がある。学科会議でマナー力の強化についての教育方法を教員全員で検討し、学生の表現力を育むとともに、他者を尊重する言葉かけや対応、マナー力についても指導を強化する必要がある。

一方で、「問題解決能力・理論的思考力・主体的行動力」の肯定的評価が 62.1%（昨年度 56.0%）と本年度は増加傾向にある。知識の断片性による臨床応用の困難さを背景に、教育的支援により思考力・判断力・主体性が育まれ、肯定的評価の増加につながったと考えられる。

リハビリテーション学科理学療法専攻では、「非常によく習得していた・良く習得していた・習得していた」の合計は、「人体の構造・機能」85.2%、「疾病や障害に対する知識」82.4%、「問題解決能力・論理的思考力・主体的行動力」67.6%、「社会人としてのコミュニケーション能力・マナー」85.2%であった。基礎分野および汎用的能力については一定の水準が維持されており、1年次からの解剖学・基礎医学科目・基礎演習での学習蓄積が活かされていると推測された。一方、昨年度と比較して「運動器理学療法」「内部機能理学療法」「物理療法」「内部機能理学療法」「物理療法」などの専門的判断が求められる科目では「習得できていなかった」割合が増加した。これらの領域では学内講義のみでは理解の定着が難しい可能性があるため、より実践的な演習や症例検討など、臨床的な視点を取り込んだ授業構成が必要である。また、学生自身が「自ら考え、選択し、試行する」学習につながるよう、早期から主体的に取り組む機会を増やすことが重要である。本結果については学内教員間で共有し、専門科目の補強、演習機会の拡充、学習支援体制の再構築など、次年度へ向けた改善に努めていく。

リハビリテーション学科作業療法専攻では、「非常によく習得していた・良く習得していた・習得していた」の合計は、「人体の構造・機能に対する知識」88.2%、「疾病や障害に関する知識」94.1%、「作業療法に関する専門的知識」94.1%、「作業療法技術」88.3%、「問題解決能力・論理的思考力・主体的行動力」76.5%、「社会人としてのコミュニケーション能力・正しい言葉遣い・マナー」88.2%であった。このことから、基礎知識や疾患などの医学的知識、作業療法に関する知識や技術、社会人としてのコミュニケーション能力・正しい言葉遣い・マナーにおいて 9 割程度習得していた。自由記述による回答として、具体的には筋の解剖学や整形疾患に関する知識、動作分析・作業分析に関する知識、主体性不足、論理的思考について不足していると感じており、前年度と同意見であった。改善策として、特に骨や筋の基礎知識では初年次より基礎演習や解剖学演習と通して、骨模型の活用によるグループ学習の頻度を増やすなど重点的に取り組んでいる。今後はこれに加え、知識を臨床場面に即してアウトプットする力を養うため、症例をベースとした動作分析演習や臨床推論の機会を低学年から段階的

に導入する。これにより、知識の点と点をつなぎ、実習や現場で『説明できる技術』へと昇華させる指導を強化したい。また、学生の主体性向上に向けては、教員が正解を提示する前に学生自身に仮説を立てさせる問いかけを重視し、論理的な思考プロセスを習慣化させる。これらの取り組みを通じて、技術・知識のみならず、現場の変化に自ら対応できる主体的・論理的な作業療法士の育成に努めていく。

リハビリテーション学科視機能療法専攻の卒後評価アンケートの回収率は、昨年度の58.3%から72.5%と向上した。今年度の「非常に良く習得していた」「良く習得していた」「習得していた」は、「解剖・生理に対する知識」は100%、「疾病や障がいに対する知識」は100%、「視機能検査や矯正・訓練に関する知識」は79.2%、「視機能検査の手技」は87.5%、「問題解決能力・論理的思考力・主体的行動力」は75%、「社会人としてのコミュニケーション能力・正しい言葉遣い・マナー」は83.3%であった。昨年度の結果に対し、「あまり習得できていなかった」「習得で規定なかった」は、「問題解決能力・論理的思考力・主体的行動力」を除いて減少していた。今年度の卒後調査でいただいたコメントより、①知識を結び付ける力が低い、②検査結果に対する疑問を見つける力が低いといった課題があると考えられた。これらについては昨年度も同様のコメントがあったことから、改善策として、症例検討といった1つの問題に対して解決する方法及び過程を学習することで、個々の知識を結びつけることを実施している。また、本専攻の演習内での総括にて、演習で行った検査の手法、その結果、その結果から言えることについて発表者が呈示し、その発表に対して聴講者が質疑応答や議論を行っている。令和5年度まで総括は演習直後に実施していたため自己学習をする時間がなかったことから、令和6年度は、総括は演習直後ではなく後日に実施し、それまでに学生全員に対して総括までに発表資料を作成するよう指示している。これらにより「問題解決能力・論理的思考力・主体的行動力」についても改善していくと思われる。

また、卒後評価アンケートとは別に卒業生の在籍する病院・施設等に対し、「知識」「技術」「応用力(対応力)」「主体性」「コミュニケーション力」「接遇・マナー」のどの資質・能力を卒業生に求めるのか「ニーズ調査」を行った。アンケートの回収率は以下のとおりである。

	看護学科	リハビリテーション学科			合計
		理学療法専攻	作業療法専攻	視機能療法専攻	
配布数	31	37	20	28	116
回収数	18	17	12	20	67
回収率(%)	58.1%	45.9%	60.0%	71.4%	57.8%

看護学科では、学生に求める資質・能力として重要度が最も高かったのは、接遇・マナー、続いて主体性(自主性)、コミュニケーション力の順でニーズが高かった。知識や技術は徐々に学んでいけばよいが主体性をもって取り組むことを求める意見が多く示された。看護師はチームで患者看護にあたるため、社会人として接遇・マナーはもちろんのこと、チームの一員として主体的に自己の考えを述べ、多職種連携の場で協

調性や主体性・コミュニケーション力を発揮することが期待されていると考える。今後、日頃の学内指導や学内演習、~~や~~臨地実習において、これらの期待される能力を更に高めるようにしていきたい。

リハビリテーション学科理学療法専攻では、学生に求める資質・能力として重要度が最も高かったのは「接遇・マナー」、次いで「コミュニケーション力」であり、昨年度と同様の結果であった。今後は、患者や多職種と対話できる理学療法士の育成という視点で職業教育を行っていく必要がある。他の職種の役割や専門性と理学療法の専門性や責任を理解するための「多職種連携演習 (IPE)」の更なる充実や医療者接遇 OSCE の導入を検討する。また、臨床思考 (情報収集から評価・介入計画の立案・実践までのプロセス) の習得に力を入れてほしいとの意見も多く、専門科目にてディスカッション形式の症例検討などの充実を図る。

リハビリテーション学科作業療法専攻の結果について「学生に求める資質・能力」に含まれる6つの項目を俯瞰すると、「コミュニケーション力」「接遇・マナー」に対するニーズがより重要視されており、「知識」「技術」「応用力」「主体性 (自主性)」についてはそれらに準ずる回答傾向がみられた。コミュニケーション力、接遇・マナーについては、特殊技能や高い専門性が要求されているというよりは、組織の一員として円滑に業務を遂行するための社会人としての必須の基盤として強く求められている。これは、専門的な知識や技術は入職後に実務教育を通して段階的に習得していくことが前提とされる一方で、対人スキルや態度は、早期の臨床適応に不可欠な要素として最優先されているためと考えられる。背景として、近年の新卒者が対象者への対応において最低限の水準に達しておらず、そうした面への教育・指導に苦慮されている部分が反映しているのではないかと考えられた。また、情報収集から介入計画の立案・実践までの繋がりが理解できておらず、その部分をしっかりと習得させてほしいという意見もみられた。この点についてはすでに学内でも重点的に指導実践をしているところであるが、全ての学生が十分な成果を得るまでには至っていない。今後は特に学習上での困難さを抱える学生に対し、論理的な思考過程をいかに定着させるか、個別指導のあり方も含めた教育方法の再検討が必要である。

リハビリテーション学科視機能療法専攻の結果では、学生に求める資質・能力として最も重要度が高かったのは、「コミュニケーション力」、次いで「接遇・マナー」「応用力 (対応力)」「主体性 (自主性)」「知識」「技術」という順になった。視機能療法専攻では、コミュニケーション力を養うため、基礎演習をはじめ複数の科目でグループワークやプレゼンテーションを実施している。接遇・マナーについては、演習時には患者を想定した検査の説明や対応をすることとし、礼儀礼節を重んじた指導を専攻内で力を入れて指導しており、年々身に付いている学生が増えているとは思われるが、今後もアクティブラーニングを用いながら、コミュニケーション力に加え、主体性 (自主性) についても高めるための指導を行う。

卒後評価アンケート及びニーズ調査の結果については教育改革委員会での検討資料としており、学習成果の点検のため活用している。

[区分 基準 I-B-2 学習成果を定めている。]

区分	点検・評価の観点
基準 I -B-2 学習成果を定め ている。	<input type="checkbox"/> (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
	<input type="checkbox"/> (2) 学科又は専攻課程の学習成果を学科又は専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
	<input type="checkbox"/> (3) 学習成果を学内外に表明している。
	<input type="checkbox"/> (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

### <区分 基準 I -B-2 の現状>

建学の精神に基づき、学生が修得すべき学力、能力、技術を次のように本学としての学習成果として定めている。

<全学>教養・倫理・責任感及びコミュニケーション能力の修得

学科・専攻の教育目的・目標に基づき、学科・専攻課程の学習成果を次のように定めている。

<看護学科>

1. 看護職に求められる教養・倫理観・責任感・コミュニケーション能力及び主体的に研鑽する態度の修得
2. 看護の専門基礎知識の修得
3. 看護の専門知識・技術の修得
4. 看護の対象者を全人的にとらえ、科学的判断・倫理的判断を基に対象者に応じた看護を行う実践力の修得
5. 看護学に関わる課題を解決するための科学的思考力と問題解決能力を身につけ、向上心と探求心を持ち、知識・技術の修得や学術研究活動を推進することができる能力の修得

<リハビリテーション学科 理学療法専攻>

1. 豊かな教養と人間愛に基づき、対象者と信頼関係を構築できるコミュニケーション能力の修得
2. 医学の基礎的知識、理学療法領域の専門知識・技術及び実践力の修得
3. 地域の保健・医療システムにおいて理学療法士の役割をはたす能力の修得
4. 対象者にとって最良かつ安全な理学療法を実践できる能力の修得
5. 課題解決のための論理的な思考力と柔軟な発想力及び向上心と探求心を持ち、知識・技術の修得や学術研究活動を推進することができる能力の修得

<リハビリテーション学科 作業療法専攻>

1. 豊かな教養と人間愛に基づき、対象者と信頼関係を構築できるコミュニケーション能力の修得
2. 医学の基礎的知識、作業療法領域の専門知識・技術及び実践力の修得
3. 地域の保健・医療システムにおいて作業療法士の役割をはたす能力の修得
4. 対象者にとって最良かつ安全な作業療法を実践できる能力の修得
5. 課題解決のための論理的な思考力と柔軟な発想力及び向上心と探求心を持ち、知

識・技術の修得や学術研究活動を推進することができる能力の修得  
 <リハビリテーション学科 視機能療法専攻>

1. 視能訓練士として全人的医療を実践し、社会に貢献するために必要な人間性と教養、責任感と倫理観、対象者と信頼関係を構築できるコミュニケーション能力の修得
2. 視機能療法学の土台となる人間科学領域の知識と技術の修得
3. 視機能療法学の各分野における基礎的・理論的な知識と技術の修得
4. 視機能療法学の各分野における発展的な知識と技術、実践力の修得
5. チーム医療における視能訓練士の役割の理解と実践力の修得
6. 視機能療法に関わる課題解決のための論理的な思考力と柔軟な発想力及び向上心と探求心を持ち、知識・技術の修得や学術研究活動を推進することができる能力の修得

全学並びに各学科・専攻課程の学習成果は、建学の精神、教育目的等に基づいて明確に定めており、カリキュラムマップにおいてカリキュラム・ポリシーやディプロマ・ポリシーとの関係を示してシラバス（履修要領）、学生ポータルに掲載するとともに、学生便覧とホームページに掲載して学内外に表明している。

学習成果については、学科・専攻内において日常的にカリキュラム・ポリシーやディプロマ・ポリシーとの整合性について意識しているところであり、教育改革委員会においても毎年度その妥当性等について点検を行うこととしている。

**[区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。]**

区分	点検・評価の観点
基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。	<input type="checkbox"/> (1) 短期大学及び学科又は専攻課程ごとに、組織的議論を重ね、三つの方針を関連付けて一体的に策定し、学内外に表明している。
	<input type="checkbox"/> (2) 短期大学及び学科又は専攻課程ごとに卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。
	①卒業認定・学位授与の方針は、学習成果に対応し、卒業の要件、資格取得の要件を明確に示している。
	②卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
	③卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。
	<input type="checkbox"/> (3) 短期大学及び学科又は専攻課程ごとに教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。
	①教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
	②教育課程編成・実施の方針を定期的に点検している。
	<input type="checkbox"/> (4) 短期大学及び学科又は専攻課程ごとに入学者受入れの方針

	(アドミッション・ポリシー)を明確に示している。
	①入学者受入れの方針は、学習成果に対応している。
	②入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
	③入学者受入れの方針を、高等学校等関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

### <区分 基準 I-B-3 の現状>

三つの方針は、平成 25 年 9 月に教育改革委員会の議を経た後、教授会に諮られ、各方針を関連付けて一体的に定められた。令和 2 年度に教育目的と学習成果の見直しを実施した際も、併せて三つの方針について教育改革委員会において一体的に審議して見直しを行っている。

本学では、教育改革委員会を設置し(基本資料-規程集-75)、三つの方針を踏まえた上で、学修評価、実習評価、卒後評価、ニーズ調査、学習行動調査、卒業時アンケート、卒業生アンケート、アセスメントポリシーによる検証等の分析に基づいて問題点等を抽出して改革案を検討しているが、その際には公益社団法人岐阜県理学療法士会、一般社団法人岐阜県作業療法士会などの各医療職団体や実習を依頼する医療福祉施設等の有識者や高校の進路指導担当教員から意見と助言を得ながら作成しており、PDCA サイクルにより組織的な改善を行っている。

アドミッション・ポリシーを踏まえて入学生を選抜し、カリキュラム・ポリシーに基づいて適切にカリキュラムを編成して教育を行い、ディプロマ・ポリシーに沿って卒業認定を行っている。シラバス(履修要領)(基本資料-2、3、4、5)においてもカリキュラムマップと科目関連図を示しており、授業科目の成績評価に学習成果が的確に反映されている。こうした三つの方針はホームページ(基本資料-9、10、12)、入学者選抜要項(基本資料-11)、学生便覧(基本資料-1)、シラバス、学生ポータルに掲載し広く学内外に周知している。

平成 25 年 9 月に開催された教育改革委員会の議を経て教授会で、「建学の精神」「教育目的・目標」「教育課程編成・実施の方針」「入学者受入れの方針」などの相互関連性について検討され、全学における学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)に基づき、各学科の学位授与の方針を定めた。

#### <全学方針>

科学と人間愛を教育の根本として、一般教養の上に専門分野の実践的な学問及び技術を修得し、地域社会等に貢献し得る優秀な人材を養成することを教育目的として、次の能力を身につけるよう教育課程を編成する。この教育課程における所定の単位を修得した学生に対して、卒業を認定し学位を授与する。

1. 全学共通の教養科目の履修を通して、社会的責任感、良好な人間関係、コミュニケーション能力、倫理観など、医療人として求められる教養を身につける。
2. 学習を通して、専門職として求められる専門知識、技術及び実践力を修得し、地域医療福祉等に貢献できる力を身につける。

3. 学科・専攻課程の教育目的に基づく学習を通して、人間、保健医療福祉問題等を科学的、論理的に思考し、柔軟な発想による課題発見、解決のための知識、技術等を身につける。

#### <看護学科>

1. 豊かな人間性と教養を身につけ、看護師としての責任感や倫理観など、医療人として求められる能力と態度を身につけている。
2. 看護師として必要な基礎的知識・技術・態度を身につけ、対象者を全人的にとらえ、科学的判断・倫理的判断を基に、対象者に応じた看護を実践できる。
3. 看護の対象者及び医療チーム間における円滑なコミュニケーション能力を身につけ、互いを尊重した人間関係を構築できる。
4. 生涯にわたり向上心と探究心をもち続け、看護専門職として主体的に研鑽できる。

#### <リハビリテーション学科 理学療法専攻>

1. 広い視野と豊かな教養を身につけ、理学療法士としての社会的責任感や倫理観を身につけている。
2. 身体の構造及び心身の機能を理解した上で、科学的根拠に基づいた理学療法を実践するために必要な知識並びに技術を身につけている。
3. 対象者と円滑なコミュニケーションを図ることができ、相手の立場を尊重した人間関係を構築することができる。また、地域の保健・医療システム、特に地域包括ケアにおける理学療法士としての役割を理解し、多職種と連携・協働して諸問題に対処することができる。
4. 学術研究活動を通じて理学療法に関わる課題を解決するための科学的思考を身につけ、理学療法の質の向上のため、生涯にわたり主体的かつ能動的に知識・技術の修得や学術研究活動を推進することができる。

#### <リハビリテーション学科 作業療法専攻>

1. 広い視野と豊かな教養を身につけ、作業療法士としての社会的責任感や倫理観を身につけている。
2. 身体の構造及び心身の機能を理解した上で、科学的根拠に基づいた作業療法を実践するために必要な知識並びに技術を身につけている。
3. 対象者と円滑なコミュニケーションを図ることができ、相手の立場を尊重した人間関係を構築することができる。また、地域の保健・医療システム、特に地域包括ケアにおける作業療法士としての役割を理解し、多職種と連携・協働して諸問題に対処することができる。
4. 学術研究活動を通じて作業療法に関わる課題を解決するための科学的思考を身につけ、作業療法の質の向上のため、生涯にわたり主体的かつ能動的に知識・技術の修得や学術研究活動を推進することができる。

#### <リハビリテーション学科 視機能療法専攻>

1. 視能訓練士として求められる社会的責任感、良好な人間関係を築くコミュニケーション能力、倫理観などの教養を身につけている。

2. 身体の構造及び心身の機能を理解した上で、科学的根拠に基づいた視機能療法を実践するために必要な専門知識並びに技術を身につけている。
3. 対象者と円滑なコミュニケーションを図ることができ、相手の立場を尊重した人間関係を構築することができる。
4. 地域の保健・医療システムにおける視能訓練士としての役割を理解し、多職種と連携・協働して諸問題に対処することができる。
5. 視機能療法に関わる課題を解決するための科学的思考を身につけ、視機能療法の質の向上のため、生涯にわたり探求心をもち続け、学術研究活動を推進し、主体的・能動的に研鑽できる。

これらは、看護師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士として必要な要件であり社会的・国際的に通用性があると考えられる。

学科・専攻内においては日常的にカリキュラム・ポリシーやディプロマ・ポリシーが適切なものとなっているか意識しているところであり、教育改革委員会においては、学科・専攻における教育改革の取組について毎年点検を行っている。点検に当たっては、卒業認定・学位授与の方針が卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示しているかという点をはじめとして、3つのポリシーの視点から実施することとしている。

全学及び各学科の卒業認定・学位授与の方針に対応した教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）は、教育改革委員会にて定期的に点検され、明確化されている。

## 1 全学方針

人間愛と社会生活に求められる教養、倫理、責任感及びコミュニケーション能力を修得し、医療技術者としての専門知識、実践力及び課題解決能力を身につける。

- (1) 社会生活に求められる教養、倫理、責任感及びコミュニケーション能力を身につけるため、全学に総合教育科目を配置する。
- (2) 専門教育科目は、専門職の基礎知識である人体、疾病などの専門基礎を学び、それぞれの学科・専攻課程ごとに、次のとおり専門知識・技術及び実践力を修得する科目を配置する。

## 2 看護学科

- (1) 豊かな人間性と教養及びコミュニケーション能力を身につけ対象者を全人的に深く理解するため、人間と科学・人間と社会・コミュニケーション等の総合教育科目を配置する。
- (2) 看護の専門基礎知識を修得するため、人体の理解・疾病の成り立ちと回復の促進・社会の構造と環境の専門基礎科目を配置する。
- (3) 看護の領域ごとに、健康生活を支えるための看護の原理と基礎・健康生活を支えるためのライフサイクル別看護活動の専門科目を配置し、専門知識・技術実践力を段階的に高めるように配置する。
- (4) 看護の領域ごとに、看護職としての科学的判断・倫理的判断を基に、対象者に応じた看護を実践するための実習科目を段階的に配置する。

- (5) 看護学に関わる課題を解決するための科学的思考力と問題解決能力を身につけ、それを生涯にわたり高める態度とチーム医療・多職種連携における看護の役割を果たすために統合科目を配置する。

### 3 リハビリテーション学科 理学療法専攻

- (1) 地域社会に貢献するために理学療法士として必要な教養と人間性、責任感や倫理観、コミュニケーション能力を身につけるため、人間と科学・コミュニケーション等の総合教育科目を配置する。
- (2) 身体の構造及び心身の機能を理解するための専門基礎科目を配置し、その上で運動や物理的手段を用いて疾病や障害の予防、そして疾病に伴う障害から生じる身体機能及び基本動作能力の回復・改善を促す理学療法の専門知識と技術を身につけるため、理学療法専門科目を配置する。
- (3) 地域の保健・医療システム、特に地域包括ケアにおける理学療法士の役割、生活環境面に対する具体的支援方法について理解するとともに、障害の有無や年代にかかわらず、全ての人々が住み慣れた地域で生活できるように支援するための能力を身につけるため、専門基礎科目と理学療法専門科目を配置する。
- (4) 臨床実習指導者の監督、指導の下、専門基礎科目や専門科目で学んだ専門知識と技術を統合し、対象者にとって最良かつ安全な理学療法を実践できる能力を身につけるため、理学療法専門科目（臨床実習）を配置する。
- (5) 科学者としての目と心を育み、理学療法に関わる課題を解決するための科学的思考力と問題解決能力、それを生涯にわたり高める態度を身につけるため、専門基礎科目と理学療法専門科目を配置する。

### 4 リハビリテーション学科 作業療法専攻

- (1) 地域社会に貢献するために作業療法士として必要な教養と人間性、責任感や倫理観、コミュニケーション能力を身につけるため、人間と科学・コミュニケーション等の総合教育科目を配置する。
- (2) 身体の構造及び心身の機能を理解するための専門基礎科目を配置し、その上でひとが営んでいる作業活動を用いて疾病や障害を予防すること、そして疾病に伴う障害から生じる日常生活動作ならびに社会適応能力の回復・改善を促すための科学的根拠に基づいた作業療法の知識と技術を身につけるため、作業療法専門科目を配置する。
- (3) 地域の保健・医療システム、特に地域包括ケアにおける作業療法士の役割、生活環境面に対する具体的支援方法について理解するとともに、障害の有無や年代にかかわらず、全ての人々が住み慣れた地域で生活できるように支援するための能力を身につけるため、専門基礎科目と作業療法専門科目を配置する。
- (4) 臨床実習指導者の監督、指導の下、専門基礎科目や専門科目で学んだ専門知識と技術を統合し、対象者にとって最良かつ安全な作業療法を実践できる能力を身につけるため、作業療法専門科目（臨床実習）を配置する。
- (5) 科学者としての目と心を育み、作業療法に関わる課題を解決するための科学的思考力と問題解決能力、それを生涯にわたり高める態度を身につけるため、専門基礎科目と作業療法専門科目を配置する。

## 5 リハビリテーション学科 視機能療法専攻

- (1) 地域社会に貢献するために視能訓練士として必要な教養と人間性、責任感や倫理観、コミュニケーション能力を身につけるため、人間と科学・コミュニケーション等の総合教育科目を配置する。
- (2) 視機能療法学の基盤である人間科学を修得させる科目として、人体の構造と機能及び心身の発達、疾病の成り立ち及び回復過程の促進、視覚機能の基礎と検査機器及び保健医療福祉と視機能障害のリハビリテーションの理念に関する専門基礎科目を配置する。
- (3) 視機能療法学の確かな専門知識・技術を修得させる科目として、基礎的視機能療法学の科目を配置する。
- (4) 視機能療法学の確かな専門知識・技術を臨床現場において適切に実践し得る能力を身に付けるために、視機能療法学領域の各系統における発展的科目と分野横断的科目を配置する。
- (5) 対象者に応じた視機能療法の実践及びチーム医療の在り方を了知させるために、臨地実習を配置する。
- (6) 視機能療法に関わる課題を解決するための科学的思考力と問題解決能力、それを生涯にわたり高める態度を身につけるため、医療情報と実験研究に関する科目を配置する。

建学の精神と教育目的に基づき、入学者受入れの方針を以下のように定めており、方針は学習成果に対応している。

本学の学習成果は、全学としては「教養・倫理・責任感及びコミュニケーション能力の修得」ということであり、学科・専攻としては「専門領域の基礎知識や能力、専門知識や技術の修得」、「知識応用力、専門職としてのコミュニケーション能力、実践力の修得」などという内容となっているが、建学の精神と教育目的に基づいて定めた以下に示すアドミッション・ポリシーは、明確にこうした学習成果を獲得できる資質を持った学生の採用を目指すことを示すものとなっている。

### 1 全学共通

全学共通のアドミッション・ポリシーとして、次のように表明している。

本学は「誠意と親切と広い心」を理念として、科学と人間愛に基づき、地域医療福祉等に貢献できる医療人を育成し、社会に貢献します。そして、本学を学びの場として優れた人材が育っていくことを願っています。よって、次のような能力と意欲を持つ学生を求めています。

- (1) 教養と専門知識・技術及び実践力を修得するために必要な基礎学力とコミュニケーション能力を持つ人
- (2) 常に真心を持って人に尽くす意欲と情熱を持ち、協調性と柔軟性のある人
- (3) 医療や健康に関わる科学に強い興味を持ち、主体的に学ぶ姿勢を持つ人

### 2 看護学科

全学共通のアドミッションポリシーに加え、看護学領域に関わる科学を学ぶ意志が強く地域医療福祉に貢献する意欲の高い人

### 3 リハビリテーション学科 理学療法専攻

全学共通のアドミッションポリシーに加え、理学療法学領域に関わる科学を学ぶ意志が強く地域医療福祉に貢献する意欲の高い人

#### 4 リハビリテーション学科 作業療法専攻

全学共通のアドミッションポリシーに加え、作業療法学領域に関わる科学を学ぶ意志が強く地域医療福祉に貢献する意欲の高い人

#### 5 リハビリテーション学科 視機能療法専攻

全学共通のアドミッションポリシーに加え、視機能療法学領域に関わる科学を学ぶ意志が強く地域医療福祉に貢献する意欲の高い人

入学者受入れの方針では、本学に入学するにあたり備わっていて欲しい能力、意欲等について明確に示しており、特に地域の医療福祉に貢献したいという強い意欲を持った人材を求めることを謳っている。

自己点検・評価活動委員会の作業部会として位置づけている教育改革委員会においては、毎年高等学校の進路指導担当教員を招き、本学のアドミッションポリシーに係る施策等について説明したうえ意見を聴取し、点検を行っている。

### <テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題>

課題なし

### <テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項>

教育改革委員会では、三つの方針を踏まえた上で、学修評価、実習評価、卒後評価、ニーズ調査、学習行動調査、卒業時アンケート、卒業生アンケート、アセスメントポリシーによる検証等の分析に基づいて問題点等を抽出し、分析を行っている。そのうえで、医療職団体や医療福祉施設等の有識者や高校進路指導担当教員から意見と助言を得ながら翌年度の施策案を作成し、理事会において翌年度施策として決定している。こうして決定された施策の実施状況については、前年度と同様のプロセスにより教育改革委員会において成果検証を実施しており、PDCA サイクルにより組織的な改善を行っている。

教員が、自己の教育を振り返り、教育の質の改善および教育業績の適正な評価に役立てる目的で、「教育の責任」、「教育の理念」、「教育の方法」、「教育評価と成果」、「今後の教育目標、教育改善」の5項目で構成するティーチング・ポートフォリオを導入している。

[テーマ 基準 I -C 社会貢献]

<根拠資料>

基本資料

なし

その他資料

1 岐阜市末広自治会との協定

基本資料－規程集

なし

[区分 基準 I -C-1 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

区分	点検・評価の観点
基準 I -C-1 高等教育機関として地域・社会に貢献している。	<input type="checkbox"/> (1) 社会への貢献についての取組みに関する方向性を示している。
	<input type="checkbox"/> (2) 地域・社会への貢献に取り組んでいる。
	①地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
	②地方自治体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
	③教職員及び学生はボランティア活動等を行っている。
	<input type="checkbox"/> (3) 地域・社会への貢献についての取組みを定期的に点検している。

<区分 基準 I -C-1 の現状>

本学は、「誠意と親切と広い心」を理念に、医療の基本的精神である科学と人間愛に基づき、医療の知識と技術向上に努め、地域医療福祉等に貢献できる人材を養成するという建学の精神に基づき、教育目的として「地域社会等に貢献し得る優秀な人材を養成する」ことを目指しており、本学ガバナンス・コードにおいても次のように定め、本学の基本的な方向性として社会への貢献についての方向性を明確に示している。

「本学は、地域医療福祉に貢献できる人材を養成するという社会的責任を果たすため、学生を最優先に考えると共に、文部科学省、岐阜県や岐阜市等の地方自治体、日本私立学校振興・共済事業団、教職員、保護者、卒業生、病院や福祉施設等の医療福祉関係機関、高等学校等との関係を良好に保ちつつ、公共性・地域貢献等を念頭に法人経営を進めている。」

本学では、毎年開催される学園祭（平成祭）において、地域・社会に向けた講演会や学術展示などを実施している。令和7年度は、学生と教員による学術展示と、隣接する平野総合病院看護部とリハビリテーション部による介護予防/健康増進に関する体験事業を実施した。学術展示では看護学科が血圧測定や足浴/手浴、理学療法専攻が車いす体験と物理療法体験、作業療法専攻がタイルコースター作り、視機能療法専攻が視力検査と屈折検査を行った。体験事業では血糖値測定、手洗い体験、ロコモ度チェック、痛みの健康相談を行った。

大型商業施設や公共施設を中心に地域貢献活動や職業体験会を実施している。令和7年度は、モレラ岐阜店、イオンモール大垣店、イオンモール各務原インター店、マーサ 21、岐阜メモリアルセンターにおいて、教職員と学生が連携して健康増進に関する活動を実施し、メディアコスモス（岐阜市民図書館）では、小中学生の夏休み期間に職業体験会を実施し、イオンモール大垣店においても子供たちを対象とした職業体験会を実施した。

#### 地域貢献活動

	看護学科	リハビリテーション学科			事務局
		理学療法専攻	作業療法専攻	視機能療法専攻	
モレラ岐阜店	4月	4月	4月		
イオンモール大垣店	8月、11月	6月、1月	5月、9月	10月、3月	
イオンモール各務原インター店	4月、12月	4月、9月	7月、12月		
マーサ 21		2月		2月	
岐阜メモリアルセンター					3月

#### 職業体験会

	看護学科	リハビリテーション学科		
		理学療法専攻	作業療法専攻	視機能療法専攻
イオンモール大垣店	11月	11月		
メディアコスモス	7月	7月	7月	

地域・社会の地方公共団体、企業、教育機関、文化団体等との連携活動は次のとおり実施している。

まず全学的な取組としては、これからの地域医療・福祉では、患者を中心として、医師をはじめとする医療専門職がチームを作って治療やケアを行う「チーム医療」が推奨されていることから、本学では、岐阜市内の大学や短期大学（医学部・薬学部・栄養学科など）と提携して多職種連携教育を行っており、他の職種が持つ知識や視点の違いなどを知り、患者ケアについて、色々な職種そして他大学の学生から意見を聞く機会を設けている。

看護学科においては、公益社団法人岐阜県看護協会主催の「病院勤務以外の看護師等認知症対応力向上研修」の講師（教員1名）、NPO法人クローバ主催の「看護師の仕事体験と体の健康チェック」の講師（教員1名）、WAKUWAKUしごと探検隊主催の「看護師の仕事体験と体の健康チェック」の講師（教員1名）、平野総合病院主催の褥瘡研修会「褥瘡をつくらない！自分たちで見る・ケアするには」の講師（教員1名）、岐阜県看護協会主催の「専任教員養成講習会」の講師（教員1名）について協力を行った。

リハビリテーション学科理学療法専攻では、岐阜市保健所主催の難病医療講演会において低肺機能者を対象とした「呼吸リハビリテーション」に関する講義および実技指導（教員1名）、各務原市役所ライフデザインセンターにて市民を対象とした健康講

座（教員 1 名、全 8 回）、岐阜県介護予防推進・評価事業（運動機能向上部会）への参画（教員 1 名）、岐阜県障がい者職場活躍ナビゲーター養成研修の講師（教員 1 名）、岐阜県的女子ラグビーチーム「ぎふ清流レディース」および女子ラグビー岐阜県代表に対するトレーナー活動（教員 1 名）、岐阜県高校野球連盟やねんりんピックのサポート活動（教員 1 名）、車いすツインバスケットボールチームのサポート活動（教員 1 名）、揖斐郡池田町（池田町女性セミナー）での講演（教員 1 名）、岐阜市生涯学習センター主催事業の生涯学習講座での講演（教員 1 名）、イオンモール大垣やイオンモール各務原インターやモレラ岐阜（本巣市）での健康支援活動など、多くの公開講座や生涯学習事業での活動を通じて地域貢献に取り組んだ。教育機関での活動として、星城大学での生成 AI に関する FD 講演（教員 1 名）、岐阜県立岐阜総合学園高校（教員 2 名）及び揖斐高等学校（教員 1 名）にて総合探求やスポーツ概論の講師、岐阜市立島中学校や揖斐郡池田町立池田小学校などで講演を行った。また岐阜市及び各務原市の介護認定審査委員、公益社団法人岐阜県理学療法士や一般社団法人 Fascia Manipulation 協会などの団体役職への就任や各種活動（産官学共同事業、臨床自習指導者講習会講師、Fascial Manipulation 国際コース運営・講師）など、多くの自治体や団体機関で活動した。

なお、教員 1 名は岐阜県理学療法士会の会長として行政との折衝を積極的に行っており、医療のみならず福祉・介護等の領域と協力し岐阜県の健康寿命を延長するための取り組みを行っている。

リハビリテーション学科作業療法専攻では、岐阜県作業療法士会ならびに全国リハビリテーション学校協会主催「臨床実習指導者講習会」の講師・世話人、会場運営（教員 1 名）、岐阜県作業療法士会主催「第 28 回岐阜県作業療法学会」の演題発表・座長・運営支援（教員 4 名）等の協力を行った。また岐阜市末広自治会と協定を締結し（その他資料-1）、地域在住高齢者に対する健康チェック、健康活動を実施しており、高齢者の健康増進を図り、学生の社会的スキル向上の機会としている。また、愛知県弥富市において地域在住高齢者に対する健康チェックならびに介護予防講話、転倒予防活動を実施している。さらに、一般企業との連携として積水ハウス株式会社と「重度の要介護状態に陥った場合でも暮らし続けることができる戸建て住宅のプラン設計の検討」について学術アドバイザー（教員 1 名）として、株式会社エクサホームケアと AI 歩行解析ツール CareWiz トルトを用いた「歩行機能と認知機能の関連性」についての共同研究（教員 1 名）に協力している。また、岐阜県介護機器普及事業運営協議会（教員 1 名）、障害者就労支援事業活動として、障害者就労移行支援及び継続支援 B 型事業所のアドバイザー（教員 1 名）、として協力している。第 23 回岐阜県パラスポーツ大会春大会陸上競技と、ねんりんピック 2025 岐阜大会ボッチャ競技の運営ならびに審判として活動を行った（教員 1 名）。加納高校進路委員会主催のキャリアトークデー参加し、作業療法の仕事紹介を行った（教員 1 名）。

リハビリテーション学科視機能療法専攻では、岐阜県本巣郡北方町主催の 3 歳児健康診査における視覚健診担当者として 11 回、岐阜県立岐阜盲学校主催の「目に関する相談会」に相談員として 4 回、また岐阜盲学校の教職員に対する研修会と第 2 回岐阜保健所管内市町母子保健担当者連絡会議の講師として専任教員をそれぞれ派遣し

た。加えて、専任教員が会長、事務局員として日本視能訓練士協会認定の岐阜県視能訓練士会勉強会を主催し、岐阜県下の視能訓練士に生涯教育の場を提供している。また、岐阜市内にある日置江こども園に教員2名と学生11名、黒野こども園に教員2～3名と学生10～11名が2回出向き、屈折検査、視力検査、眼位眼球運動検査を実施した。加えて、黒野こども園には1年生全員28名が出向き、視力検査等を実施した。さらに、地域社会貢献として各種イベントにおいて視力検査等を実施しており、健康増進地域貢献活動として健康サーキットとしてイオンモール大垣に1回、岐阜農林高校の岐農祭に1回参加した。

また、本学は岐阜県内の高等教育機関が連携し地域社会の発展に寄与するための組織である「ネットワーク大学コンソーシアム岐阜」に加盟しており、「単位互換に関する包括協定」を締結している。単位互換制度は、ネットワーク大学コンソーシアム岐阜に加盟する大学等の学生であれば、他の大学の特色ある科目を履修することができる制度であるが、本学からは曜日・時限が固定されていない科目が多いなどの理由から今のところ科目提供していない。その他の活動として岐阜に関連した研究成果や教育内容、または岐阜県民の関心が高いと思われる内容の公開講座を行っており、令和6年度は「こころと岐阜県の食材」として看護学科の教員が公開講座を行ったが令和7年度は担当していない。

教職員及び学生はボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。例年、医療機関や社会福祉施設等からボランティアの依頼があり、内容については学生にGoogle Classroomで案内を行い積極的な参加を促している。

地域の医療機関や社会福祉施設等からボランティア依頼があり、ぎふ清流ハーフマラソン、パラレルサッカー教室、揖斐川ごちゃまぜワークショップ、岐阜県障害者スポーツ協会、という大野クリスマス会などに学生が参加している。

また、例年、学内の活動として、学生委員会主導のもとでキャンパス周辺の清掃活動を行っている。令和6年度からは、看護学科及びリハビリテーション学科の3専攻が、毎月担当を決めキャンパス周辺の清掃活動を実施している。

さらに、4月から社会人として臨床の現場に出る3年生を対象に、医療に対する責任意識を高める意味を込めて「卒業記念献血」を実施した。

地域・社会への貢献に関する取組みについては、学生委員会と学科専攻において毎年度点検するとともに、次年度の取組みについても検討を行っている。

#### <テーマ 基準 I-C 社会貢献の課題>

課題なし

#### <テーマ 基準 I-C 社会貢献の特記事項>

特記事項なし

[テーマ 基準 I-D 内部質保証]

<根拠資料>

基本資料

なし

その他資料

2. 自己点検・評価報告書（令和 5 年度）
3. 自己点検・評価報告書（令和 6 年度）
4. 自己点検・評価報告書（令和 7 年度）
5. 教育改革委員会議事録（令和 7 年度）
6. アセスメントポリシー
7. 平成医療短期大学教育改革（PDCA サイクル）

基本資料－規程集

- 66 平成医療短期大学自己点検・評価委員会規程

[区分 基準 I-D-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

区分	点検・評価の観点
基準 I-D-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。	<input type="checkbox"/> (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
	<input type="checkbox"/> (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
	<input type="checkbox"/> (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
	<input type="checkbox"/> (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
	<input type="checkbox"/> (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
	<input type="checkbox"/> (6) 自己点検・評価及び認証評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 基準 I-D1 の現状>

本学では、「平成医療短期大学自己点検・評価委員会規程」（基本資料－規程集-66）に基づき、自己点検・評価委員会を組織している。委員長に学長、副委員長に看護学科長・リハビリテーション学科長、委員に ALO、看護学科及びリハビリテーション学科各専攻から各 1 名、事務局長、事務局各課長、総務課員 1 名で構成されている。

自己点検・評価活動については、毎年度実施している。

各学科・専攻、学内委員会、事務局各部署からの現状報告に基づく検討内容、前年度課題として挙げられていた事項に対する取り組み・改善策等について「自己点検・評価報告書」（その他資料-2、3、4）としてまとめ、翌年度 6 月に本学ホームページに掲載している。

自己点検・評価活動の実施に際しては、全教職員が必ずいずれかの作業部会の構成

員となるようにしている。全教職員の参加が重要であることについては、教授会に併せて開催する教育改革委員会において説明するとともに、自己点検・評価委員会においても、全教職員が参加する形での活動とすることを申し合わせており、全教職員が参加するとの意識を喚起し、適切に体制を整えている。

自己点検・評価委員会の作業部会として位置づけている教育改革委員会においては、毎年高等学校の進路指導担当教員を招き、本学のアドミッション・ポリシーに関する施策等について説明したうえ意見を聴取し、教育改革における改善案の検討についての参考としている（その他資料-7）。

理事長は、自己点検・評価活動や教育改革委員会の取組内容を検証したうえ、翌年度の取組について、予算案とともに理事会の議題としている。

**[区分 基準 I-D-2 教育の質を保証している。]**

区分	点検・評価の観点
基準 I-D-2 教育の質を保証している。	<input type="checkbox"/> (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
	<input type="checkbox"/> (2) 査定の手法を定期的に点検している。
	<input type="checkbox"/> (3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。
	<input type="checkbox"/> (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

**<区分 基準 I-D2 の現状>**

学習成果を焦点とする査定の仕組みとしてアセスメントポリシー（その他資料-6）を定めており、当該ポリシーにしたがって学習成果の到達度を検証している。具体的にはアセスメントポリシーに基づき、単位取得率、GPA 分布、国家試験合格率、就職・進学率等の量的データに加え、学生に対する調査として「授業評価アンケート」、「卒業時アンケート」、卒業生に対する調査として「教育内容に関する卒業生アンケート」といった質的データを用いて検証しており、教育改革委員会での施策案の検討に際しても参考としている。

こうした手法については、今後も検証を行いながら改善に努めることとしている。

教育の向上・充実に向けては、教育改革委員会を設置し、PDCA サイクルの仕組み（その他資料-7）により、本学全体としての教育改革の方針について検討を行いながら取り組んでいる。

各学科・専攻においては、学務課、学務委員会とも連携しながらカリキュラムの改善に努めているほか、文部科学省をはじめ私学関係機関が開催する説明会等に関係職員が出席し、教学関係に関する国の方向性等について情報収集を行っている。その内容については関係部署へ周知すると共に、SD 研修会等で広く教職員への周知を図り、変更された関係法令などについて情報共有を行って法令順守に努めている。

**<テーマ 基準 I-D 内部質保証の課題>**

課題なし

<テーマ 基準 I - D 内部質保証の特記事項>

特記事項なし

<基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

※以下下線部は、令和 3 年度認証評価時の令和 2 年度自己点検・評価報告書に記載した改善計画

① 建学の精神、教育目的やカリキュラム編成は、学生便覧、シラバス、ホームページや臨床実習要項にも記載し学生に周知している。教育目的については、社会的変化や社会的な要請を感知しながら毎年度点検を行い、必要に応じ見直していく。

学科や専攻の違いによって、学びの中で目指す能力や技能も異なることを踏まえ、令和 2 年度に教育改革委員会において教育目的の見直しを行った。令和 3 年度に受審した認証評価においては「向上・充実のための課題」として「学科・専攻課程の目標の設定」について指摘を受けたため、更に令和 4 年度に見直しを行い、教育目的の内「どのような知識・技術及び実践力をもつ人材」を養成するかについて具体的に示した箇所を「教育目標」として位置づけることとした。今後も毎年度点検を行うこととしている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

## 【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

### [テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

#### <根拠資料>

##### 基本資料

2. シラバス 2025 年度 [令和 7 年度] 看護学科
3. シラバス 2025 年度 [令和 7 年度] リハビリテーション学科理学療法専攻
4. シラバス 2025 年度 [令和 7 年度] リハビリテーション学科作業療法専攻
5. シラバス 2025 年度 [令和 7 年度] リハビリテーション学科視機能療法専攻
13. 令和 7 年度 (2025) 行事予定 [看護学科]
14. 令和 7 年度 (2025) 行事予定 [リハビリテーション学科理学療法専攻]
15. 令和 7 年度 (2025) 行事予定 [リハビリテーション学科作業療法専攻]
16. 令和 7 年度 (2025) 行事予定 [リハビリテーション学科視機能療法専攻]

##### その他資料

8. 平成医療短期大学教授会規程
9. 平成医療短期大学教授会規程第 3 条に伴う内規
10. 平成医療短期大学学務委員会規程
11. 平成医療短期大学 IR 部会要領
12. 平成医療短期大学カリキュラム検討部会要領
13. 平成医療短期大学広報委員会規程
14. 平成医療短期大学自己点検・評価委員会規程
15. 平成医療短期大学 F D 委員会規程
16. 平成医療短期大学医学研究倫理審査委員会規程
17. 平成医療短期大学学生委員会規程
18. 平成医療短期大学図書館運営委員会規程
19. 平成医療短期大学入学試験委員会規程
20. 平成医療短期大学 S D 推進委員会規程
21. 平成医療短期大学教育改革委員会規程
22. 平成医療短期大学経営企画委員会規程
23. 平成医療短期大学紀要編集委員会規程
24. 平成医療短期大学情報セキュリティ委員会規程
25. 平成医療短期大学図書館規程
26. 平成医療短期大学図書館規程運営細則
27. 平成医療短期大学教育センター規程
28. 平成医療短期大学入学者選抜規程
29. 平成医療短期大学再入学に関する規程
30. 平成医療短期大学転入学に関する規程
31. 平成医療短期大学学生共通規程
32. 平成医療短期大学履修、成績評価及び単位の授与に関する規程

33. 平成医療短期大学成績評価に関する異議申立て要領
34. 入学前の既修得単位等の認定に関する規程
35. 他の短期大学又は大学において修得した単位の認定に関する規程
36. 短期大学又は大学以外の教育施設等における学修の単位の認定に関する規程
37. 平成医療短期大学学位規程
38. 平成医療短期大学科目等履修生規程
39. 平成医療短期大学懲戒規程
40. 平成医療短期大学における学生の懲戒に関する内規
41. 平成医療短期大学試験等における不正行為に対する取扱基準
42. 学校法人誠広学園事務組織規程
43. 授業評価アンケート（令和7年度）
44. 定期試験結果（令和7年度）
45. 卒後評価アンケート（令和7年度）
45. 卒後評価アンケート（令和7年度）
46. 国家試験合格率（令和7年度）
47. 就職・進学率（令和7年度）

#### 基本資料－規程集

- 62 平成医療短期大学学務委員会規程
- 63 平成医療短期大学 IR 部会要領
- 64 平成医療短期大学カリキュラム検討部会要領
- 71 平成医療短期大学入学試験委員会規程
- 75 平成医療短期大学教育改革委員会規程
- 93 平成医療短期大学履修、成績評価及び単位の授与に関する規程
- 100 平成医療短期大学入学者選抜規程

[区分 基準Ⅱ-A-1 卒業認定・学位授与の方針に従って、単位授与、卒業認定や学位授与を適切に行っている。]

区分	点検・評価の観点
基準Ⅱ-A-1 卒業認定・学位授与の方針に従って、単位授与、卒業認定や学位授与を適切に行っている。	<input type="checkbox"/> (1) 単位授与の要件を定めている。
	<input type="checkbox"/> (2) 単位授与、卒業認定や学位授与に関する要件を周知している。 ①単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限設定等を行っている。
	<input type="checkbox"/> (3) 単位授与、卒業認定や学位授与が適切に運用されていることを点検している。
	<input type="checkbox"/> (4) 進級判定がある場合は周知している。

#### <区分 基準Ⅱ-A-1 の現状>

単位授与の要件は、平成医療短期大学学則（基本資料－規程集-58）、平成医療短期

大学履修、成績評価及び単位の授与に関する規程（その他資料-32）で定めている。授業科目を履修し、その試験等に合格した者に所定の単位を与えるとしている。試験等の成績評価は、秀（90点以上）、優（80～89点）、良（70～79点）、可（60～69点）、不可（60点未満）をもって表し、秀、優、良、可を合格としている。

単位授与、卒業認定や学位授与についての基本となる考え方は、学位授与の方針に示しており、具体的には平成医療短期大学学則や平成医療短期大学履修、成績評価及び単位の授与に関する規程、平成医療短期大学学位規程で明確に定め、学生便覧や履修要領に掲載して学生に明示し理解を図っている。学生は、学生便覧や履修要領を学生ポータルサイトでいつでも確認することができる。また、入学時には学生便覧を冊子として配布している。

1単位の授業科目は45時間の学修内容をもって構成しており、卒業するためには、3年以上在学し、看護学科は103単位以上、リハビリテーション学科理学療法専攻は111単位以上、作業療法専攻は111単位以上、視機能療法専は105単位以上を修得することとしている。一年度において履修登録することができる単位数の上限は55単位と定めている。

学位授与の方針に従って、単位授与、卒業認定や学位授与を行っている。単位認定については学期ごとに、卒業認定については最終学期に学務委員会及び教授会で審議し、適切に運用されていることを点検している。

本学は、学科専攻における授業の円滑な実施、特に実習実施等の都合により年次別にクラス編成するという運用を行っており、学則においても学生の所属年次により実習費について区別している。そのため、学生の単位修得状況等によって、次の年次の学生としてクラス編成を行わない場合がある。

なお、このように単位修得状況等によって年次別にクラス編成を行う運用については各学科・専攻のオリエンテーションで学生に周知している。

**[区分 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。]**

区分	点検・評価の観点
基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。	<input type="checkbox"/> (1) 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
	①学習成果に対応した、授業科目を編成している。
	②専門職学科においては、当該学科の専攻に係る職業の状況等を踏まえて授業科目の開発及び編成を行っている。
	③シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、予習・復習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
	④学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
⑤授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。	

	⑥通信による教育を行う学科又は専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
	<input type="checkbox"/> (2) 教育課程の見直しを定期的に行っている。
	<input type="checkbox"/> (3) 専門職学科の授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しにおいて、教育課程連携協議会の体制・役割が明確である。

### <区分 基準Ⅱ-A-2の現状>

教育課程は、短大設置基準に則り全学や各学科の教育課程・実施の方針を定め、教育目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に編成している。

教育課程編成・実施の方針は学習成果に対応しており、各学科の専門基礎知識、専門知識・技術を教授し、職業に必要な能力を育成するとともに、幅広い教養を身につけ、豊かな人間性を涵養するよう配慮している。

本学の教育課程は「教養教育科目」「基礎教育科目」「専門基礎科目」「専門科目」に区分され、授業科目をバランスよく展開し、体系的な学習が進められるように編成している。

シラバスには「授業概要」「学修の到達目標」「授業計画」「事前学習」「事後学習」「授業時間数」「評価基準・評価方法」「使用教科書」「参考図書」「課題に対するフィードバック方法」「実務経験をいかした教育内容」等を明示するとともに、備考欄には科目ごとの留意点、教員から受講生に伝えたいことなどを具体的に記載し、効率的な学習が行えるように配慮している。事前学習・事後学習に関しては、学習内容と学習時間を授業回ごとに記載し、学生が取り組みやすいようにしている。科目担当者には「シラバス作成要領」及び作成例を配布し、作成している。科目担当者から提出されたシラバスについては、カリキュラム検討部会において、チェックシートを用い点検を行っている。

教員は教科目毎に学生による授業評価を定期的を受け、授業改善に活用している。学生による授業評価アンケート（その他資料-43）は、FD委員会主導にて定期的実施している。開学した平成21年度後学期末から実施し、当該年度の前学期末及び後学期末に継続的に実施している。授業評価アンケートはWebアンケートフォームにて教科目毎に集計し、結果を各担当教員に周知し、集計結果は、本学ホームページならびに学生ポータルシステムで学生にフィードバックし教育の改善を図っている。また、教員は学生による授業評価アンケート結果に対する感想や授業改善計画等を提出し、FD委員会で各教員からの意見をまとめ教授会で報告している。各教員は、その結果を把握・共有し、その上で担当教科の授業の改善に取り組んでいる。

専任教員はシラバスを作成するうえで、授業内容等について授業担当者間での意思疎通、協力・調整を図るとともに、学習成果の獲得に向けた効果的な授業を行っている。また複数の教員が担当するオムニバス形式の授業科目については、担当者間で授業内容について確認しあったうえで各教員の担当や役割を決めている。

通信による教育は行っていない。

教育課程の見直しは毎年度行い、必要に応じて変更し、変更承認申請又は届出を行っている。建学の精神に則り、学位授与の方針に従って、学生の実情や時代の要請に合わせた教育課程の検討を実施している。

看護学科では、令和 6 年度から、母性看護学実習において実習施設の利用制限が生じたため、フィールドワークと学内実習を取り入れ実習目的・目標が達成できるように実習科目の内容を変更し、令和 7 年度も継続して実施した。フィールドワークと学内実習は、これまでの臨地実習に代わる内容として、教育効果が得られたと考える。

また、令和 7 年 3 月に文部科学省より提示された看護教育モデル・コア・カリキュラムに基づき、教育課程の変更はしないが、令和 8 年 4 月からの教育内容が充実するよう見直しを行った。

概ね学習成果については、当初の目的を達成している状況である。変更したカリキュラムを進めていく中で、今後科目の細かな内容の適合性など学科内で意見交換しより良いものにしていく必要がある。

リハビリテーション学科では、建学の精神に則り、学生の実情や時代の要請に合わせて、教育課程の検討を毎年実施している。ディプロマ・ポリシーとともに時代や地域社会のニーズ、指定規則の改正などを常に意識し、年度ごとに専攻内で教育課程の見直しを行っている。また、医療職臨床関係者教育連携会議を開催し、臨床実習指導者（外部評価者）の意見を取り入れて教育課程の見直しとその改善に努めている。

理学療法専攻では、令和 8 年度入学生からの教育課程について以下のとおり見直しを行った。数理的な思考力やデータの活用能力、そして情報倫理を含む総合的な情報リテラシーの育成を目的として、必修科目「数理データサイエンス」を新設するとともに、選択科目「情報科学」を「情報リテラシー」へ名称変更し必修科目とする。新規科目「数理データサイエンス」（8 回）は、臨床判断や多職種連携、AI・ICT を用いた医療の進展に対応するために、統計学や数学的思考、データの分析・活用を基礎から学ぶ科目である。これにより、卒業後に現場でデータを根拠として活用できる専門職の育成を目指す。また、選択科目である「情報科学」は ICT や情報倫理、データ検索・分析能力がすべての医療専門職に求められる基本素養となった現代において、全学生が必ず修得すべき内容と判断し必修化することとした。これにより、医療現場での記録管理、情報共有、プレゼンテーション、電子カルテ操作などに対応できる力を全学生に保証する。従来、基本的統計学や数学的思考、データの分析・活用については「理学療法研究方法論」（15 回）の授業にて行われてきたが、「数理データサイエンス」を新設することもあり「理学療法研究方法論」の授業回数を 15 回から 8 回へ削減する。また、新設科目による単位数増加に伴い、教育課程全体の教授内容を精選し効率化を図るため「生物学」の単位数を 2 単位から 1 単位へ、「リハビリテーション医学」の単位数を 2 単位から 1 単位へ変更する。

また、令和 3 年度にディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシー改正に伴う教育課程の抜本的な見直しを行い、令和 6 年度に初めて最終年次を迎えた。新たな教育課程では「理学療法治療学」に属する選択科目群「臨床バイオメカニクス」（3 年次前期）「徒手理学療法学」（3 年次前期）「ニューロリハビリテーション」（3 年次後

期)「呼吸理学療法学」(3年次後期)を新設した。これらの科目は「骨・関節系」「神経系」「内部系」3領域の応用・高度治療学を学び、科学的根拠に基づいた治療者としての実践能力を育成することを目的としている。これらの選択科目の教育効果および学修成果の向上を目的とした開講時期の見直しを行った。「呼吸理学療法学」の開講時期を「内部系理学療法治療技術」と同時期に配置変換することで科目間連携の促進を図る。また「徒手理学療法学」の開講時期を全ての臨床実習を終了した3年次後期に配置変換することで実践的な治療技術習得の強化を図る。

※(時間)=1単位当たりの時間数

新設			主な理由
授業科目	必修・選択 配当年次	単位数 (時間)	
数理データサイエンス	必修 2年次 前期	1単位 (15時間)	実践的な数理教育を学ぶことで、作業療法の臨床現場で求められるデータを根拠に判断する力、統計やAIの基礎を理解する力を習得する。また、ICTリテラシーと情報倫理について理解を深める。

変更後			変更前		
授業科目	必修・選択 配当年次	単位数 (時間)	授業科目	必修・選択 配当年次	単位数 (時間)
生物学		1単位 (30時間)	生物学		2単位 (15時間)
情報リテラシー	必修	1単位 (15時間)	情報科学	選択	2単位 (15時間)
リハビリテーション 医学		1単位 (30時間)	リハビリテー ション医学		2単位 (15時間)
理学療法研究方法論		1単位 (15時間)	理学療法研究 方法論		1単位 (30時間)
呼吸理学療法学	3年次 前期		呼吸理学 療法学	3年次 後期	
徒手理学療法学	3年次 後期		徒手理学 療法学	3年次 前期	

作業療法専攻では、令和8年度入学生からの教育課程について現代の社会状況に対応しい教育を行うため以下のとおり見直しを行った。数理的な思考力やデータの活用能力、そして情報倫理を含む総合的な情報リテラシーの育成を目的として、必修科目「数理データサイエンス」を新設するとともに、選択科目「情報科学」を「情報リテラ

シー」へ名称変更し必修科目とする。新規科目「数理データサイエンス」（8回）は、臨床判断や多職種連携、AI・ICTを用いた医療の進展に対応するために、統計学や数学的思考、データの分析・活用を基礎から学ぶ科目である。これにより、卒業後に現場でデータを根拠として活用できる専門職の育成を目指す。また、選択科目である「情報科学」はICTや情報倫理、データ検索・分析能力がすべての医療専門職に求められる基本素養となった現代において、全学生が必ず修得すべき内容と判断し必修化することとした。これにより、医療現場での記録管理、情報共有、プレゼンテーション、電子カルテ操作などに対応できる力を全学生に保証する。従来、基本的統計学や数学的思考、データの分析・活用については「作業療法研究方法論」（15回）の授業にて行われてきたが、「数理データサイエンス」を新設することもあり「作業療法研究方法論」の授業回数を15回から8回へ削減する。また、新設科目による単位数増加に伴い、教育課程全体の教授内容を精選し効率化を図るため「生物学」の単位数を2単位から1単位へ、「リハビリテーション医学」の単位数を2単位から1単位へ変更する。

※(時間) = 1 単位当たりの時間数

新設			主な理由
授業科目	必修・選択 配当年次	単位数 (時間)	
数理データサイエンス	必修 2年次 前期	1単位 (15時間)	実践的な数理教育を学ぶことで、作業療法の臨床現場で求められるデータを根拠に判断する力、統計やAIの基礎を理解する力を習得する。また、ICTリテラシーと情報倫理について理解を深める。

変更後			変更前		
授業科目	必修・選択 配当年次	単位数 (時間)	授業科目	必修・選択 配当年次	単位数 (時間)
生物学		1単位 (30時間)	生物学		2単位 (15時間)
情報リテラシー	必修	1単位 (15時間)	情報科学	選択	2単位 (15時間)
リハビリテーション 医学		1単位 (30時間)	リハビリテー ション医学		2単位 (15時間)
作業療法研究方法論		1単位 (15時間)	作業療法研究 方法論		1単位 (30時間)

視機能療法専攻においては、令和5年3月31日付で厚生労働省より公布された「視能訓練士学校養成所指定規則の一部改正」に対応するため、令和6年度入学生か

ら新カリキュラムを適用した。令和7年度は新カリキュラムの成果を見極めつつ、令和8年度入学生からのカリキュラムについて以下のとおり見直しを行った。近年は、医療・福祉分野におけるICT活用の高度化や、根拠に基づいた実践の重要性が高まる中で、視能訓練士の養成課程においても数理的な思考力、データの活用能力、そして情報倫理を含む総合的な情報リテラシーの育成が不可欠な教育目標となりつつある。こうした時代的背景と専門職教育の要請を踏まえ、選択科目「情報科学」を「情報リテラシー」へ名称変更し必修科目とする。ICTや情報倫理、データ検索・分析能力がすべての医療専門職に求められる基本素養となった現代において、全学生が必ず修得すべき内容と判断し、必修化することとした。これにより、医療現場での記録管理、情報共有、プレゼンテーション、電子カルテ操作などに対応できる力を全学生に保証する。

また、現行では1年次の必修科目が前学期22単位、後学期19単位と前学期の単位数が多い状態となっている。また「生理学Ⅰ（動物的機能）」は1年次前学期に、「生理学Ⅱ（植物的機能）」は1年次後学期に開講しているが、「生理学Ⅰ」は骨・筋肉・循環・内分泌・消化器系を学ぶ「解剖学Ⅰ」と同時期の開講となっていることから、解剖についての知識が不十分な状態で受講している可能性が考えられる。これらの自己評価を踏まえ、教育効果と学習効果の向上を目的とし、「生理学Ⅰ」の開講時期を1年次後学期に配置変更する。

※(時間)=1単位当たりの時間数

変更後			変更前		
授業科目	必修・選択 配当年次	単位数 (時間)	授業科目	必修・選択 配当年次	単位数 (時間)
情報リテラシー	必修	1単位 (15時間)	情報科学	選択	2単位 (15時間)
生理学Ⅰ (動物的機能)	1年次 後期		生理学Ⅰ (動物的機能)	1年次 前期	

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

区分	点検・評価の観点
基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学 設置基準にのっとり、 幅広く深い教養を培 うよう編成している。	<input type="checkbox"/> (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
	<input type="checkbox"/> (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
	<input type="checkbox"/> (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-3の現状>

教育課程は、短期大学設置基準に則り、幅広く深い教養を培うよう編成している。

学科・専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教養教育科目を編成している。また、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、地域社会等に貢献し得る優秀な人材を養成できる教養教育の内容を必修科目又は選択科目として履修することができるようにしている。

教養教育科目は、「人間と科学」の区分に生物学・看護と情報・物理学・化学・情報科学・人間工学・環境と人間の計7科目、「人間と社会」の区分に、社会学・人間関係論・ボランティア論・哲学・教育学・心理学・生命倫理学の計7科目がある。担当する教員は、岐阜大学やその他の大学等の教員を非常勤講師として配置している。また、講義室の確保と教員の配置も適切にし、実施体制を確立している。

教養教育と専門教育との関連はカリキュラムマップにおいて明確にし、学生にわかりやすく示している（基本資料-2、3、4、5）。

教養教育の効果の測定は、定期試験結果（その他資料-44）、授業評価アンケート（その他資料-43）、卒業後評価アンケート（その他資料-45）により検証し、教育改革委員会等での検討を行って改善に取り組んでいる。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は实际生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

区分	点検・評価の観点
基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は实际生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。	<input type="checkbox"/> (1) 学科又は専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
	<input type="checkbox"/> (2) 職業教育の効果測定・評価し、改善に取り組んでいる。

#### <区分 基準Ⅱ-A-4 の現状>

本学では、「豊かな一般教養の上に実践的な学問及び技術を深く教授し、地域社会等に貢献し得る優秀な人材を養成する」ことを教育目的としている。

看護学科においては、「深い人間愛をもち、高い倫理観の上に、高度化・多様化する保健・医療・福祉に相応し得る知識・技術及び実践力をもつ看護師の養成」を教育目的として掲げるとともに、教養教育については、責任ある社会人として身につけるべき教養であると共に、看護師として就業する上でも必須な能力を養う教育としてカリキュラムマップの中で明確に位置付けている。

リハビリテーション学科では「深い人間愛を持ち、高い倫理観の上に、高度化・多様化する保健・医療・福祉に相応し得る知識・技術及び実践力をもつ理学療法士、作業療法士及び視能訓練士の養成」を教育目的として掲げるとともに、医療従事者として「教養・倫理・責任感及びコミュニケーション能力」等を持った人材となるように教養教育

を編成し、国家試験合格のための専門教育との接続を図っている。

なお、本学の教育課程は国家試験受験資格を得るための指定規則に準拠した教育課程となっているため、職業教育の実施体制は明確である。国家試験受験資格取得に必要な単位取得や国家試験合格により、職業教育の効果を測定・評価することが可能である。

職業教育の効果を測定・評価するには、国家試験の合格率が最も重要な指標の一つと考えられる。

看護学科では、令和6年度国家試験における新卒者の合格率は全国95.9%に対して本学は受験生70名中67名の合格で、合格率は95.7%であり、全国合格率とほぼ同様の結果となった。

不合格となった学生は、必須問題、一般状況設定問題の両方で得点が不足し不合格となっている。不合格の要因として、基礎的知識が不十分な点があり、補うような学習が出来ていないことが考えられる。今年度は模擬試験結果を十分に振り返ることができるよう、成績低迷者は直接学生を呼び出し、国家試験担当教員が中心となり個々の学生に直接指導を行うよう計画した。

看護学科では、1年次から不十分な基礎的知識の再学習やそれを補う教育が必要と考え、各学年に国家試験対策担当者を置き、年間計画を立案し、実施、評価を行っている。また、各専門科目では国家試験過去問題を取り入れた授業を行っている。

今年度の具体的取り組みとしては、1年次は夏季休暇中に教員作成の解剖生理学問題を課題とし、学習ノートを提出させ確認、その後解答の解説を行った。冬期休業中は病理学・疾病論問題を課題とし、夏季と同様に実施した。2年次は、1年後期のアセスメントテスト結果の成績不良者と面談を行い学習方法の指導を行った。また、基礎学力チャレンジアップテストを実施し、夏季休暇中に不正解の問題に対し学習を促した。特に成績低迷者にはノートをまとめさせ、面談し指導を行った。3年次は5回の模試を行い、その都度国家試験担当者やチューターを中心に成績低迷者と面談し、学習上で困っていること、理解できないところ等の説明や指導を行ってきた。また、これらの模試で偏差値が非常に低い学生に対しては、保護者に電話連絡し、現状報告と共に家庭での学習状況を確認し、家庭での学習について相談をし、追加の模擬試験を実施するなど行ってきた。また、国家試験対策の講座を模擬試験とリンクさせて2回実施し、理解が不十分な問題の対応を行ってきた。

看護学科の令和7年度国家試験における新卒者の合格率は全国合格率94.1%に対して本学は受験生84名中73名の合格で、合格率は86.9%であり、全国合格率より大きく下回る結果となった。看護師国家試験は80点以上の得点が必要となる必須問題と年度平均点によって合格点が異なる一般状況設定問題があり、両方での基準を満たす必要がある。令和7年度の不合格者の状況は、必須問題が基準に満たなかった者6名、一般状況設定が基準に満たなかった者4名、両方共基準に満たなかった者は1名であったと考えられる。

国家試験不合格者が多かった原因として、3年次になっても学生の国家試験に対する危機意識が低かった点にあると考える。そのため、6月から5回実施した模擬試験は結果が2極化しており、1/3の学生は偏差値が当初からかなり低く12月の時点でもほ

とんど上昇することが無かった。学科では、成績低迷者を学校に再三呼び出し、学校内に学習の場を用意し、教員からの直接指導を計画したが、これに参加しない学生も多く、指導計画が空振りとなることも多かった。これは、昨年度国試結果が比較的良かったため危機意識が薄れたことに加え、経済的困窮状況にある学生が多く、学習中心ではなくアルバイト中心の生活スタイルとなっている学生が多かったためと考えられる。本年度の結果を踏まえ、4月に国家試験対策オリエンテーションを行い、国試合格にはアルバイト中心の生活を辞め、学習中心の生活スタイルに変更するよう指導が必要であると考え。そのうえで、危機意識を持たせ、自ら学ぶ姿勢や国家試験に取り組む姿勢が年間を通して持てるよう常に刺激を与えていくことが重要であると考え。また、成績低迷者に対しては保護者に学生の現状を報告し、アルバイト中心ではなく学習中心となるように支援等を求めていくことも考えたい。

令和7年度の国家試験問題の内容を分析すると、従来の過去問題とは異なる表現の仕方や内容が多い傾向があったと思われる。今後は過去問題や模試に対する取り組みはもちろんのこと、低学年で既に学習している解剖生理学や疾病論などの基礎的知識を再学習させ、確実に基礎的知識が自分のものとなるよう理解させる必要がある。また、基礎的知識に関連した内容がイメージできるような力を身に付ける必要がある。

今後の国家試験に対する具体的計画として、まず必須問題の基準に確実に到達できるよう模試を通して基礎的知識の指導を強化したい。また、本年度は例年には無い、一般状況設定だけが基準に満たない者も多かった。問題そのものの理解ができない学生もいると考えられる。3年次の初期の段階で、模試の結果の成績が低い学生を抽出し、教員が個別で問題一つ一つを共に解きながら学習する方法や同様の模試を繰り返し行い、理解できない内容を減少させる方法などを取り入れる必要がある。

今後は、学生の学力低下や学習する能力の低下を鑑み、従来の方法では国家試験合格基準を満たせないことを考え、新たな国家試験に向けた教育方法の検討と改善が必要と考える。

令和6年度の卒後評価アンケートでは、看護学科では、「非常によく習得していた・良く習得していた・習得していた」の肯定的評価は、「人体の構造・機能に対する知識」が昨年度より12.1%低下、「疾病や障害に関する知識」が5%低下した。学習者の基礎的知識が十分に習得できていない状況が増加している。この要因として、学生の学習意欲にばらつきがあることや理解度に差が生じていることにより、基礎的知識を基盤とする病態や治療について系統的に学習することが困難となっている可能性がある。一方、看護に関する専門知識は、「看護の基礎知識」は昨年度より1.8%低下、「看護過程の展開」は11.0%低下している。看護の技術の肯定的評価は7~8割以上であったが、昨年よりは若干低下している。看護に関する専門知識は、人体の構造・機能や疾病などの知識を基盤として積み上げ式に学習する内容である。基礎的知識が不十分な状況のまま専門分野の学習を行っている現状がある。低学年時に基礎的知識の習得が行なえるよう、自己学習の必要性や学習方法の指導、確認を強化する必要がある。具体的方法としては、例えば導入として、教科書の見方、目次や索引があることや使い方等、学生に応じて丁寧な指導を行うことが必要である。

また、「社会人としてのコミュニケーション能力・正しい言葉遣い・マナー」が16.2%

低下した。対面によるコミュニケーション経験の減少や SNS 中心の交流により、実践的なコミュニケーション能力が低下している傾向がある。発言機会や課題を通じて表現力を育むとともに、他者を尊重する言葉かけや対応、マナー力についても日頃から継続的に指導していく必要がある。

理学療法専攻では、昨年度の国家試験における新卒者の合格率は全国 95%に対して本学 84.7%であり、全国合格率を下回る結果となった。要因として、①専門基礎分野の学習不足、②学生個々の進捗と学力による学習計画の不統一、の 2 点が考えられた。今年度は国家試験における学習の基礎となる専門基礎分野の学習を 4 月、5 月、8 月、9 月の期間で実施して基礎知識の定着を図った。また、専門分野については後期実習後の 11 月下旬から 12 月末までにかけて、基礎知識を踏まえた専門分野を学習することでその効果を高めた。学習計画の不統一に関しては、教員が計画した学習計画を厳密に進行することで全学生が 12 月までに全範囲の学習を終えるようにして、多くの学生が 12 月末時点で国家試験合格レベルの学力に到達することを目指した。そして 1 月と 2 月は苦手分野の克服に重点を置き、模擬試験の分析結果を踏まえて学習を継続させた。具体的には、①過去 10 年の国家試験問題を分配して 1 コマ (90 分) ごとに学習する内容を指定して進める、②学習前にはプレテストを実施し問題の把握と自分の知識が不足している部分を確認する、③各問題をすべての学生に割り当てて調べ学習を実施し、全学生に向けて解説を行う (解説資料は Googledrive を使って全学生が共有する)、④解説は動画に保存、欠席した学生も後日視聴できるようにする、⑤解説後すぐにグループに分かれて学習を行い、最後には必ず確認テストを実施してその日の成果を確認した、などを実施した。各テストは ESS (国家試験対策ソフト) を用い、教員は学生の試験実施状況と正答率から学習状況の分析を行い、学習方法の指導を随時行った。昨年度は従来のグループ学習だけに捉われず、模試の結果や心身の状態に合わせて複数の学習会場を用意し学習環境を整備して実施していたが、今年度は全員が学習計画に沿って進めることを目標に、グループ編成や学習進捗状況の把握、精神的サポートを密にした。また 3 年後期科目の理学療法特論と画像診断学との連携を図り、教員は各科目における学習分野を把握して国家試験対策に必要な分野を明確にし、効率的な学習計画を立てて実施した。

今年度の国家試験における新卒者の全国合格率 94.9%に対し、当専攻の合格率は 94.3%であり、全国合格率を若干下回る結果となった。令和 8 年度はその詳細な検証をもとに、新たな体制にて国家試験対策を講じる予定である。

一方、臨床実習教育については、毎年 3 年次臨床実習施設の指導者を対象に「実習開始直後の学生の能力」すなわち「学内教育により培われた知識や技術」についてアンケート調査を行っている。今年度は日本理学療法協会の教育方針見直しにより、実技能力を計る視点として「意義の理解」を新設した。このことにより、学生の能力をより正確に把握できるとともに、職業教育の効果をより評価できるものと期待している。

医療・福祉施設への就職率は毎年 100%近い割合を維持していることから、職業への接続を図る職業教育が実現していると思われる。職業教育は「教養・基礎の学習」と「専門的教育」を基軸に、学校行事やサークル活動、ボランティア活動などの「社会的経験」によって社会的責任感やコミュニケーション能力、課題を発見・解決する能力な

どが培われる。今年度の卒業後評価アンケートからみた職業教育の効果について、「問題解決能力・論理的思考力・主体的行動力」「社会人としてのコミュニケーション能力・正しい言葉遣い・マナー」において「習得できていなかった・習得できていなかった」が占める割合は昨年度とほぼ同様の結果であった。学生の理解が深まることを目的とした演習を積極的に導入したことにより、これらの習得が維持されたものと思われた。解剖学演習や徒手理学療法学では、模擬患者を想定した実技試験や治療に至る臨床推論の機会を作り、臨床実践能力を高める教育を実践した。特に解剖学演習においては、アクティブラーニング（ペアシェアリング、グループディスカッション）を積極的に導入し、アウトプットの機会の増加を促すことでコミュニケーション能力の定着化を図りつつ臨床実践能力を高める教育を実践した。今後は入学後のできるだけ早い段階で医療や福祉等の現場の方々と交流する場を設け、職業に対する使命感、マナー・身だしなみなど社会人として自覚、大学で学ぶことへのモチベーションなどの向上を目的とした早期体験学習（Early Exposure）を発展させる方向で検討していく。

人体の構造、疾病や障害に対する知識の2項目においては「習得していた」以上の回答が5割以上であり、昨年度と同様の結果であった。今後も継続して1年次からの解剖学、生理学、運動学、基礎演習等で理学療法士に必要な知識を定着させていく。一方、「習得していた」割合の少ない生活環境支援理学療法、神経理学療法、内部機能理学療法、物理療法については科目担当教員間で授業内容を共有し、情報技術を積極的に導入することで教育効果の高い授業設計を模索していく。グループ学習などの学生参加型授業は、問題解決能力・論理的思考力・主体的行動力が高まるだけでなく、授業内容の理解も深化することから、1年次より学生自身が考え自ら行動する機会を引き続き増やしていきたい。「社会的経験」であるボランティア活動への参加は、昨年度とほぼ同様の傾向であった。医療・福祉施設や各種団体からのボランティア依頼、本学主体のショッピングモールでの地域住民を対象とした健康支援活動への参加、教員独自の地域貢献活動への学生の帯同などが要因と思われた。引き続き、ボランティア活動への参加を積極的に呼びかけ、社会的責任感やコミュニケーション能力を育成していきたい。卒業生が在籍する病院・施設等への「ニーズ調査票」集計結果をみると、新入職員の知識や技術面よりも社会人としての姿勢に関する要望が多数寄せられ、卒業教育の難しさが現れていた。今後もカリキュラムや評定に関わる規準など、実習指導者との間で卒業教育に関する意見交換や情報共有を実施していく。また、情意領域に対する指摘が多い傾向にあることから、卒業教育の一環として新人研修会（社会人としての基礎的なマナーや立ち居振る舞いなど）の企画等も具体的に考えていきたい。

作業療法専攻では、令和6年度の作業療法士国家試験は、全国92.5%に対して本学86.7%であった。成績下位で個別指導対象となっていた学生のうち7名が合格し、一定の成果を得ることができた一方で4名が合格に至らず、全国平均を下回る結果となった。そこで、令和7年度の取り組みでは、令和7年3月より専門基礎問題の取り組みを始め、模試を実施し、その結果不十分であった点の調べ学習を行ってきた。具体的には、①全学生に対して早期から定期的に個別面談を行い、学習環境の把握と環境調整に努めた。②教員が規範となる学習スケジュールを作成し、12月末までに全範囲を網羅できるよう設定した。③グループ学習により、学生全体の学習の理解度の底上げ

を行った。また、同領域のドリル形式の問題を解くことで理解度を確認し、グループ学習と個人学習を並行して取り入れた。④集中して学習に取り組めるよう、平日は 21 時まで、休日も 9 時から 17 時まで教室を開放した。その中で適宜教員が巡回し、質問しやすい環境を整えた。⑤各学生の学習状況を把握するため、定期的に模擬試験を実施した。模擬試験実施後には全学生に対して個別面談やフィードバックを行い、特に、成績下位者に対しては、個別に早期からの個別指導を実施してきた。国家試験 2 ヶ月前時点で、成績下位者 14 名と例年よりも多く、学生ごとに指導担当を配置し、学習支援を徹底した。

後期総合実習後からは、グループ学習により、学生全体の学習の理解度の底上げを行った。また、同領域のドリル形式の問題を解くことで理解度を確認し、グループ学習と個人学習を並行して取り入れた。また、集中して学習に取り組めるよう、12 月からは、平日は 21 時まで、休日も 9 時から 17 時まで教室を開放した。その中で適宜教員が巡回し、質問しやすい環境を整えた。他にも、各学生の学習状況を把握するため、定期的に模擬試験を実施した。模擬試験実施後には全学生に対して個別面談やフィードバックを行い、知識の習熟度を把握し学習計画に取り込めるようにしてきた。

令和 7 年度国家試験における新卒者の合格率は、全国 96.6%に対して本学 89.7%であった。成績下位で個別指導対象となっていた学生 8 名のうち 5 名が合格し、一定の成果を得ることができたが 3 名は合格に至らず、全国平均を下回る結果となった。

令和 7 年度卒後評価アンケートより職業教育の効果としては、「非常によく習得していた・よく習得していた・習得していた」の割合は、「人体の構造・機能に対する知識」88.2%、「疾病や障害に関する知識」94.1%、「作業療法に関する専門的知識」94.1%、「作業療法技術」88.3%の 4 項目において、9 割程度の結果を得ており、前年度より微増した。一方で、基礎医学知識や作業療法技術に関しては「あまり習得できていなかった」が 1 割程度認められた。具体的には特に筋の作用や解剖学の知識不足、評価の技術や介入方法など苦勞している点の指摘があった社会性の面では、習得していた割合が前年度 85.7%から 88.2%へと微増した。不足している内容としては挨拶や言葉遣いが挙げられた。基礎医学・臨床医学の知識については、在学 3 年間を通して重点的に取り組んでいる内容であり、習得されている割合が高い結果となったと考える。一方で近年、学生の成績は二極化を呈す傾向にあるため、今後も成績下位者に対して早期から個別相談・個別指導を実施し、学習習慣や学習方法の構築、知識の定着を図っていく必要があると考える。作業療法技術に対しては、可動域測定など基礎的な評価技術や、移乗技術に対して不足との記載があった。また、臨床実習後にも客観的臨床能力試験 (OSCE) を導入しており、前述したような基礎的な作業療法技術に対して学生の練習する機会が増え、教員側も学生個々の習得度を把握し、個別指導を行う機会となった。授業内だけでなく、実習準備期間など学生自身が主体的に練習を積み重ね、技術を向上できる仕組みづくりを検討していく必要があると考える。社会性に対しては、基礎演習等の授業や OSCE などの実技試験時だけでなく、普段の学校生活から、相手への敬意を持ち、丁寧な言葉遣いをするよう在学期間を通して促していく。また、教員に対して不適切な言動がみられた場合はその都度指導するよう、教員の指導内容や対応を統一していく必要があると考える。

視機能療法専攻では、令和6年度国家試験における新卒者の合格率は全国98.7%に対して本学は97.2%であった。国家試験不合格者は、国家試験に対する精神的プレッシャー、不安、緊張を受け易い学生であった。

令和7年度の3年生に対しては、2年次終了時に国家試験対策問題集「視能訓練士アセスメント」を貸与し、春季休業期間から計画的に自己学習へ取り組むよう指導を行った。

さらに、学力状況を踏まえた個別支援として、「視機能訓練学Ⅴ」の成績を基に学習支援が必要と判断された学生に対して、担当教員による重点的な学習指導を実施した。対象学生には学習専用の教室を開放し、日曜日を除く朝9時から夜9時まで継続的に学習へ取り組める環境を整備したうえで、担当教員による質問対応や個別指導を行った。また、学生の性格によってはチューターも指導に関わった。

その結果、重点的支援を実施した学生群については全員が国家試験に合格し、継続的な学習環境の整備と個別支援の有効性が確認された。一方で、一定の学力を有すると判断していた学生の中から1名が不合格となり、令和7年度国家試験における視機能療法専攻の新卒合格率は95.8%であった。全国平均98.5%を下回る結果となったものの、成績下位層の学生が全員合格したことに加え、不合格者を1名にとどめることができた点は一定の成果であった。

不合格となった学生については、学力面では一定の水準に達しているとは判断していたものの、国家試験までの期間における自主学習の継続や学習意欲の維持に課題があったと考えられた。このことから、国家試験対策においては、学力のみでなく、学習姿勢や継続的な自己管理能力を含めた総合的な状況把握が重要であることが明らかとなった。

令和8年度に向けては、今年度の結果を踏まえ、「視機能訓練学Ⅴ」における成績下位層への継続的支援を維持するとともに、中間層を含めた学生の学習状況や学習意欲をより丁寧に把握し、個々の状況に応じた支援体制をさらに強化していく必要がある。特に、一定の学力を有していても、学習の継続性や自己管理に不安がみられる学生については、早期から継続的な学習支援の対象として関わるのが重要である。今後は、成績のみでは把握しきれない学習態度や学習継続力も含めて総合的に評価し、どの段階で重点的支援へつなげるかを適切に判断していくことが課題である。

令和6年度の教育内容に関する卒業生アンケートでは、「1. 本学の教育内容に、全体的に満足できましたか」に対して、「とても満足」「満足」と回答した割合は90%で、昨年(90%)と同様であり、高い満足度を得た。また、「不満」「とても不満」と回答した割合は0%であり、昨年に引き続き高い評価を得られた。一昨年までは国家試験に関するサポート不足が指摘され全体の満足度が低迷する傾向があったが、昨年より個別指導が必要と考えられる学生に対して午前9時から午後9時まで固定教室を確保し、教員を配置することで学生が自由に質問できる環境を提供するという国家試験対策を施したことで、結果として国家試験不合格者は1名のみとなり、全体の満足度が向上した。令和7年度も同様に実施していく。

令和7年度卒後評価アンケートからみた職業教育の効果について、「解剖・生理に対する知識」、「疾病や障害に対する知識」の2項目については、「非常によく習得していた」「よく習得していた」「習得していた」であった。「視機能検査や視能矯正に関する技術」、「社会人としてのコミュニケーション能力・正しい言葉遣い」の2項

目については、「非常によく習得していた」「よく習得していた」「習得していた」の合計は、8割を超えた結果となった。昨年度の結果で7割台となった「視機能検査や視能矯正に関する専門知識」は昨年度よりも僅かに改善した。以上の項目については、いずれも昨年度の結果より評価は高くなっていた。「問題解決能力・論理的思考力・主体的行動力」は昨年度の結果から僅かに低値となり昨年度の結果と同様に7割台であった。昨年度の結果では、全項目において「習得できていなかった」があったが、今年度の結果では「社会人としてのコミュニケーション能力・正しい言葉遣い」以外の項目において「習得できていなかった」の評価はなくなった。これらは、令和6年度より演習の総括を後日実施することとし、その間に学生全員がワークシートとともに発表資料を作成することとした効果の表れと考えられ、今後も継続していく。一方、アンケートのコメントから、①知識を結び付ける力が低い、②検査結果に対する疑問を見つける力が低いといった課題が昨年と同様にある。これらの改善案として、演習時やその後の総括において学生自身が結果に疑問を持ちたせることで、発表・議論の場で提示・共有する仕組みを導入し、検査結果に対する疑問をもつ能力や知識を結び付ける力を養う。また、①予習：知識（解剖・生理・疾病）→②講義：手技（検査・矯正）→③総括：解釈・応用（症例・検査結果分析）という三段階を意識した演習構成とし、「総括」もこの流れに組み込むことで改善を図る。

#### <テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

シラバスには授業回ごとに事前・事後学習の具体的な内容や要する時間について記載しているが、学習行動調査の結果では必要とする事前学習・事後学習の時間を満たしていない学生が多数おり、学生の自主学習を促進させていくことが課題である。

国家試験合格率は全学的に100%を目指しているが、現状では到達していない。

#### <テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

シラバスには「授業概要」「学修の到達目標」「授業計画」「事前学習」「事後学習」「授業時間数」「評価基準・評価方法」「使用教科書」「参考図書」「課題に対するフィードバック方法」「実務経験をいかした教育内容」等が明示されているとともに、備考欄には科目ごとの留意点や教員から受講生に伝えたいことなどを具体的に記載し、効率的な学習が行えるように配慮している。事前学習・事後学習に関しては授業回ごとに学習の具体的な内容や要する時間について記載することとし、学生がより自主学習に取り組みやすいようにしている。大学教育における学修時間は、授業の時間だけでなく、その授業の事前・事後学習を合わせたものとなっており、自主的に学習することが非常に重要であることをオリエンテーション等で学生に説明している。

[テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果]

<根拠資料>

基本資料

なし

その他資料

- 43. 授業評価アンケート（令和7年度）
- 45. 卒後評価アンケート（令和7年度）
- 48. GPA 一覧（令和7年度）
- 49. 単位取得率（令和7年度）
- 50. 卒業時アンケート（令和7年度）
- 51. 教育内容に関する卒業生アンケート（令和7年度）
- 52. 学修等アンケート（令和7年度）

基本資料－規程集

なし

[区分 基準Ⅱ-B-1 短期大学及び学科又は専攻課程において、学習成果は明確である。]

区分	点検・評価の観点
基準Ⅱ-B-1 短期大学及び学科又は 専攻課程において、学 習成果は明確である。	<input type="checkbox"/> (1) 学習成果に具体性がある。
	<input type="checkbox"/> (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
	<input type="checkbox"/> (3) 学習成果は測定可能である。

<区分 基準Ⅱ-B-1 の現状>

本学では、全学の学習成果を「教養・倫理・責任感及びコミュニケーション能力の修得」とし、学科・専攻課程の学習成果を以下のとおり箇条書きで明確に示しており、それぞれ具体性がある。

<看護学科>

1. 看護職に求められる教養・倫理観・責任感・コミュニケーション能力及び主体的に研鑽する態度の修得
2. 看護の専門基礎知識の修得
3. 看護の専門知識・技術の修得
4. 看護の対象者を全人的にとらえ、科学的判断・倫理的判断を基に対象者に応じた看護を行う実践力の修得
5. 看護学に関わる課題を解決するための科学的思考力と問題解決能力を身につけ、向上心と探求心を持ち、知識・技術の修得や学術研究活動を推進することができる能力の修得

<リハビリテーション学科 理学療法専攻>

1. 豊かな教養と人間愛に基づき、対象者と信頼関係を構築できるコミュニケーション能力の修得
2. 医学の基礎的知識、理学療法領域の専門知識・技術及び実践力の修得
3. 地域の保健・医療システムにおいて理学療法士の役割をはたす能力の修得
4. 対象者にとって最良かつ安全な理学療法を実践できる能力の修得
5. 課題解決のための論理的な思考力と柔軟な発想力及び向上心と探求心を持ち、知識・技術の修得や学術研究活動を推進することができる能力の修得

<リハビリテーション学科 作業療法専攻>

1. 豊かな教養と人間愛に基づき、対象者と信頼関係を構築できるコミュニケーション能力の修得
2. 医学の基礎的知識、作業療法領域の専門知識・技術及び実践力の修得
3. 地域の保健・医療システムにおいて作業療法士の役割をはたす能力の修得
4. 対象者にとって最良かつ安全な作業療法を実践できる能力の修得
5. 課題解決のための論理的な思考力と柔軟な発想力及び向上心と探求心を持ち、知識・技術の修得や学術研究活動を推進することができる能力の修得

<リハビリテーション学科 視機能療法専攻>

1. 視能訓練士として全人的医療を実践し、社会に貢献するために必要な人間性と教養、責任感と倫理観、対象者と信頼関係を構築できるコミュニケーション能力の修得
2. 視機能療法学の土台となる人間科学領域の知識と技術の修得
3. 視機能療法学の各分野における基礎的・理論的な知識と技術の修得
4. 視機能療法学の各分野における発展的な知識と技術、実践力の修得
5. チーム医療における視能訓練士の役割の理解と実践力の修得
6. 視機能療法に関わる課題解決のための論理的な思考力と柔軟な発想力及び向上心と探求心を持ち、知識・技術の修得や学術研究活動を推進することができる能力の修得

これらの学習成果については、カリキュラムマップにおいてそれぞれの項目と各授業科目との関連を示しており、卒業までの3年間で獲得可能である。

なお、学習成果はカリキュラムマップの他に、科目関連図、到達目標評価項目(学習成果)および評価基準においても明確に示している。

また、各学科・専攻ともそれぞれの指定規則(文部省・厚生省令)に基づいた教育課程を定めているため、これら学習成果を獲得する中で国家試験を受験するための知識・技術を修得することが可能である。しかし、3年間での単位取得ができず、学習成果を得られない学生も一定数存在する。

学習成果の測定については、カリキュラムマップに基づいて、到達目標評価項目(学習成果)および評価基準を作成し、各科目の成績、修得単位数、GPAを基準に実施している。具体的には次のとおりであり、学習成果は測定可能である。

- ・評価3(非常に優れている) 当該分野の GPA… 2.50～4.00
- ・評価2(優れている) 当該分野の GPA… 2.00～2.49
- ・評価1(基準に達している) 当該分野の GPA… 1.00～1.99

<GPA の算出方法>

GPA = (「秀」 修得単位数×4) + (「優」 修得単位数×3) + (「良」 修得単位数×2) + (「可」 修得単位数×1) + (「不可・失格」 単位数×0) / 総修得単位数 + 「不可・失格」 単位数

成績評価は、秀、優、良、可、不可の5段階とし、シラバスに学修の到達目標や評価基準・方法等を示した上で評価している。

また、職場における接遇やマナーにも深く関係があると考えられるコミュニケーション能力などのいわゆる汎用的な学習成果の測定についても、卒業生の就職先へのアンケート調査を行うことにより、あいさつ、言葉使い、身だしなみ、態度などの状況について調べ、どういう項目が十分ではないのかといった観点から具体的に把握を行っている。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得状況を適切に評価している。]

区分	点検・評価の観点
基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得状況を適切に評価している。	<input type="checkbox"/> (1) 各授業科目の学習成果は、学科又は専攻課程の学習成果に対応している。
	<input type="checkbox"/> (2) 教員は、成績評価基準等により学習成果の獲得状況を適切に評価している。
	<input type="checkbox"/> (3) 教員の成績評価の状況について把握し、点検している。

<区分 基準Ⅱ-B-2 の現状>

学位授与の方針に対応した秀・優・良・可・不可の評価を各授業科目で行い、その評価結果をGPAに反映させて、学習成果を評価している。各授業科目を修得することで、各学科・専攻の学習成果を獲得できるよう教育課程を編成している。

成績評価は、教育の質保証に向けて厳格に適用している。成績評価は、秀、優、良、可、不可の5段階とし、シラバスに各授業科目の学修の到達目標や評価基準・評価方法等を示した上で評価している。

- 秀 (100点～90点) 合格
- 優 (89点～80点) 合格
- 良 (79点～70点) 合格
- 可 (69点～60点) 合格
- 不可 (60点未満) 不合格

教員は、学習成果の獲得状況を適切に把握するために、定期試験の点数はもちろんのこととして、正答率の低いと思われる分野等について確認を行うとともに、授業中の態度、欠席状況などについても把握している。学習成果獲得という点で問題があると思われる学生については、ミーティングや学科会議等でも把握に努めている。なお、担当科目の学習成果については、専任教員間で意見交換を実施している。

教員の成績評価の状況については、学務委員会で点検を行っている。学期ごとに成績評価一覧及び講義別成績分布一覧を作成し、成績評価に偏りがいないか確認を行って

いる。成績評価の状況については、各学科・専攻に展開し、成績評価の平準化について検討を行っている。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

区分	点検・評価の観点
基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。	<input type="checkbox"/> (1) GPA 分布、単位修得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用している。
	<input type="checkbox"/> (2) 学生調査や学生による自己評価などを活用している。
	<input type="checkbox"/> (3) インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
	<input type="checkbox"/> (4) 卒業生への調査、卒業生の進路先を対象とする調査などを活用している。
	<input type="checkbox"/> (5) 測定した結果を学習成果の点検に活用している。

#### <区分 基準Ⅱ-B-3 の現状>

学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みを構築している。具体的には、アセスメントポリシーに基づき、単位取得率（その他資料-49）、GPA 分布（その他資料-48）、国家試験合格率（その他資料-46）、就職・進学率（その他資料-47）等の量的データに加え、学生に対する調査として「授業評価アンケート」（その他資料-12）、「卒業時アンケート」（その他資料-50）、卒業生に対する調査として「教育内容に関する卒業生アンケート」（その他資料-51）といった質的データを用いて検証しており、教育改革委員会での施策案の検討に際しても参考としている。

ルーブリック評価については、学科専攻によって取組に差異はあるものの、すべての学科専攻で臨地実習や演習評価に導入しており、今後さらに内容を改善し、多くの科目で導入が進むように検討している。全学的に共通のルーブリックを用いて学生の学習成果を評価する仕組みは構築していない。

ポートフォリオについては、理学療法専攻で少しずつ導入しており、課題や内容の改善に努めている。学生ポータルシステムでは、学生自身が履修科目、成績評価、取得単位、GPA などの学修記録を確認することはできるが、授業で作成したレポート、プレゼンテーション資料、課題成果物等を保存することや、学期ごとに目標や振り返りを記録することはできない。今後、学生ポータルシステムの改修を含め検討していく予定である。

学生の学習行動調査として全在学生を対象に「学習等アンケート」を実施している。学習等アンケートでは、学習成果に繋がる学生の学習時間や学習環境、学習についての意識、授業への取り組み姿勢等について調査している。集計結果については、各学科・専攻で分析を行い、教育改善に活用している。令和7年度の学習時間に関する結

果では、事前学習を行う場合の1科目当たり平均時間は365名中179名(49.0%)が30分未満(昨年度は49.9%)であった。事後学習を行う場合の1科目あたりの平均時間は365名中112名(30.7%)が30分未満(昨年度は30.3%)であった。授業以外の1日の平均学習時間は365名中79名(21.6%)が1時間未満(昨年度も21.6%)であった。このような結果から、令和6年度と同様に、各授業科目担当が必要とする事前学習・事後学習の時間を満たしていない学生が多数いるため、自主学習を促進する必要がある。

また、学生が本学での学びを経て、学習成果についてどのような自己評価をしているのかを可視化するとともに、教育内容やカリキュラムの満足度を把握し今後の教育改善に役立てることを目的とし、卒業直前の2月下旬に、卒業予定者を対象に「卒業時アンケート」を実施している。令和6年度卒業時アンケートの結果については、以下のとおり各学科・専攻で分析を行った。

看護学科では、学生生活を通して学生が最も力を入れたのは、「国家試験のための学習」であった。看護師養成校に入学した学生としての最終目標は、看護師国家試験に合格することであるため、そのことが他の項目よりも優先されていたのは良い結果と言える。また、教養・基礎の学習、学校行事・サークル活動、社会活動・ボランティア活動、アルバイトについての肯定的解答が昨年度より減少している。アルバイトもするが、学習や学生生活に力を入れる学生が増加したと考える。学生生活を通して各能力がどの程度身についたかの設問に対しては、「科学的・論理的思考力」以外どの項目においても“身についた”と肯定的にとらえている学生が100%であり昨年度より増加したことが分かった。その中でも“ほぼ身についた”“大変身についた”の回答が最も高かった項目は、「立場を尊重した人間関係の構築能力」で、臨地実習において人間関係を構築する場面が増えてきたことが影響していると考えられる。最も低かった項目は、昨年度同様「科学的・論理的思考力」であった。「科学的・論理的思考力」はカリキュラム改正の趣旨でもあり、今後更に強化していく必要があると考える。「課題を発見し解決する力」については、“ほぼ身についた”“大変身についた”の回答が最も低く昨年度より低下している。受け身での学習でなく、自ら課題を考え、解決していく能力を養っていく必要がある。

本学における教育内容の満足度についての設問に対し、どの項目も肯定的解答が高く、学生にとって満足が行く教育ができていると言える。特に「医療人としての態度に係る教育」の項目において満足度が高く、次いで「学科・専攻の専門分野に係る技術の教育」「国家試験対策に係る教育」の項目が高かった。

「カリキュラム全般」については、新カリキュラム初年度の学生たちであったため、カリキュラムについての肯定的意見が減少したと考える。カリキュラムは再度変更しているため次年度の結果とも合わせて評価していく必要がある。また、就職後を見据えた「キャリア教育」の満足度は昨年度より若干増加しているが、更に上がるように企画する必要がある。

理学療法専攻では、どの学習に対してもほぼ全員が肯定的に取り組んでいた。3年養成過程は4年養成課程に比べ時間的に密なカリキュラム配置となるため、学生はより意識的に学習に取り組む事が求められる。令和6年度のアンケート結果では、「教養・

基礎の学習」が 91.5%、「学科・専攻の専門的な学習」が 98.3%、「国家試験のための学習」が 98.3% の肯定的取り組み（「大変力を入れた」～「どちらかと言えば力を入れた」の合計）であった。昨年データと比較すると「教養・基礎の学習」が+2.3 ポイント、「学科・専攻の専門的な学習」が+2.9 ポイント、「国家試験のための学習」が-1.3 ポイントと、変動は小さかった。専門的な学習や国家試験の学習に比べ「教養・基礎の学習」の割合が低いのは例年通りである。これは、教養・基礎科目がほぼ 1 年次に開講され、医療コミュニケーションや語学など、学生の中に苦手意識を持つ者が存在し、単位取得に苦勞する声が聞かれることが影響している可能性が伺われる。

ボランティアやサークル活動などについては、昨年データと比較して「学校行事・サークル活動」が+23.7 ポイント（72.9%）、「社会活動・ボランティア活動」が+26.7 ポイント（72.9%）と大幅に増加した。この学年は 1 年次が新型コロナウイルス感染症（まん延防止等重点措置法など）により、学内行事やサークル活動に制約を受けていた。しかし、2 年次以降の新型コロナウイルス感染症の 5 類感染症移行を受け、社会的活動などへも徐々に参加が増加していった経緯がある。医療系の短期大学として、これらの活動は医療・福祉面の倫理観や社会性、医療従事者としての感染予防意識の向上につながる貴重な経験であり、今後も積極的な活動支援を行っていく方針である。「アルバイト」の肯定的取り組みも 86.4% と、昨年比+18.7 ポイント増加した。これもコロナの影響が軽減されたことによるものと考えられる。社会経験として有益な一方、学業をお疎かにする原因や、学外実習前の感染対策（自粛指示）との兼ね合いもあり、教育の立場から適切な誘導が必要であると考えられる。

学生生活を通して身についた能力（「大変身についた」～「どちらかと言えば身についた」の合計）については、理学療法士として必要な感性や能力・資質である全項目において、概ね全員が「習得」できていたと思われた。具体的には、「コミュニケーション能力」、「学科・専攻の専門知識」、「立場を尊重した人間関係の構築能力」、「向上心」の 4 項目で習得率が 100%であった。次いで「社会的責任感」、「医療人としての倫理観」、「学科・専攻の技術、実践力」、「科学的・論理的思考力」が 98.3%であった。「課題を発見し解決する力」は 94.9%だった。これらの能力は、講義や演習だけでなく、日常の教職員とのコミュニケーションも大切な機会となって培われる。学外実習などで資質不足を指摘された場合には、学内で教員と触れ合う機会を積極的に設け、資質向上に努めている。

本学における教育内容の総合的な満足度（「大変満足」～「どちらかと言えば満足」の合計）においては、どの項目もほぼ全員が満足できていた結果となった。具体的には、「一般教養に係る教育」、「学科・専攻の専門分野に係る知識の教育」、「医療人としての態度に係る教育」、「国家試験対策に係る教育」、「正課外のキャリア教育」、「カリキュラム全般」で満足度 100%を達成した（「学科・専攻の専門分野に係る技術の教育」は 98.3%）。国家試験対策に偏重せず、一般教養や医療人としての態度、さらに正課外のキャリア教育で高い満足度が得られたことは、教育目的の達成に広く寄与できたと解釈できる。

教育面においては、グループディスカッションの導入、映像を使用した授業構成、自宅学習教材の利用など、創意工夫に努めてきた。また、就職活動での「オンラインガイ

ダンス」の実施、感染予防に取り組みながらの国家試験グループ学習なども行った。加えて、正課外のキャリア教育として、教員と学生有志による「触診クラブ」の放課後活動、スポーツ関連サポート（ラグビー、マラソンなど）への参加促進、住環境福祉コーディネーターやパラスポーツ指導員といった付加価値取得のサポートにも取り組んだ。これらの取り組みが、高い満足度の結果に反映されたと考えられる。

作業療法専攻では、学生生活を通して学生が最も力を入れたのは、「国家試験のための学習」が100%で、次いで「学科・専攻の専門的な学習」が96.7%、「教養・基礎の学習」が93.3%であった。作業療法専攻に入学した学生としての最終目標は、国家試験に合格することであるため、そのことが他の何よりも優先されていたのは良い結果と言える。一方で社会活動・ボランティア活動などの社会交流の機会は積極的に取り組んでいた学生は66.7%と若干少ない。知識・技術の努力は極めて重要であるが、教育の重要な側面である情緒の成長にこういった社会的活動は重要な体験の機会であるため、学生の環境の調整など、経験する場の確保は今後の課題である。一方で、学業に専念せざるを得ない余裕の無さは授業のスケジュールから推測されるため、社会的活動を授業の一環で取り入れるなど、カリキュラムの工夫で補えるようにしておくことも必要ではないかと思われる。

また、社会的責任感やコミュニケーション能力が学生生活を通して身についたと感じる学生が100%であった。2年次後期から3年次の大半が実習による社会的環境で様々な経験を積み重ねる中で、社会的責任感や他者との関係をうまく構築するコミュニケーション能力が必要になることを全ての学生が実感したのであると思うが、それには実習指導者との強い信頼関係を教員が構築し、教育と臨床に乖離がないことが重要であるため、今後も引き続き実習地とのより良い関係を維持していきたい。

専門的な知識や技術、科学的・論理的思考力の習得については、ほぼ100%の学生が身についたと回答している。医療人としての専門的な知識・技術を学び、実践し自信をつけて卒業することができている表れと思われるため、卒業時に有能感を持って社会に出ていけることは極めて重要なことと言える。これからも健全な自信を持って卒業できるよう教育していきたい。

本学における教育内容に関わる満足度では、全体的に肯定的であった。一般教養から専門知識、医療人としての態度に関わる教育、正規外のキャリア教育など、満足されている結果であったことは誠実に学生と向き合っていたことが一定の評価を得ることができたと考えられる。

視機能療法専攻では学生生活を通して学生が最も力を入れたこととして、教養・基礎の学習の強い肯定的回答は41.7%（昨年度との比較では1.5%低下）、専攻の専門的学習は55.6%（昨年度との比較では20.1%低下）、国家試験のための学習は86.1%（昨年度より8.5%低下）であり、昨年と比較すると強い肯定的回答の割合は低かった。特に専攻の専門的学習と国家試験のための学習については昨年と比較して大きく低下していたが、他学科専攻と比較においてはどの学科専攻よりも強い肯定的回答の割合が高く、補習などの対策がなくても学生が主体的に学習に励んでいたことが示唆された。学校行事・サークル活動の肯定的回答は13.9%（昨年度との比較では0.4%上昇）、社会活動・ボランティア活動の肯定的回答は5.6%（昨年度との比較では13.3%低下）と非常に低か

った。学校行事やサークル活動についてはサークルだけでなく部活動を立ち上げること、学生が楽しく活動ができるものを学校が取り上げていく必要があると思われる。またアルバイトの肯定的回答は47.2%（昨年度との比較では6.7%増加）であり、アルバイトが教養・基礎の学習より優先される結果であり、経済的な要因により学習や各種活動を制限している学生の存在が示唆された。

学生生活を通して身についた能力について、肯定的回答の割合は「向上心」を除いて97.2%以上であり、また向上心についても強い肯定的回答の割合が72.1%と他の項目と遜色ないことから、ほぼ全数の学生が学生生活を通して各項目の能力が身についたと肯定的に捉えていた。一方、強い肯定的回答の割合で低値を示したのは社会的責任感、科学的・論理的思考力、課題を発見し解決する能力であった。これらの項目では「どちらかといえば身についた」と回答する割合が高く、肯定的に捉えてはいるものの自信がないと考えている学生が一定数いると考えられ、今後はこのように考えている学生に対し能力の獲得を自覚させるために、学生に直接伝えていくことが必要であると考えられた。

本学における教育内容で入学から現在までの総合的な満足度については、知識や国家試験に対する満足度が相対的に高く、技術や正課外教育の満足度が低い結果となった。正課外教育では、こども園での検診や眼鏡点検学、コンタクトレンズ講習、視能訓練士協会の役員による講習等を開催しているが、そもそも参加する学生数が少なく満足度が低い結果となっていると考えられ、せっかくの貴重な機会を逃している状況となっているため、正課外教育への参加を促すよう周知する必要がある。

インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率は利用していないが、在籍率、卒業率、就職率などは教育改革施策等を検討する際の参考としている。

卒業生への調査としては、卒業5ヶ月後に「教育内容に関する卒業生アンケート」を行っている。本学の教育内容全体に対する満足度、満足度の高い科目、時間数が足りなかった科目、あったらよかったと思う学習内容や、本学の教育内容・教育方法で良かった点や不満に思った点等について調査している。

卒業生の進路先を対象とする調査としては、卒業半年後に卒業生の就職した施設すべてを対象に「卒後評価アンケート」及び「ニーズ調査」を実施している。卒後評価アンケートでは、卒業生が人体や疾病・障がいに対する知識や専門的知識・技術、問題解決能力・論理的思考力・主体的行動力、コミュニケーション能力・正しい言葉遣い・マナーをどの程度習得していたかについて調査している。ニーズ調査では、学生に求める資質・能力や在学中に力を入れてほしい教育内容・教授方法について調査している。

いずれの調査結果も各学科・専攻で分析を行い、学習成果の点検を行うとともに、教育方法や教育内容の見直しに活用している。

[区分 基準Ⅱ-B-4 学習成果の獲得状況の公表に努めている。]

区分	点検・評価の観点
基準Ⅱ-B-4	<input type="checkbox"/> (1) 学習成果の獲得状況について、可視化した根拠がある。
学習成果の獲得状況	<input type="checkbox"/> (2) 学生に獲得した学習成果を自覚できるように、根拠を基

の公表に努めている。	に説明している。 □ (3) 学習成果の獲得状況について、根拠を基に公表することに努めている。
------------	--

#### <区分 基準Ⅱ-B-4の現状>

学習成果の獲得状況を可視化するため、学習評価として1・2年次の年度末に専門基礎科目のアセスメントテストを実施している。看護学科、リハビリテーション学科理学療法専攻・作業療法専攻については、外部業者による全国模試を実施し、視機能療法専攻については、教員が独自に作成した客観式試験問題を用いて試験を実施している。学生全体及び学生個人の学習成果を測定するとともに、その後の学習への取り組みに反映させている。

アセスメントテストの結果は、学生自身が確認している。教員は正答率の良くない設問を抽出し、原因分析と改善案の検討を行っている。学力不足の学生には、チューターや担任等が個別面談にて学習方法の把握・指導を行い、学習サイクル定着を目的としたフォローアップを実施し、学生全員が一定レベル以上の学習成果を得るように指導している。

ホームページには卒業生の資格取得実績として国家試験合格率を公表している。また、学習成果に至る学習行動に関する調査である学習等アンケート、学生の成長実感を調査する卒業時アンケート、卒業生が習得した能力についての外部評価である卒業後評価アンケートの結果を公表している。

#### <テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果の課題>

学習成果の獲得状況を測定する手法として、全学的なルーブリック評価の活用はしていない。すべての学科専攻でルーブリック評価を臨地実習や演習評価に導入しているが、今後さらに内容を改善し、多くの科目で導入が進むように検討する必要がある。

#### <テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果の特記事項>

令和6年度から学生ポータルシステムを導入し、学生自身が成績状況や履修状況を把握し、学習計画の立案・修正につなげることができるようにした。

[テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜]

<根拠資料>

基本資料

- 6. 大学案内 2026 [令和 8 年度入学者用]
- 11. 入学者選抜要項 2026 [令和 8 年度入学者用]
- 17. 大学案内 2025 [令和 7 年度入学者用]
- 18. 入学者選抜要項 2025 [令和 7 年度入学者用]

その他資料

- 53. 入学者選抜要項 2026 [令和 8 年度入学者用]
- 54. 大学案内 2026 [令和 8 年度入学者用]
- 55. オープンキャンパスチラシ 2025 [令和 7 年度]

基本資料－規程集

- 71 平成医療短期大学入学試験委員会規程

[区分 基準Ⅱ-C-1 入学者選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて実施している。]

区分	点検・評価の観点
基準Ⅱ-C-1 入学者選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて実施している。	<input type="checkbox"/> (1) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。
	<input type="checkbox"/> (2) 高大接続の観点により、多様な選抜方法を設け、それぞれの選考基準を明確に示している。
	<input type="checkbox"/> (3) 専門職学科における入学者選抜は、実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮している。
	<input type="checkbox"/> (4) 入学者選抜の実施に関する学内規程を整備し、規程に基づき実施している。
	<input type="checkbox"/> (5) 入学者選抜の実施における学長を中心とした責任体制は明確である。
	<input type="checkbox"/> (6) アドミッション・オフィス等を整備している。

<区分 基準Ⅱ-C-1 の現状>

入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応したものであり、本学では以下の多様な選抜方法について入学者選抜要項（基本資料-18）に詳細に記載している。

なお、こうした多様な選抜を行うに当たっては、高大接続の観点により、入学試験委員会において、毎年度配点基準等の妥当性について検証を行っており、公正かつ適正な選抜を行っている。

・総合型選抜 A0 入試

事前に与えられた課題、提出書類に基づき、本学との適合性を評価している。高等学校調査書により、基礎学力と学習態度の把握とともに、本学の教育方針のもとで学ぶ

姿勢があるかを評価している。事前課題に基づいた模擬講義を実施、その内容についての口頭試問を行い、課題内容と模擬講義の理解度を評価している。面接では、質問についての理解力と、意志・意欲、協調性、柔軟性、主体性、自身の考えを論理的に伝えることができるコミュニケーション能力を評価している。

- ・総合型選抜自己推薦入試

課外活動などを通じ、卓越した能力をもつ者、または社会において優れた活動実績がある者に対し、自己推薦書や活動証明資料の提出に基づき、学内外における活動内容について確認し、医療分野への強い興味や関心、積極性を有しているかを評価している。また、小論文試験を行い、基礎学力を評価している。面接では、質問についての理解力と、意志・意欲、協調性、柔軟性、主体性、自身の考えを論理的に伝えることができるコミュニケーション能力を評価している。

- ・学校推薦型選抜指定校入試

過去の入試実績や卒業実績に基づいた高等学校を選定し、該当校において、本学の教育方針に適した生徒を選抜していただいている。小論文と高等学校調査書により、基礎学力と学習態度、本学の教育方針のもとで学ぶ姿勢があるかを評価し、面接では質問についての理解力と、意志・意欲、協調性、柔軟性、主体性、自身の考えを論理的に伝えることができるコミュニケーション能力を評価している。

- ・学校推薦型選抜公募入試

高等学校における一定の学力を有し、高等学校長が推薦できる者を対象としている。小論文と高等学校調査書により、基礎学力と学習態度、本学の教育方針のもとで学ぶ姿勢があるかについて評価している。面接では質問についての理解力と、意志・意欲、協調性、柔軟性、主体性、自身の考えを論理的に伝えることができるコミュニケーション能力を評価している。

- ・一般選抜入試

国語、英語の筆記試験を行い、教養と専門知識・技術及び実践力を修得するために必要な基礎学力を評価している。面接では、質問についての理解力と、意志・意欲、協調性、柔軟性、主体性、自身の考えを論理的に伝えることができるコミュニケーション能力を評価している。

- ・特別選抜入試（社会人・学士等）

学び直しや新しい分野の学修を望む者で、社会人経験を一定年数有する者、学士・準学士を修得した者、当該年度に修得予定の者に対し、小論文試験を行い、基礎的知識を評価している。また、志望理由書等の事前提出書類において、社会や高等教育機関における経験や内容を通じ、医療分野への強い興味や関心を有しているかを評価している。面接では、質問についての理解力と、意志・意欲、協調性、柔軟性、主体性、自身の考えを論理的に伝えることができるコミュニケーション能力を評価している。

こうした入学者選抜の実施については平成医療短期大学入学者選抜規程（基本資料-規程集-100）に定められており、当該規程に基づいて入学者選抜を実施している。

また、平成医療短期大学入学者選抜規程に基づき、入学者選抜に関し必要な事項を審議実施するため、平成医療短期大学入学試験委員会規程に基づいて平成医療短期大学入学試験委員会を置き、学長を委員長として全学的に明確な責任体制の下で入学試

験を実施している。

組織的には、入試広報課長がアドミッション・オフィサーを兼務し、入学試験及び学生募集にかかる企画立案業務、及び入学者選抜評価業務の総括を行っている。

[区分 基準Ⅱ-C-2 入学者選抜に関する情報を適切に提供している。]

区分	点検・評価の観点
基準Ⅱ-C-2 入学者選抜に関する情報を適切に提供している。	<input type="checkbox"/> (1) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
	<input type="checkbox"/> (2) 選抜区分ごとの募集人員を明確に示している。
	<input type="checkbox"/> (3) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
	<input type="checkbox"/> (4) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。

<区分 基準Ⅱ-C-2の現状>

入学者受入れの方針は、入学者選抜要項及びホームページに明示することにより、入学希望者に対して広く周知している。

募集人数については、入学者選抜要項及びホームページに次のように明示している。

<入学定員・募集の内訳>

学科・専攻	入学定員	総合型選抜	一般選抜	学校推薦型選抜	特別選抜
看護学科	70人	25人	10人	35人	若干名
理学療法専攻	60人	20人	10人	30人	若干名
作業療法専攻	30人	10人	5人	15人	若干名
視機能療法専攻	30人	10人	5人	15人	若干名

入学検定料、入学金、学費（授業料、実習費、教育充実費）について、入学者選抜要項に記載すると共に、ホームページにおいても明示している。

また、受験やオープンキャンパス、ガイダンス等に関する問い合わせには、随時、入試広報課職員が適切に対応している。また、入試広報課以外の職員及び学科・専攻の教員に対しても所管地区を割り振り、高校訪問や高校生を対象とした会場型ガイダンスや高校内ガイダンスへ出向き、広報活動を行っている。

オープンキャンパスは年7回開催している。（6月、7月、8月に2回、9月、12月、3月）併せて春休み期間や夏休み期間を利用した個別見学会を実施している。また、オープンキャンパスや個別見学会に参加できない方を対象とした、個別相談に年間を通じて対応している。オープンキャンパスは、原則として学科専攻の紹介をはじめとし、看護師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士の仕事説明、体験学習、入学者受入れ方針を含む入試説明、「学生と語ろう」というプログラムで構成されており、アンケートでは、9割以上の参加者より「良い」、「まあ良い」の感想をいただいている。

<テーマ 入学者選抜の課題>

課題なし

<テーマ 入学者選抜の特記事項>  
特記事項なし

[テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援]

<根拠資料>

基本資料

1. 学生便覧 2025 [令和 7 年度]
19. 臨床実習要項 [看護学科]
20. 臨床実習要項 [リハビリテーション学科理学療法専攻]
21. 臨床実習要項 [リハビリテーション学科作業療法専攻]
22. 臨床実習要項 [リハビリテーション学科視機能療法専攻]

その他資料

52. 学修等アンケート (令和 7 年度)
56. 入学前教育資料 [看護学科] [令和 8 年度入学者用]
57. 入学前教育資料 [リハビリテーション学科理学療法専攻] [令和 8 年度入学者用]
58. 入学前教育資料 [リハビリテーション学科作業療法専攻] [令和 8 年度入学者用]
59. 入学前教育資料 [リハビリテーション学科視機能療法専攻] [令和 8 年度入学者用]
60. オリエンテーション資料 (令和 7 年度)
61. メソフィアポータル
62. 進路先一覧 (令和 5 年度)
63. 進路先一覧 (令和 6 年度)
64. 進路先一覧 (令和 7 年度)

基本資料－規程集

- 7 学校法人誠広学園文書取扱規程
- 67 平成医療短期大学 FD 委員会規程
- 69 平成医療短期大学学生委員会規程
- 73 平成医療短期大学学納金納付規程
- 57 学校法人誠広学園授業料減免規程
- 101 平成医療短期大学奨学金規程
- 108 平成医療短期大学障がい学生支援基本方針
- 109 平成医療短期大学障がい学生支援規程
- 119 平成医療短期大学図書館規程
- 120 平成医療短期大学図書館規程運営細則
- 123 平成医療短期大学教育センター規程

[区分 基準Ⅱ-D-1 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

区分	点検・評価の観点
基準Ⅱ-D-1 学習成果の獲	<input type="checkbox"/> (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。

得に向けて学習支援を組織的にやっている。	<input type="checkbox"/> (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
	<input type="checkbox"/> (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
	<input type="checkbox"/> (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
	<input type="checkbox"/> (5) 学生に対して履修及び卒業に至る指導・支援を行っている。
	<input type="checkbox"/> (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
	<input type="checkbox"/> (7) 基礎学力が不足する学生や進度の遅い学生に対し補習授業等を行っている。
	<input type="checkbox"/> (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
	<input type="checkbox"/> (9) 通信による教育を行う学科又は専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
	<input type="checkbox"/> (10) 図書館等に専門的職員その他の専属の教員又は事務職員等を配置し、学生の学習向上のために支援を行っている。
	<input type="checkbox"/> (11) 学生の海外への派遣（長期・短期）を行っている。
	<input type="checkbox"/> (12) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

### <区分 基準Ⅱ-D-1の現状>

入学手続者に対する情報提供は、大学案内、入学者選抜要項、オープンキャンパスのチラシ、ホームページに掲載している。入学予定者に対しては、入学に伴う手続き書類を送付している。また、入学前課題を課している。課題は学科・専攻ごとの内容としている。すべての入学試験合格者に対して、順次課題を発送している。また、課題提示のみではなく、例年3月上旬に入学予定者を対象とした入学準備教育（その他資料-56、57、58、59）として、学科・専攻ごとに模擬授業やコミュニケーション・ワークを行っている。令和8年度入学予定者に対しては、3月10日(火)に開催した。

入学者に対しては入学直後に学習、学生生活のためのオリエンテーションを行っている。各学科・専攻のオリエンテーションでは、学習の動機付けに焦点を合わせて、カリキュラム、年間スケジュール、履修方法、学習方法及び学習成果について説明している。事務オリエンテーションでは、学生生活が円滑に行えるよう学生便覧、履修要領に沿った説明を行うとともに、選択科目の履修方法や入学後使用する Google Classroom、Gmail、学生ポータルシステムの設定について詳しく説明している。

2年次、3年次に対しては各学科・専攻において、学習成果の獲得及び国家試験に向け、学習に取り組む心構えや学習方法について周知し、自己学習を促している。

学生便覧は毎年度作成し、新入生に配布している。本学で学修・生活する上での指針となるよう、学生便覧には、建学の精神、教育目的、学習目標、学習成果、学位授与の

方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）、学生生活に関わる事項（各種証明書の発行方法、学内施設の利用方法等）、異常気象時の対応、学則等の各種規程を掲載している。また、新入生に対してのオリエンテーションにおいては、学生相談室や保健室の利用についても周知を図っている。

シラバスには、授業科目名、担当教員、授業方法、配当年次、単位数、開講時期、必修区分、総時間、科目ナンバリング、授業概要、学修の到達目標、事前・事後学習、授業計画、使用教科書、参考図書、評価基準・評価方法、課題のフィードバック方法、実務経験をいかした教育方法などを記載している。事前学習・事後学習に関してはそれぞれの内容と学習時間を授業回ごとに記載し、学生が自主学習に取り組みやすいようにしている。備考欄には修学上の留意点などを具体的に記載し、学習に取り組みやすいようにしている。また、履修要領にカリキュラムマップ、科目関連図、到達目標評価項目（学習成果）および評価基準等を掲載し、学習成果獲得までの過程を学生がイメージしやすいように示している。令和6年度から学生ポータルシステムを導入し、学生便覧、シラバス、履修要領の他、建学の精神、教育目的、教育目標、学習成果、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を掲載し、学生が随時ウェブサイトで閲覧できるようにしている。

学生生活全般、学習状況や単位修得・卒業などはチューター及び担任等が随時把握して個別指導するとともに学生支援室への紹介、個人面談の依頼をしている。場合によっては保護者との三者面談を行い、学内だけでなく自宅での支援を依頼するなどしている。

なお、令和3年度末に成績評価に関する異議申立て要領を定め、成績評価に異議がある学生の申立て手続きについて明確化することにより、令和4年度からより公正かつ適切な成績評価に努めている。

看護学科では、教員一人当たり1学年につき5～6人の3学年チューター制、リハビリテーション学科理学療法専攻・作業療法専攻では担任制をとり、学習上の悩みなどに対して適切な指導助言を行う体制を整備している。また、視機能療法専攻でも学生指導担当教員が随時相談に応じ、個々の学生が抱える問題を把握して助言指導し、学習に専念し安定した学生生活が送れるよう積極的に支援している。相談事項や問題への処置について教員間で緊密に連絡する体制をとるとともに、学生個人の学習成果に関する情報を日頃から教員相互で共有し、学生支援に努めている。また、学生の悩みや問題を教員同士で共有して問題解決に努めている。専門的なアドバイスが必要な時は、専門職員による面談、カウンセリングを行っている。

看護学科では、教員一人につき各学年4～6名、3学年合わせて15名程度の学生をもち、定期的に面談を行っている。面談では、学習状況の把握や困っていること、悩んでいること等を把握し指導している。また、チューターは、学生の講義・演習・実習の出席状況の確認やその状況に対する学生への連絡、指導を行い、評価に必要な出席回数を満たすよう管理している。また、成績発表時に不可となり再試験の対象となった学生には面談を行い、学習方法の指導を行っている。また、GPAが1.5未満の学生は、成績発表時にチューター教員が面談を行い、学習方法や日常生活の過ごし方等を指導している。GPA1.5未満が2回継続した学生は、保護者との面談を行い、学習中心の生

活について協力をいただけるよう説明している。

リハビリテーション学科理学療法専攻では、2～3名の教員が学年担任となり学生の面談を定期的実施している。学年担任はGPA、解剖学演習をはじめ各科目で実施される小テストの結果等から学習成果を確認し、学力不足の学生の把握に役立てている。学力不足の学生には、学年担任または科目担当教員の個別面談にて学習方法の把握・指導を行い、学習サイクル定着を目的としたフォローアップを実施している。特に必要単位未修得者に対しては科目の履修状況や卒業までのルートを可視化した上で、必要であれば保護者同伴で面談を行い担任から説明している。出席状況については学生相談室担当者と連携し、学年担任は出席状況を常に確認できる体制を整備している。学習面だけでなく、身体・精神面で悩みを抱えている学生に対しても学年担任は定期的に面談を行い、必要かつ学生が教職員と共有することを許可した情報に関しては担任外教員、学生相談室や保健室と連携して情報共有している。教職員間の情報共有は電話・メール・対面・面談記録の閲覧等である。ポータルシステムはお互いの指導内容の記録を確認することができるので、学生にとって齟齬のない指導に繋がっている。

これらのことにより、学生生活上の問題を早期に発見するとともに、適切な指導助言を行うことが可能である。また、専任教員は週1回のオフィスアワーを設けて指導助言を行う体制を整備しており、オフィスアワー以外でも随時対応している。長期間にわたる学外実習（臨床実習Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ）中には、専任教員が実習施設を巡回訪問し、学生の実習状況の確認・把握を行うとともに、学習方法や学習上の悩みなどの相談のり、指導・助言を行えるようにしている。学外実習中における緊急時対応として、教員は持ち回りで緊急連絡用の携帯電話を常時携帯し、不測の事態が生じた時に即時対応できる体制をとっている。

作業療法専攻では、学年ごとに2名の教員が担任となり、全学生に対して定期的に面談を行うほか、学生からの相談にも随時対応しており、修学上の悩みなどに対して適切な指導・助言を行う体制を整備している。さらに全教員が情報を共有し、保健室や学生相談室とも積極的に連携を図りながら、専攻として対応する環境づくりをしている。学生の学習習得度を高める取り組みとして、初年次の専門基礎科目の学習からアクティブ・ラーニングを取り入れ、ディスカッションを用いたグループワークを実践している。こうした取り組みのなかで、学生間の関係性成熟を図るとともに、クラス全体の目的意識向上を目指している。また、単元ごとの小テストなどを通して学習成果を確認し、学力不足の学生の把握に役立てている。1年次、2年次の年度末には外部業者によるアセスメントテスト（基礎医学3科目）を実施して基礎医学の学修習熟度を確認しており、学生の状況により課題を提示し学力定着に取り組んでいる。臨床に必要な技能を習得する面では、客観的臨床能力試験（OSCE）を1年次後期以降各期に設け、その時々求められる技能レベルを担保できるような仕組み作りをしている。それに合わせ、授業時間外にも演習室を開放し、学生が十分な実技練習を行えるよう環境整備をしている。

視機能療法専攻では、学習上の悩みなどの相談には、学生が希望する担当教員へ行くように学生に周知し対応している。また学生チューター制度を設け、教員には相談しにくい場合は、2年生のチューターに相談できるようにしている。2年生の学生チュ

ーターについては教員がフォローし負担がないようにしている。学生個人及び学生全員の学習達成度については、専攻教員間で情報交換することにより、各授業科目の相互の学習内容の点検や講義内容の重複回避などに役立てている。検査技術が未熟な学生には、学生が自主的に練習できるように実習室を開放するとともに、希望する学生に対して個別指導を実施している。卒業を目前とした学期(3年次後学期)にあつては、学習評価のランクが常に下位の学生については個別に、あるいは該当する学生をグループとして、特別講義あるいは特別演習を企画して、学生全員が一定レベル以上の学習成果を得るように指導している。

全学的に全学生の成績や面談記録などの情報を共有するシステム(その他資料-24)を取っており、注意が必要な学生の対応に役立てている。また、教員に話しにくい内容については、学生相談室の利用を勧めている。個人情報厳守したうえで、相談室担当者との連携を図っている。

基礎学力が不足している学生、遅刻や欠席の多い学生に対しては、科目担当教員による補講や補習演習、定期的な面談を積極的に実施し、GPA 1.5未滿を基準とした面談指導も行っている。

1・2年次の終了時に学習成果を測定・分析し、今後の指導の方針を検討するために、また、学生自身が学修到達度を把握するために学修到達度テスト(アセスメントテスト)を実施している。

専任教員はオフィスアワーを週に1回程度設けており、学生からの質問などに対応している他、オフィスアワー以外にも必要時質問等に応じている。非常勤講師には、授業日の空き時間に質問や相談への対応について依頼している。

看護学科では、基礎学力が低い学生や進度の遅い学生の技術演習では、学生の希望毎に講義後再度演習を行い、知識面も含めて補習をしている。また、実習前に補習演習を行い、学力の不足している学生や進度の遅い学生も対応できるよう実習に備えている。

理学療法専攻1年次生に対する学習習慣の獲得と早期からの国家試験対策として、自主参加によるグループ学習「ミライスタディ」を毎月3~4回開催している。これは1年次の専門基礎科目である解剖学、生理学、運動学の受講後、国家試験問題5~6問をグループ内で解答作成、教え合う方式で実施している。また、従来通り解剖学演習では毎週の小テストを実施している。これらの積極的な取り組みによって、基礎学力が不足している学生や進度の遅い学生を早期にスクリーニングが可能となり、集団学習や個別学習を促している。

作業療法専攻では、入学から1ヶ月が経過した1年次学生を対象に、学習状況を確認するためのアンケートを実施している。アンケートでは、健康状態、学生生活における交友関係や不安点、好きな科目・苦手な科目、学習時間、家庭環境などを調査し、その結果を基に学年担任が面談を行い、個別の学習指導を実施している。また、学力不足の学生には、学年担任または科目担当教員の個別面談にて学習方法の把握・指導を行い、学習サイクルが定着するまでのフォローアップをしている。具体的には、学習計画表の作成、学習環境の設定、取り組み方法のレクチャー、自己フィードバックなどを実施している。

視機能療法専攻では、各教員の講義において小テスト等を実施し、基礎学力が低い学生や進度の遅い学生には、補修講義を行っている。また、3年生には国家試験対策として定期的に模試を実施し、問題となる学生を全教員に周知し、対応している。

教育センターでは、学生間の学力格差を減少させ、平時の授業内での理解度が深まることを期待して、外部講師により1年生を対象に数学の基礎学力アップ講座、2年生及び3年生を対象に基礎学力アップ講座（国家試験計算問題）を実施している。学科・専攻別の補習授業とし、国家試験計算問題対策として基本的な計算ができるようにすることを目的としている。

なお、1年生を対象にした講座では、各学科・専攻の学修に必要な内容を精査し、学科・専攻別に講座を実施することで、より効果的に基礎学力アップが図れるようにしている。

看護学科ではチューター制をとっており、個々の学生の学習進度を把握している。講義後や休み時間などを利用し、発展的な実践知識・技術などを個別指導している。

理学療法専攻では、講義後や休み時間などを利用した発展的な実践知識・技術などの個別指導や専門的な勉強会・ボランティアへの参加の促し、高度な専門知識を学ぶための参考図書や医学論文の紹介、「初級パラスポーツ指導員」の資格取得の推進、また「呼吸療法認定士」「糖尿病療養指導士」「心臓リハビリテーション指導士」などの学会認定資格の紹介、福祉関連の民間資格検定（福祉住環境コーディネーター2級など）の受験を促している。今後は演習系科目での習熟度別グループ・クラス分けや、進度の速い学生によるティーチング・アシスタント導入や臨床研究への参加などを検討していく。

作業療法専攻では、希望する専門領域の学習機会として、教員が主催する職能団体の勉強会への参加を案内している。また、教員が行っている研究や論文の紹介、医療・福祉関連の民間資格検定（福祉住環境コーディネーター2級など）の受験の促しや地域在住高齢者や障害児団体などの行事ボランティアへの参加の推進を行っている。

視機能療法専攻では、令和5年度から自主ゼミを開始した。自主ゼミは講義以外で学生が主体的に仲間と一緒に取り組むものであり、教員が企画した内容を学生に提示し、その企画に参加したい学生が自由に参加できる形としている。授業以外の勉強会、研究データの整理、子供の視機能検査といった学内外での活動を実施している。授業外での学びを深め、活動を通してコミュニケーションをとることができる機会となっており、各ゼミには10名前後の学生が参加している。現時点では教員が企画を立てているが、今後は学生が企画する本来の自主ゼミが開始されることを期待している。

なお、学科専攻において行っている独自の取組事例については、他の学科専攻の参考となるよう学務委員会でとりまとめを実施している。また、成績等優秀学生については卒業時に理事長賞、学長賞により表彰している。

本学は通信による教育は行っていないため、添削等による指導の学習支援体制は整備していないが、全学で導入している Google Workspace の一部機能(Google Classroom)を利用して課題レポートの提出や添削指導に活用している教員もいる。

図書館の専門事務職員は、図書館司書の資格を有している。貸し出し、返却手続きのほか学生の学習向上のために図書検索・論文検索を主に支援している。

令和元年度に初めて1名の留学生が看護学科に入学したが、進路変更のため年度途中で退学した。他大学において学んでいた学生であり、概ね日本語での会話に支障はなかったが、医療系短大である本学での講義を理解することに時間を要し、継続が困難であったのではないかと推察される。本学からの留学生の派遣実績はない。

学習成果の獲得状況については、アセスメントポリシー(その他資料-6)において、単位取得率(その他資料-49)、GPA分布(その他資料-48)、国家試験合格率(その他資料-46)、就職・進学率(その他資料-47)等の量的データに加え、学生の授業評価アンケート(その他資料-45)、卒業時アンケート(その他資料-50)、卒業生アンケート(その他資料-51)といった質的データを用いて検証しており、教育改革委員会での施策案の検討に際しても参考としており、学習支援方を点検している。

[区分 基準ⅡD-2 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

区分	点検・評価の観点
基準Ⅱ-D-2 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。	<input type="checkbox"/> (1) 学生の生活支援のための教職員の組織(学生指導、厚生補導等)を整備している。
	<input type="checkbox"/> (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
	<input type="checkbox"/> (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
	<input type="checkbox"/> (4) 宿舍が必要な学生に支援(学生寮、宿舍のあっせん等)を行っている。
	<input type="checkbox"/> (5) 通学のための便宜(通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等)を図っている。
	<input type="checkbox"/> (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
	<input type="checkbox"/> (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
	<input type="checkbox"/> (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
	<input type="checkbox"/> (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習(日本語教育等)及び生活を支援する体制を整えている。
	<input type="checkbox"/> (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
	<input type="checkbox"/> (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
	<input type="checkbox"/> (12) 長期履修生を受け入れる体制を整えている。
	<input type="checkbox"/> (13) 学生の社会的活動(地域活動、地域貢献、ボランティア活動等)に対して積極的に評価している。

<区分 基準ⅡD-2の現状>

近年、学生の抱える問題や不安などは複雑化しており、学生生活を支援するための学内委員会として、各学科の教職員から構成する「学生委員会」が、学生生活全般に関することを支援し、学生個々の相談ごとや問題についても対応している。

本学には、学生組織として「学生自治会」がある。学生委員会が顧問の役割を担い、クラブ・サークル活動、スポーツ大会、学園祭、新入生歓迎会等に学生が主体的に取り組むことのできるよう学生自治会を支援しており、厚生補導の重要な活動と位置づけている。スポーツ大会は例年、岐阜メモリアルセンターを使用して学生全員が集い実施しており、令和 7 年度は、岐阜メモリアルセンターにて実施した。スポーツ大会実行委員を中心にバレーボールの競技を行い、学生間の交流を深める良い機会となった。また、学園祭には、岐阜総合学園高校太鼓部の演奏、各学科専攻による学術展示、ビンゴ大会、大道芸人のパフォーマンスショー、有名インフルエンサートークショー、平成マルシェ、菓子まきなど、学生だけでなく多くの近隣住民の方に参加いただけた。クラブ・サークル活動については学生が主体的に設立したクラブを本学として承認し、学生は自らが立てた規則・計画に沿って活動している。令和 7 年度は、「触診倶楽部」が活動を行っている。

A 館 1 階にある学生食堂は、バリアフリー型の座席 148 席、テラス席を有し、平日 11:00~13:30 まで安価で栄養バランスのよい食事を提供している。食事以外の時間はフレキシブルスペースとして自己学習や交流の場として有効に活用している。また、自動販売機で決済ができる置き型軽食販売サービスを設置しており、放課後に自習をする学生たちがパンやカップ麺、菓子などを購入できる。

また、近隣の飲食店による移動式キッチンカーでの昼食販売、就労支援施設によるパンと焼き菓子の販売なども行っており、学生たちの楽しみの一つになっている。キッチンカーでの昼食販売は月に 2 回程度、B 館の駐車場にて実施している。就労支援施設によるパン、焼き菓子の販売は毎週火曜に A 館玄関で実施している。

学生が授業の合間等に教室を離れ、休憩や談話等が出来るよう A 館・B 館・G 館に「ラウンジ」や「学生ホール」を配置している。ラウンジにはラウンジチェアを設置し、学生たちがくつろげる空間を提供している。

また、各校舎に飲料水の自動販売機を設置している。校舎周辺にはコンビニエンスストア、ドラッグストア等があり、利便性が高く休み時間などに徒歩で利用できる。

本学周辺には学生が下宿するのに適した低価格帯のアパート・マンションが数多くある。大学ホームページにおいて、「一人暮らしをお考えの方へ（アパート・マンション情報）」というページを設け、近隣の物件を扱う賃貸住宅仲介業者を掲載し、宿舎が必要な学生に対し情報提供を行っている。また、本学への入学を検討している高校生からの相談に応えるため、令和 7 年度よりオープンキャンパスに賃貸住宅仲介業者を招き、下宿に関する相談コーナーにおいて対応している。

本学への主な交通手段としては、バス、自転車、自家用車による通学が多い。バス停までは徒歩 2 分程度であるが、通学時間帯は交通量も多い事から年に 2 回ほど、学生委員会主導による通学路の交通指導を実施している。自転車通学者に対してはキャンパス内に 3 ヶ所の駐輪場を設けている。住宅街にある本学は校舎敷地での学生用駐車場整備は困難であるため、自動車通学生には周辺の私設駐車場を紹介しており、自動

車通学の学生に対しては、車両情報等の届け出を義務付けている。

学生の経済的支援を目的として、各種奨学金制度や学納金減免制度、学納金延納制度を設けている。

<学内 奨学金制度>

特待奨学生制度	一般入試合格者で、本学特待奨学生に応募した者のうち、成績が優秀で地域医療・福祉に貢献できると本学が認める者について、第1学年の授業料前期納付額を免除。 免除額：350,000円
在学奨学生制度	本学在学学生で、学業、人物ともに極めて優秀と判断された者について、次年次の授業料前期納付額相当を支給。 支給額：350,000円
AO入試特別奨学金	AO入試合格者で、出願時よりも高等学校卒業時の調査書(3月1日以降のもの)の成績がより良好であった者について、その努力を称え奨学金を支給。 支給額：100,000円

本学の学納金減免制度では、修学意欲があるにもかかわらず経済的理由により学納金納付が著しく困難になった学生のうち、修学支援新制度に申し込むことが出来ない者に対し、入学金または各学期の授業料、教育充実費、実習費(以下「授業料等」という。)の全額、三分の二または三分の一に相当する額を減免している。

奨学金は、「日本学生支援機構奨学金」、「医療法人社団誠広会看護学生修学資金制度」の給付または貸与を受ける学生が多い。「医療法人社団誠広会看護学生修学資金制度」は看護学科の学生を対象としたものであるが、別の医療法人等の奨学金を受けている学生もいる。令和7年度の状況は下表のとおりである。

	学生数 (R7.5.1)	日本学生支援機構 貸与奨学金		日本学生支援機構 給付奨学金		医療法人社団誠広会 看護学生修学資金	
		名	%	名	%	名	%
看護学科	205名	73名	35.8%	50名	24.0%	22名	10.8%
理学療法専攻	134名	57名	42.9%	29名	21.8%		
作業療法専攻	62名	20名	32.8%	15名	24.6%		
視機能療法 専攻	76名	34名	45.3%	12名	16.0%		

また、本学独自の奨学金制度として、「特待奨学生制度」、「在学奨学生制度」、「AO入試特別奨学金」を整備している(基本資料-規程集-101、102)。

生活困窮による学費支払い困難な学生に対しては、学納金減免制度を利用して、学業継続の措置を図っている。令和2年度より修学支援新制度が始まったことを受け、本学においては国の制度に申し込むことが出来ない社会人学生等を対象とし収入基準を改めることで、学生全体が偏りなく支援を受けられるよう整備した。

学生の健康管理は年1回の健康診断を実施し、異常があった学生には受診を勧め、

結果を報告させている。C 館 1 階の保健室には公認心理師資格を有する看護師が常駐している。体調不良を訴える学生には、症状によって隣接する平野総合病院で受診させることとしている。

学生のメンタルヘルスケア体制として、学生相談室を設置し、学内相談員が対応している。対面での面談のほか、専用の電話とメールでも相談が可能となっている。学生相談室については、学生便覧（基本資料-1）に掲載し学生に案内しており、各学科・専攻の教員から学生相談室の利用を促すケースもある。学生相談の事例は経済困窮、家庭環境、人間関係、学業不振など多岐にわたり、学内相談員は学生の悩みに真摯に耳を傾け、修学を断念することのないよう支援に努めている。令和 7 年度から全学生に対してメンタルヘルスチェックを実施し、学生自身が自分の心の状態を振り返るとともに、心配な学生を抽出して相談や支援を提供するための資料としている。必要に応じて、学内相談員は学生の了承を得た上で、学科・専攻の教員と情報共有、連携を図っているが、中には、医療機関における専門的な治療を要すると見受けられるケースも散見される。

障がい学生支援として、障がいのある学生が障がいを理由として修学の機会を失することのないよう、学生からの申請に基づき合理的配慮の提供を行っている。また、障がい学生支援基本方針（基本資料-規程集-108）と障がい学生支援規程（基本資料-規程集-109）を定め、教職員に周知している。

また、本学では看護学科はチューター制、リハビリテーション学科は担任制等の体制を取っており、学業不振や生活上の悩みに関しては、教員も学生相談に応じられる体制となっている。

毎年、学習等アンケート（その他資料-52）を実施し、施設設備等について学生の意見や要望の聴取を行っている。

現在、留学生は在籍していない。医療系短大という本学の特性上、外国からの留学希望者はほとんど無いことから、留学生の学生生活や日本語教育を支援する体制は整備していない。

特別選抜（社会人入試）を実施しており、社会人学生は在学しているが、社会人学生に特化した学習支援体制は整備していない。

障がいのある学生を受け入れるための施設整備として、A 館・G 館はエレベーター、障がい者用トイレを完備している。A 館にはバリアフリー型食堂等も整備している。

長期履修生を受け入れる体制はない。

学生の社会的活動については、就職活動を行う際の推薦書への記載や、学内の奨学金授与や卒業式における理事長賞・学長賞の選出を行う際の参考としている。また、令和 7 年度から、ボランティア活動において「学生ボランティア貢献賞」を新設し、社会的活動に積極的に取り組む学生を評価・表彰することとし、20 名の学生に対して表彰を行った。

[区分 基準Ⅱ-D-3 進路支援を組織的に行っている。]

区分	点検・評価の観点
----	----------

基準Ⅱ-D-3 進路支援を組織的に行っている。	<input type="checkbox"/> (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
	<input type="checkbox"/> (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
	<input type="checkbox"/> (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
	<input type="checkbox"/> (4) 学科又は専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
	<input type="checkbox"/> (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

### <区分 基準Ⅱ-D-3の現状>

学生の就職支援については、チューターや担任教員が面談等により個々の学生から進路の希望を把握し、学生委員会の教職員と連携を取りながら、協力して就職支援にあたっている。

就職情報等の資料は、学生が就職活動をより良く進められるように、図書館や教員の研究室に配置したり、Googleの学習管理サービスであるGoogle Classroomを活用して閲覧できるようにしている。また、チューターや担任教員が中心となり各種相談に応じている。

就職のための資格取得については、看護師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士の国家試験受験資格の取得に向けて取り組んでいる。また、就職試験対策等の支援として、外部より講師を招き、1年次生には「接遇・マナー講座」、2年次生には「就活スタートアップ講座」、3年次生には「就職対策講座」を開講している。

学科専攻では次のような就職活動支援を実施している。

看護学科では、「求人情報をGoogle Classroomで配信」し、就職ガイダンスに臨むよう勧めた。2年次5月には「就活スタートアップセミナー」を開催し、2年次の夏季休暇の時間を使って、就職希望の病院の検索や、インターンシップへの参加、説明会に参加するよう促した。また、2年次3月には実際の就職活動に役立てることができるよう履歴書の書き方や面接時のマナーなど、就職試験に向けての実務的な講座を開催した。さらに、各チューターが担当学生の履歴書の添削・面接指導を行った。

理学療法専攻では就職活動支援として、随時就職相談や履歴書の添削、面接練習に加え、求人情報をGoogle Classroomで毎週配信している。求人情報の配信は学外実習などにより本学に届く求人情報の閲覧が難しい学生に対し、タイムリーな情報提供を行う事を目的としている。また、就職ガイダンスを7月にZoomを用いて開催している。令和7年度は15施設の代表者から「求める人材像、施設紹介、実際の働き方などについてアドバイスなど」を頂き、学生から質疑応答を実施している。

また、理学療法士以外の資格取得に対する支援として、2年次科目「生活環境論」において「福祉住環境コーディネーター2級」、2年次科目「パラスポーツ指導論」において「初級パラスポーツ指導員」の資格取得を推奨し、取得に向けてサポートしている。福祉住環境コーディネーターとは高齢者や障がい者に対して住みやすい住環境を提案するアドバイザーである。医療・福祉・建築について体系的かつ幅広い知識をもとに各種の専門職と連携をとりながらクライアントに適切な住宅改修プランを提示し、福祉用具や諸施策情報などについてもアドバイスを行う資格である。理学療法士において住宅改修や福祉用具のアドバイスは重要な業務の一つであり、福祉住環境コーディネ

ーター資格取得は就職時の学生の能力を示す上でも重要な指標となる。令和7年度は、初級パラスポーツ指導員資格を3年次生2名が、福祉住環境コーディネーター2級資格を2年次生4名が取得している。

作業療法専攻では、2年次から学生の興味のある領域や就職希望地域等をアンケートにて聴取し、臨床実習配置の際に可能な限り考慮している。3年次4月には再度学生の確認を行い、就職活動時期や就職試験対策などについてオリエンテーションを実施している。また、学年担任が中心となり、3年次のすべての学生に「個別面談」を行い、就職先が絞れた段階で、可能な限り複数の施設を見学し、就職先を選択・決定するよう促している。就職先の情報は、本学に寄せられた求人情報を「Google Classroomで配信」している。さらに、就職試験対策では、3年生担任とキャリアコンサルタントの資格を有する教員を中心に履歴書の確認、面接など随時フォローアップを行っている。

視機能療法専攻では、「求人情報を随時メールにて配信」している。これは学外実習期間中で、本学に届く求人情報の閲覧が難しい環境下の学生に対し、リアルタイムな情報提供を行う事を目的としているが、通年実施している。就職活動では、相談窓口を専攻長とし、学生への求人の周知と、学生の見学、受験等の相談を実施している。また履歴書の添削等、学生からの希望があれば専攻内の教員が対応している。

学科、専攻毎に卒業時の就職状況を把握・検討して、その結果を学生の就職支援に活用しているが、本学に寄せられる求人数等から判断して、今後も高い就職水準を維持できるものと思われる。

看護学科では、就職試験における主な試験内容や面接内容を学生に記録させ、次年度受験する学生に有益な情報として提供している。

理学療法専攻、作業療法専攻では求人票を毎週 Google Classroom で配信し、学外実習期間でも情報収集ができるようにするとともに、卒業生の就職試験情報をデジタル化し、教員が履歴書添削や面接指導を行う際、すぐ取り出して活用できるようにした。また理学療法専攻では、令和7年7月に就職ガイダンスを開催し、本年度求人を頂いている病院・施設の情報を直接学生が得られるようにした。

視機能療法専攻では、施設見学における内容と就職試験についての状況を専攻長が把握し、毎年4月に実施している就職ガイダンスにて学生に周知している。また、学生が希望する施設の詳細について情報提供をするとともに、履歴書添削や面接指導を行っている。

進学に対する支援では、チューターや担任教員、その専門分野の教員を中心に相談に応じており、助産師、養護教諭の資格を取得するため進学を希望する学生などへの支援を行うこととしている。令和7年度は進学希望の学生はいなかった。

## <テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援の課題>

本学のみでなく全国的な問題であると考えられるが、学生の経済的困窮状況が窺える。日本学生支援機構の貸与型奨学金の利用状況が短大全体で約39%の学生が利用している。給付型奨学金については、約22%の学生が支援対象であり、昨年度の約9%から大幅に増加している。要因としては、国の修学支援新制度で令和7年度より新たに適用された多子世帯への支援拡充が挙げられる。しかしながら、経済的困窮を理由

とする学生は支援対象者の約半数を占めることから、経済的困窮による休学・退学を未然に防ぐことが必要になる。

学生相談において、学内相談員や学科専攻の教員で対応できる範囲を超えるような、医療的ケアを必要とする事案も出てきている。

学生の基礎学力補完・向上を目的とした外部講師による基礎学力アップ講座を開催しているが、あくまで授業外の補習としての位置づけであり、限られた時間数では基礎学力向上を図ることは簡単ではない。

### <テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援の特記事項>

入学前課題及び入学準備教育の実施は定着しており、合格者のモチベーションを維持する上で非常に重要であるため今後も継続していく。

令和7年度から県外出身で親元から離れて一人暮らしをしている学生に対して「県外出身学生交流会」を実施し、学生同士のつながりを深め情報交換や相互支援のきっかけづくりに資するようにした。

学生の就職支援については、外部より講師を招き、1年次生には「接遇・マナー講座」、2年次生には「就活スタートアップ講座」、3年次生には「就職対策講座」を開講している。なお、令和7年度よりリハビリテーション学科についてはSPI等の適性検査への対策も含めた「就職対策講座」としている。

学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対する評価は、就職活動を行う際の推薦書の人物評価に反映したり、学内の奨学金授与や卒業式における理事長賞・学長賞の選出を行う際の参考としている。さらに、令和7年度からは、学生ボランティア表彰要領を定め、一定回数以上参加したと認められる学生に対して、学生ボランティア貢献賞として表彰を行っている。

### <基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

#### (a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

※以下下線部は、令和3年度認証評価時の令和2年度自己点検・評価報告書に記載した改善計画

① 自主学習の促進については、年度初めのオリエンテーションや各授業科目担当教員から初回授業でのアナウンスを徹底するとともに、FD活動等を通して教育改善を図る。

自主学習の促進については、シラバスに事前学習・事後学習の具体的な内容と所要時間を記載し学生が取り組みやすいようにするとともに、年度初めのオリエンテーションや各授業科目担当から授業時にアナウンスを行っている。

FD委員会の取組みとして、授業改善のための新たな教育方法等の知見を得ることや、授業を公開した教員が参観教員からのコメントをもとに授業改善のための新たな気づきを得ることを目的とした教員間の授業公開を計画したがコロナ感染拡大防止のため

令和 3 年度と令和 4 年度は実施せず、令和 5 年度から実施している。

② 学習成果の獲得状況を測定する手法として、全学的なルーブリック評価の活用について研究する。

看護学科では、令和 6 年度より臨地実習で各科目にルーブリック評価を学生に提示し、実施している。今年度の実施結果を評価し、来年度に向けた修正をすすめたい。また、講義・演習においては、一部の科目に導入されているのみである。来年度は講義・演習のルーブリック評価を多くの科目で導入できるよう勧めていく必要がある。

リハビリテーション学科理学療法専攻では令和 4 年度より全ての臨床実習においてルーブリック評価を導入し、令和 5 年度からは、実習や実技試験での評価に使用している。今まで、質的な評価における客観性の欠如や評価者の違いによる評価のばらつきが生じていたが、ルーブリック評価では、その評価尺度の基準において学習の達成度を具体化することにより、それらの課題が解決できると考える。

作業療法専攻では、客観的臨床能力試験(OSCE)や演習授業の実技試験、一部科目のレポート課題の評価、臨床実習における効果測定としてルーブリック評価を取り入れている。特に臨床実習評価においては、実習で得られる経験が個々で異なるため、それらを適切に評価できるよう項目などを今後も精査を重ねていく。

視機能療法専攻では、学内演習の効果判定としてルーブリック評価を一部で導入している。評価項目と評価基準を学生と共有した上で、1 年生の前後期および 2 年生前期では実技試験を実施し、2 年生後期では実技を 3 ヶ月間に渡って順次確認しており、学生は主体的に学習し、その達成度について自己評価することで意欲的に学習できる環境となっている。

③ 卒業生アンケートの回収率が低いため、データの信頼性を保つために回収率を高める取り組みについて検討する。

卒業生アンケートは郵送及び在学中に使用していた Google Classroom にて卒業生に案内し、紙媒体及び Web ツールのどちらからでも回答できるようにしている。卒業前には卒業生アンケートがあることを Google Classroom で周知し協力を依頼し、更に少しでも回収率を高めるために、卒業式当日にも教員から口頭で協力依頼をしている。

④ 国家試験合格率は全学的に 100%を目指しているが、現状では到達していない学科・専攻もあるため、その要因について分析を行う。

国家試験合格率はアセスメントポリシーにも掲げる重要な点検項目であり、毎年度学科専攻において分析を行っているが、特に全国平均以下の合格率となった学科専攻については、より厳しく要因について分析し、迅速に対応を行うこととしている。

⑤ 進度の速い学生に対する学習上の配慮や学習支援の充実についての検討を行う。

看護学科では、進度の速い学生や優秀学生、進学を希望している学生に対して、個別指導（講義後や休み時間などを利用し発展的な実践知識・技術などを教授）を実施している。

理学療法専攻では、個別指導（講義後や休み時間などを利用し発展的な実践知識・技術などを教授）や専門的な勉強会・ボランティアへの参加の促し、そして高度な専門知識を学ぶための参考図書や医学論文を紹介している。また「初級パラスポーツ指導員」の資格取得の推進や「呼吸療法認定士」「糖尿病療養指導士」「心臓リハビリテーション指導士」などの学会認定資格の紹介、福祉関連の民間資格検定（福祉住環境コーディネーター2級など）の受験を促している。今後、演習系科目での習熟度別グループ・クラス分けや、進度の速い学生によるティーチング・アシスタント導入や臨床研究への参加などを検討していく。

作業療法専攻では、進度の速い学生や優秀学生に対しては、希望する専門領域の学習機会として、教員が主催する職能団体の勉強会への参加を案内している。また、教員が行っている研究や論文の紹介、医療・福祉関連の民間資格検定（福祉住環境コーディネーター2級など）の受験の促しや地域在住高齢者や障害児団体などの行事ボランティアへの参加の推進を行っている。

視機能療法専攻では、進度の速い学生や優秀学生に対しては、個別指導（発展的な実践知識・技術などを教授）を実施している。また、ボランティア活動への参加や専門領域の学会への参加を促している。また、令和5年度から自主ゼミを開始した。自主ゼミは講義以外で、学生が主体的に仲間と一緒に取り組むものであり、教員が企画した内容を学生に提示し、その企画に参加したい学生が自由に参加できるものとしている。現時点では、授業以外の勉強会、研究データの整理、子供の視機能検査といった学内外での活動を実施している。これにより、もっと何かをしたいと感じている進度の速い学生に対して授業外で学びを深めることができる。今後は学生がやりたいことを企画する本来の自主ゼミが開始されることも期待している。

⑥ 学生相談において、医療機関における専門的な治療を要するケースに対応するため、臨床心理士など学外の専門家の助言も得られるよう検討を行う。

令和5年度から公認心理師資格を有する看護師が保健室に常駐している。また、教員は医学的ケアが必要となりそうな学生の情報を早めに把握し、学生同意のうえ保健室と情報共有し、対応するよう努めている。学外の組織（保健管理担当職研究会）で精神科医師および臨床心理士の助言を得る機会ができた。今後も継続して依頼していく。

⑦ 学生を対象に行っている就職支援のための講座を教員も聴講し、就職支援・指導内容の均一化を図る。

1年次生のための「接遇・マナー講座」、2年次生のための「就活スタートアップ講座」、3年次生のための「就職対策講座」について、教員も積極的に聴講するよう案内を行い、就職支援・指導内容の全学的な均一化に努める。

⑧ 留学に対する支援について、研究する。

文部科学省高等教育局学生支援課が発出する「外国人留学生の適切な受入れ及び在籍管理の徹底等について」等の通知を随時確認するなどして研究している。

## (b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

① 学習行動調査の結果から各授業科目担当が必要とする事前学習・事後学習の時間を満たしていない学生が多数おり、学生の自主学習を促進させていくことが課題である。

自主学習の促進については、シラバスに事前学習・事後学習の具体的な内容と所要時間を記載して学生が取り組みやすいようにするとともに、年度初めのオリエンテーションや各授業科目担当から授業時にアナウンスを行っており、そうした取組について継続する。

② 学習成果の獲得状況を測定する手法として、全学的なルーブリック評価の活用はしていない。

全学の学習成果（汎用的学習成果）である「教養・倫理・責任感及びコミュニケーション能力」の獲得状況を測定する手法として、全学的なルーブリック評価の活用については必要な体制が整備されていない。

すべての学科専攻で臨地実習や演習でルーブリック評価を導入しているため、今後さらに内容を改善し、多くの科目で導入が進むように検討する。

③ 卒業生アンケートの回答率が低いため、データの信頼性を保つために回答率を高める取り組みが必要である。

紙媒体、Web ツールどちらからも回答できるようにするとともに、卒業生に対しては卒業前に Google Classroom で卒業生アンケートについて周知し協力を依頼し、更に卒業式当日には教員から口頭で協力依頼を行うこととしているが、今後も継続して改善に努める。

④ 国家試験合格率は全学的に 100%を目指しているが、現状では到達していない。

国家試験合格率についてはアセスメントポリシーの項目として毎年度検証を行うこととしており、今後も分析に努める。

⑤ 経済的困窮による休学・退学者を未然に防ぐことが必要になる。

現在も各種奨学金に関する説明会などを実施しているが、教員、職員相互に連携し合い、経済的事情に悩む学生を早い段階で救えるように支援していく。

⑥ 学生相談において、学内相談員や学科専攻の教員で対応できる範囲を超えるような、医療的ケアを必要とする事案も出てきている。

令和 7 年度からはメンタルヘルスに関するスクリーニングを実施し、精神的健康状態に問題のある学生へは早期より支援していく。

⑦ 学生の基礎学力補完・向上を目的とした外部講師による基礎学力アップ講座を開催しているが、あくまで授業外の補習としての位置づけであり、限られた時間数では基礎学力向上を図ることは簡単ではない。

基礎学力向上の必要性について学生自身に認識させ、自主的・意欲的に学び直す意識を醸成することが重要である。この基礎学力アップ講座を一つの契機として学修への取り組みを強化するために、1年次対象の講座では各学科・専攻の専門的な学修の基礎となるように内容の精選を行い、2, 3年次対象の講座では国家試験合格につながるようにより実践的な内容とするなどの工夫を続ける。受講者は増加傾向にあり、今後さらに講座の充実を図り、一層意義のあるものになるよう努める。

## 【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

### [テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

#### <根拠資料>

##### 基本資料

なし

##### その他資料

65. 教員個人調書 [様式 22]
66. 教育研究業績書 [様式 23]
67. 非常勤教員一覧表 [様式 24]
68. 専任教員の年齢構成表
69. 平成医療短期大学紀要第 17 号 (令和 5 年度)
70. 平成医療短期大学紀要第 18 号 (令和 6 年度)
71. 平成医療短期大学紀要第 19 号 (令和 7 年度)
72. 専任職員一覧表
73. 令和 5 年度 FD 活動記録
74. 令和 6 年度 FD 活動記録
75. 令和 7 年度 FD 活動記録
76. 令和 5 年度 SD 活動記録
77. 令和 6 年度 SD 活動記録
78. 令和 7 年度 SD 活動記録

##### 基本資料－規程集

- 6 学校法人誠広学園事務組織規程
- 7 学校法人誠広学園文書取扱規程
- 8 学校法人誠広学園公印規程
- 9 学校法人誠広学園個人情報保護規程
- 10 学校法人誠広学園における個人番号及び特定個人情報の適正な取扱いに関する基本方針
- 11 学校法人誠広学園個人番号及び特定個人情報取扱規程
- 12 学校法人誠広学園情報公開規程
- 21 学校法人誠広学園におけるハラスメントの防止等に関する規程
- 22 学校法人誠広学園情報セキュリティ規程
- 25 学校法人誠広学園就業規則
- 30 学校法人誠広学園職員任免規程
- 40 学校法人誠広学園安全衛生規程
- 43 学校法人誠広学園非常勤講師就業規則
- 46 学校法人誠広学園経理規程
- 47 学校法人誠広学園経理規程細則
- 67 平成医療短期大学 FD 委員会規程

- 68 平成医療短期大学医学研究倫理審査委員会規程
- 72 平成医療短期大学 SD 推進委員会規程
- 77 平成医療短期大学紀要編集委員会規程
- 78 情報セキュリティ委員会規程
- 80 平成医療短期大学 事業継続計画 (BCP)
- 82 平成医療短期大学教員選考規程
- 83 平成医療短期大学教員選考基準
- 112 平成医療短期大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程
- 113 平成医療短期大学公的研究費等の管理・監査に関する規程
- 114 平成医療短期大学研究行動規範
- 115 公的研究費不正行為等防止計画
- 116 平成医療短期大学公的研究費等事務取扱要綱
- 117 平成医療短期大学研究費運用規程

[区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づき教員を配置している。]

区分	点検・評価の観点
基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づき教員を配置している。	<input type="checkbox"/> (1) 短期大学及び学科又は専攻課程に必要な教員を配置している。
	<input type="checkbox"/> (2) 短期大学及び学科又は専攻課程の専任教員又は基幹教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
	<input type="checkbox"/> (3) 教育課程編成・実施の方針に基づき専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）又は基幹教員とその他教員を配置している。
	<input type="checkbox"/> (4) 専任教員又は基幹教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
	<input type="checkbox"/> (5) 非常勤教員又は基幹教員以外の教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。
	<input type="checkbox"/> (6) 教育課程編成・実施の方針に基づき指導補助者を配置している場合は、適切に実施している。

<区分 基準Ⅲ-A-1 の現状>

平成医療短期大学及び看護学科・リハビリテーション学科各専攻課程の教員組織は、適切に編成されており、短期大学設置基準、養成校指定規則に定める教員数を充足している。

専任教員の職位は、教員個人調書を基に学位、研究業績、臨床経験、教育実績等により決定しており、短期大学基準を遵守している（その他資料-65、66）。年末に学内教員を対象とする職位見直しについての希望を照会し、希望者については人事委員会、教授会における審議の上、職位の見直しを行っている。

専任教員の情報として、教員数、年齢構成、各教員の職位、取得学位、主な担当科目、

専門分野、研究・教育業績等についてホームページにおいて公表している。教員は、単独あるいは他学科・他大学の教員と連携し研究成果をあげており、研究活動については、毎年度、平成医療短期大学紀要に集約し発行している（その他資料-69、70、71）。

専任教員と非常勤教員、補助教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて、専門性や実績等を考慮して配置している。非常勤講師の負担軽減と連携強化のため、連絡調整を行うアシスタントティーチャー（AT）を配置している。アシスタントティーチャーは、講師控室に常駐し、非常勤講師の講義準備や受講管理などの助務を行っている。また、学内教員との連絡調整役となっている。

非常勤教員の採用は、学位、臨床経験、教育業績、研究業績等を確認し行っており、短期大学設置基準の規定を準用している。

看護学科においては臨床実習の際の補助教員として、臨床実習指導担当者を非常勤契約にて雇用し、実習指導を依頼している。

**[区分 基準Ⅲ-A-2 教員は、教育課程編成・実施の方針に基づき教育研究活動を行っている。]**

区分	点検・評価の観点
基準Ⅲ-A-2 教員は、教育課程編成・実施の方針に基づき教育研究活動を行っている。	<input type="checkbox"/> (1) 専任教員又は基幹教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等）は教育課程編成・実施の方針に基づき成果をあげている。 <input type="checkbox"/> (2) 専任教員又は基幹教員は、科学研究費補助金等の外部資金を獲得している。 <input type="checkbox"/> (3) 専任教員又は基幹教員の研究活動に関する規程等を整備し、研究環境の整備に努めている。 <input type="checkbox"/> (4) 専任教員又は基幹教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。 <input type="checkbox"/> (5) 専任教員又は基幹教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。 <input type="checkbox"/> (6) 専任教員又は基幹教員の研究、研修等を行う時間を確保している。 <input type="checkbox"/> (7) 専任教員又は基幹教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。

**<区分 基準Ⅲ-A-2 の現状>**

専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、研修会参加等）は、教育活動に支障が無い範囲で教員個人が取り組み、各自の専門分野において研究活動、社会的活動を積み上げている。

教員は、個人研究費を活用し、学会等で活発に発表する等、研究成果を発表する機会を確保している。

外部資金による科学研究費補助金の獲得状況は以下の通りである。



[区分 基準Ⅲ-A-3 学習成果の獲得が向上するよう事務職員等を配置している。]

区分	点検・評価の観点
基準Ⅲ-A-3 学習成果の獲得が向上するよう事務職員等を配置している。	<input type="checkbox"/> (1) 事務職員等は、事務等をつかさどる専門的な職能を有している。
	<input type="checkbox"/> (2) 事務職員等の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
	<input type="checkbox"/> (3) 事務等関係諸規程を整備している。
	<input type="checkbox"/> (4) 事務部署等に事務室、情報機器、備品等を整備している。
	<input type="checkbox"/> (5) 日常的に業務の見直しや事務処理等の点検・評価を行い、改善している。
	<input type="checkbox"/> (6) 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。

<区分 基準Ⅲ-A-3 の現状>

事務組織の責任体制は、学校法人誠広学園事務組織規程（基本資料－規程集-6）において明確化している。法人全般の管理運営を所掌する「法人事務局」と「平成医療短期大学事務局」の下に、事務を掌る専門的な職能を有する職員を配置し、事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている（その他資料-72）。法人事務局には総務経理課、情報セキュリティ管理室、理事長直轄組織として監査室を置き、短期大学事務局には、総務課、経営企画室、補助金室、学務課、学生支援室、入試広報課、入試室、広報室、図書館、教育センターを置いている。

事務関係の諸規程としては、学校法人誠広学園文書取扱規程（基本資料－規程集-7）、学校法人誠広学園公印規程（基本資料－規程集-8）、学校法人誠広学園個人情報保護規程（基本資料－規程集-9）、学校法人誠広学園情報公開規程（基本資料－規程集-12）、学校法人誠広学園経理規程（基本資料－規程集-46）等を整備している。

A館1階に短期大学事務局学務課、入試広報課、図書館、教育センター等、D館1階に監査室、短期大学事務局総務課等、G館1階に法人事務局総務経理課等の事務室を設けている。それぞれ印刷機が整備されているほか、C館及びE館には印刷機、大型プリンターが整備されている。各職員には1人1パソコン体制となっているほか、経理システムや学生管理システムを導入しており、事務処理体制は整備されている。また、本学所有車として普通車を2台配置し、広報業務、実習指導等に効率的に利用できる体制が整備されている。

防災対策に関しては、A館、G館校舎に防犯カメラ及び民間警備会社のセキュリティシステムを設置しているほか、外部委託による夜間の校舎巡回警備により、異常があった際には総務課職員へ連絡が入るようになっている。また、定期的に消防用設備の点検、更新等を行っている。

なお、災害発生時において、学生、教職員及び来校者等の生命及び身体の安全確保を最優先事項とするとともに、学内資産の保全、教育研究等の継続又は速やかな再開を目指すことにより、本学のみならず、地域社会の復旧・復興に寄与することを目的として、令和3年7月に「平成医療短期大学事業継続計画」（基本資料－規程集-80）を定めている。教務システムについてはデータバックアップシステムを導入している。

事務職員は事務局長、各課長と相談の上、日常業務における改善や点検を行っている。また、年2回（上期・下期）に実施している事務業務報告において、自身の業務の遂行状況について振り返る機会を設けている。

また、事務局課長会議を月2回（第2・第4火曜日）開催し、業務の懸案事項、連絡調整事項等について共有し、その内容は各課の職員に周知している。

学生の成績記録については、学校法人誠広学園文書取扱規程（基本資料－規程集-7）に基づき管理しており、その保存年限を20年と定めている。

**[区分 基準Ⅲ-A-4 学習成果の獲得に向けて、教職員の役割や責任を規定している。]**

区分	点検・評価の観点
基準Ⅲ-A-4 学習成果の獲得に向けて、教職員の役割や責任を規定している。	<input type="checkbox"/> (1) 教職員相互の役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保している。 <input type="checkbox"/> (2) 教育研究活動等に係る責任の所在は明確である。

**<区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>**

各学科・専攻には教務部長、副教務部長を置き、専任教員が学生指導や学習指導を行う際は、学務課（学生支援室を含む）と密接かつ円滑な連携を図るようにしている。授業を休みがちな学生や、成績が芳しくない学生への対応として「学生支援室」と連携を図り、学生の個人情報厳守しつつ、承諾が得られた学生情報については情報交換を行っている。

事務職員と教員間においては、学長、事務局長、各学科長・専攻長、事務局各課長で構成される「運営会議」や、教授会、学内委員会、学内グループウェア上において情報を共有するなど、連携を密にしている。

事務職員は、自身の職務を通じて学習成果を認識しており、学生の学習成果獲得に貢献するべく日々の業務に取り組んでいる。学生支援室や直接学生と接する窓口業務では、家庭の経済状況を含めた日常生活全般や授業等への出席状況の把握に努め、学生が目標達成のために学業に取り組めるよう指導、支援をしている。また、教育センター定期例会に参加し、学生の多様化や休退学等の様々な課題に取り組むことで教育改善を図っている。

学務課の事務職員は、学期ごとの成績、GPA等について処理、データ管理しており、学習成果についてはその職務を通して認識している。また、学務委員会、教育改革委員会において、事務職員は教員とともに教育改革等の検討をし、学習成果の評価の方針（アセスメント・ポリシー）に照らした学習成果の到達度検証等により教育目的・目標の達成状況を把握するとともに学習成果の獲得に尽力・貢献している。

教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。卒業に必要な単位の認定については、最終的には学務委員会の審査を経て教授会において審議を行っているが、教員は、学則、履修要領ならびに各授業科目のシラバスに従って、条件を満たした学生にはその科目の単位を認定し、卒業に必要な単位数を取得することができるよう

サポートしている。

[区分 基準Ⅲ-A-5 教職員等の資質、教育能力、専門的能力等が向上するよう組織的な研修を実施している。]

区分	点検・評価の観点
基準Ⅲ-A-5 教職員等の資質、教育能力、専門的能力等が向上するよう組織的な研修を実施している。	<input type="checkbox"/> (1) 教職員のSD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
	<input type="checkbox"/> (2) 教員のFD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。 ①教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
	<input type="checkbox"/> (3) 指導補助者の研修に関する規程を整備し、適切に実施している。

#### <区分 基準Ⅲ-A-5 の現状>

平成医療短期大学 SD 推進委員会規程（基本資料－規程集-72）に基づき、原則として毎月1回月例SD研修会を実施している（その他資料-76、77、78）。月例SD研修会（原則第4木曜日）では、各職員が自身の担当業務等をテーマに講師となり、発表や報告を行うことで、各人の能力開発、職員全体の意識向上、情報共有を図っている。全教職員に対し学内グループウェア上で開催案内を行い、参加を促している。令和7年度は、月例研修会だけでなく他の学内委員会との共催事業として研究倫理・研究費管理講習を実施した。

開催日：令和7年9月10日（水）

講師：岐阜大学大学院医学系研究科 医学系倫理・社会医学分野  
准教授 谷口 泰弘 先生

共催：医学研究倫理審査委員会、不正防止委員会、FD委員会、SD推進委員会

9月10日のSD特別研修については、研修当日に出席できない教職員に対し録画視聴及びアンケート提出を求めるフォローを実施したこともあり、令和6年10月～令和7年9月の1年間では教職員参加率は94%となった。

FD活動は、「平成医療短期大学FD委員会規程」（基本資料－規程集-67）に基づいて、各学科から選出された委員による委員会を開催し、活発な意見交換のもと、年度初めの計画に従い適切に実施している（その他資料-73、74、75）。教員は学生からの授業評価やFD研修会、授業公開等を通して各学科・専攻間の情報交換や連携を図り、授業・教育方法の改善を行っている。令和7年度は生成AIを利用した教材作成方法の研修会と効果的なプレゼン方法の研修会を行った。

指導補助者は置いていない。

[区分 基準Ⅲ-A-6 労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

区分	点検・評価の観点
----	----------

基準Ⅲ-A-6 労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。	<input type="checkbox"/> (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
	<input type="checkbox"/> (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
	<input type="checkbox"/> (3) 教職員の就業を諸規程に基づき適正に管理している。
	<input type="checkbox"/> (4) 教職員の採用、昇任は就業規則、選考規程等に基づき適切に行っている。

### <区分 基準Ⅲ-A-6 の現状>

教職員の就業に関する事項については、学校法人誠広学園就業規則（基本資料－規程集-25）等諸規程に定められている。本規程は、教授会で改正内容などを審議し、理事会・評議員会に諮り、学内グループウェア上で掲載し、教職員がいつでも閲覧可能な状態にしている。

教職員の就業管理は、勤務時間、服務等就業規則に基づき適切に行っており、勤務休暇届等各種願等は管理職の確認を経て提出している。また、事務職員、時間給教職員は出退勤時刻をタイムカード等で管理している。なお、月別の勤務状況について全職員の出勤簿・勤務報告書を作成し日々の出勤管理が把握されている。就業に関わる各種届出（休暇届や出張伺など）は、グループウェア上でダウンロードできるようにしており、教職員の利便性を図っている。

また、全ての職員及び学生が個人として尊重されハラスメントが発生しない環境を整備することを目的として、「学校法人誠広学園におけるハラスメントの防止等に関する規程」（基本資料－規程集-21）を定めている。

教職員のメンタルの問題については、学校法人誠広学園安全衛生規程（基本資料－規程集-40）によりストレスチェックを実施し教職員のメンタルヘルス不調を未然に防止する体制を整え、高ストレス反応のある教職員がいた場合には産業医の面談を行う仕組みを取っている。また、年5日の有給休暇取得が進んでいない教職員に対しては事務局長名の文書により計画的取得を促進している。

教職員の人事・労務管理については、労働基準法をはじめとする関係法令等改正の動きを随時確認した上で適切に行っている。

教員の採用に関しては、学校法人で定めている教員定員管理の定数の中で、平成医療短期大学教員選考規程（基本資料－規程集-82）に基づき、定数変更や欠員等の状況を勘案し選考している。採用に際し、応募書類（教員個人調書、論文別刷）に基づいた書類選考、書類選考通過者への面接を実施している。採用、昇任などの手続きは、学校法人誠広学園就業規則（基本資料－規程集-25）及び教員選考規程に基づいて行っている。具体的な昇格基準については人事委員会において申し合わせ事項として定め、当該基準に基づき昇格の判断を行っている。

### <テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

専任教員の研究活動においては成果を上げているものの、科学研究費補助金等外部資金獲得件数が少ないため、今後さらなる実績が求められる。

### <テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

特記事項なし

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

<根拠資料>

基本資料

なし

その他資料

79. 校地、校舎図面

80. 図書館平面図

基本資料－規程集

22 学校法人誠広学園情報セキュリティ規程

46 学校法人誠広学園経理規程

49 学校法人誠広学園固定資産・物品管理規程

50 学校法人誠広学園施設使用規程

51 学校法人誠広学園資金管理規程

70 平成医療短期大学図書館運営委員会規程

119 平成医療短期大学図書館規程

120 平成医療短期大学図書館規程運営細則

121 平成医療短期大学運動場管理規程

122 平成医療短期大学運動場使用細則

[区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づき校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

区分	点検・評価の観点
基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づき校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。	<input type="checkbox"/> (1) 校地は、学生間の交流等が十分に行えるなどの教育にふさわしい環境を持ち、その面積は短期大学設置基準の規定を充足している。 <input type="checkbox"/> (2) 学生に対する教育又は厚生補導を行う上で必要に応じ、運動場、体育館その他のスポーツ施設、講堂及び寄宿舎等の厚生施設を設けている。 <input type="checkbox"/> (3) 校舎は、教育研究に支障のないよう、教室、研究室等必要な施設を備え、その面積は短期大学設置基準の規定を充足している。 <input type="checkbox"/> (4) 校舎の敷地には、学生が交流、休息等に利用するのに適当な空地を有している。 <input type="checkbox"/> (5) 校地と校舎は障がい者に対応している。 <input type="checkbox"/> (6) 教育課程編成・実施の方針に基づき教室は、講義、演習、実験・実習又は実技を行うのに必要な種類と数を備えている。 <input type="checkbox"/> (7) 専任教員又は基幹教員に対して研究室を整備している。

	<input type="checkbox"/> (8) 専門職学科においては、臨地実務実習その他の実習に必要な施設を確保している。
	<input type="checkbox"/> (9) 通信による教育を行う学科又は専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
	<input type="checkbox"/> (10) 教育課程編成・実施の方針に基づき授業を行うための機器・備品を整備している。
	<input type="checkbox"/> (11) 図書館等を中心に教育研究上必要な資料を系統的に整備し、学生等に提供している。
	<input type="checkbox"/> (12) 図書館等は、教育研究上必要な資料の提供に当たって必要な情報の処理及び提供のシステムの整備その他教育研究上必要な資料の利用を促進するために必要な環境の整備に努めている。 <input type="checkbox"/> ①購入図書等選定システムや廃棄システムが確立している。 <input type="checkbox"/> ②資料の提供に関し、他の短期大学の図書館等との協力を努めている。
	<input type="checkbox"/> (13) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

#### <区分 基準Ⅲ-B-1の現状>

本学は、校地を 58,760 m<sup>2</sup>有しており、短期大学設置基準（10 m<sup>2</sup>×収容定員 720 名＝7200 m<sup>2</sup>）の規定を充足している。

B 館 4 階に 484 m<sup>2</sup>の体育館と 102 m<sup>2</sup>の柔道場があり、適切な広さを確保している。体育館は毎年春に開催するスポーツ大会の練習時に利用されている。また、体育館は、地域開放の一環として、講義時間外に地域のスポーツ団体等へ貸出を行っている。

屋外の運動場としては、バスケットボール等の軽スポーツができる運動広場やテニスコートの他、本学から 7km の西秋沢校地に 5,130 m<sup>2</sup>の野球場等を所有している（その他資料-42）本学の現在の教育課程には体育の授業科目がないため、授業においてこれらの運動施設を利用することはないが、学生の課外活動や健康管理の場として活用されるよう開放している。

校舎の面積は 12,283 m<sup>2</sup>で短期大学設置基準（6,650 m<sup>2</sup>）の規定を充足している。校舎は A 館、B 館、C 館、D 館、E 館、F 館、G 館の 7 棟と講堂を有している。

障がいを持った学生にも対応しており、A 館及び G 館にはエレベーター、障がい者用トイレなどを整備し、A 館と B 館をつなぐ通路もバリアフリー化した渡り廊下となっている。

キャンパス全体で、講義室 17 室、演習室 1 室、実験・実習室 18 室、情報処理室 1 室、ゼミ室 6 室等があり、授業を行うための十分な整備がされている。講義室等の利用については、学務課にて管理を行い、利用調整を図っている。

研究を行う環境については、原則として教授、准教授、講師には個別の研究室、助

教、助手には共同研究室が充てられている。

教育上必要な機器・備品は、各職種の養成所の指定基準に基づき整備し、常に使用できるよう維持管理している。また、予算編成時に各学科からの要望を聴取し、機器の充実化に努めている。

図書館は、A館1階に285㎡の面積を所有し、令和8年3月31日現在、図書29,274冊、雑誌234誌（電子ジャーナル26誌含む）、AV資料829点、座席数133席を備え、読書や学習に適した環境を整えている（その他資料-43）。通常は開館時間を平日は9:00～20:00、土曜日は9:00～13:00とし、国家試験対策として12月1日から2月の国家試験前までは、平日は21:00まで、土曜日は17:00まで開館を延長した。館内には蔵書検索性用パソコン、論文検索性用パソコン、学習用パソコン及びプリンターを備えている。

館内の蔵書は、一般図書、専門図書、雑誌コーナーなどに整理分類されて配置されており、専門図書については学科・専攻別、資格別の関連図書が探しやすいような書架配置となっている。蔵書検索性専用端末（パソコン）も配置しており、タイトルや著者名などのキーワードによる蔵書検索性も可能となっている。実習期間中の学生からは貸出期間延長等の要望があることから、そうした学生のニーズに応えることで、学生の利便性向上を図っている。また、卒業生を主に学外者への貸し出しも行っている。

購入図書は、図書館運営委員を通じて各学科の推薦により選定されており、医療職関係の図書を中心としたラインナップとなっている。その他、学術雑誌、視聴覚資料、辞書類を整備している。

廃棄については、不用決定に関する取扱要領を図書館運営委員会で承認している。

情報処理室においてコンピュータを使用した授業を行っている。

G館は、講義室5室、ゼミ室6室、カンファレンスルーム等を備えており、講義室では電子黒板やタブレット端末を用いた双方向型の講義が行える。G館を始めとした各校舎の講義室には、双方向対話型教育支援システムを導入しており、授業での理解度及び学習成果の向上、自主学習の促進を図っている。

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

区分	点検・評価の観点
基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。	<input type="checkbox"/> (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
	<input type="checkbox"/> (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
	<input type="checkbox"/> (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規程を整備している。
	<input type="checkbox"/> (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
	<input type="checkbox"/> (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
	<input type="checkbox"/> (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

## ＜区分 基準Ⅲ-B-2 の現状＞

学校法人誠広学園経理規程（基本資料－規程集-46）及び学校法人誠広学園固定資産・物品管理規程（基本資料－規程集-49）のほか学校法人誠広学園施設使用規程（基本資料－規程集-50）を整備している。

施設の維持管理に関して、各学科・専攻において、それぞれの養成所指導要領に基づき整備しており、破損したものは更新し、教育の充実を図るため教育や研究用物品を計画的に購入、更新している。破損した施設設備や物品は修繕を行い、劣化状況や使用年数を踏まえ更新し、環境整備を行っている。

また、教員と事務職員の連絡や授業補助をスムーズに行う為、A館、B館、D館の各講義室へ内線電話を設置している。建物の老朽化、安全性の低下が発生していないか随時確認を行いながら学生や教職員が安全に生活できる環境を整備することに努めている。

火災・地震対策に関しては、消防法に基づき防火管理者を定め、消防計画を作成している。また、異常気象に備えた対応マニュアルを整備し教職員に周知している。学生に対しては、注意すべき事項を学生便覧（基本資料-1）に掲載し周知している。

学生及び教職員の防災訓練として、地震発生を想定し、初動確認及び避難場所への避難、誘導に関する訓練を実施している。令和7年度は11月に1年生を対象とした訓練を2日間にわたり実施した。また、教職員は隣接する平野総合病院、岐阜リハビリテーションホームと合同で年2回の消防訓練を実施している。A館及びD館にはAED（自動体外式除細動器）を設置し緊急時に利用できるよう備えている。

各校舎の消防設備、貯水槽、エレベーター設備等は毎年保守点検等を適切に行っている。防犯対策としては、事務室に警備システムを設置しているほか、外部委託による夜間の校舎巡回警備を行っている。

情報セキュリティ対策は下記のとおり行っている。

なお、情報処理室、図書館設置の学生用パソコンの環境復元ソフトについては、学生用パソコンがウィルス感染するリスクが極めて軽微であり、管理者の定期的チェックで十分に対応可能と考えられるため3月末に廃止した。

- ・最高情報セキュリティ責任者をトップとした情報セキュリティ組織により、セキュリティの監視をするとともに、規程やガイドラインの改訂、全職員に対するセキュリティ教育を実施
  - ・情報セキュリティインシデントに迅速に対応
  - ・ファイアウォールによる通信制御
  - ・用途や扱う情報に応じた通信ネットワークの切り分け
  - ・学内のインターネット接続している全情報端末に対し、最新のOSセキュリティパッチ、ウィルス対策ソフトの最新パッチを適用
  - ・機密性の高い機密情報の通信を行うネットワークの全情報端末を管理・監視
  - ・入試、学籍、履修、成績情報等の機密情報についてバックアップシステムを導入
- 省エネルギー対策として国の行う省エネ運動に呼応し、クールビズ及びウォームビズとして、学内の空調機の設定温度を夏季28℃・冬季20℃以下に設定する等の節電や、

節水等への呼びかけなどを行っている。また、使用電力が管理目標数値を超えそうになると警告音が鳴るデマンド監視装置の設置、蛍光灯より消費電力の少ない LED 照明への更新、一部校舎での人感センサー付照明の利用や地球環境に配慮した消耗品等の購入に努めている。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

課題なし

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

特記事項なし

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

<根拠資料>

基本資料

なし

その他資料

81. 学内 LAN 敷設状況資料

82. 配置図

基本資料－規程集

なし

[区分 基準Ⅲ-C-1 教育課程編成・実施の方針に基づき学習成果を獲得させるために技術的資源を整備し、有効に活用している。]

区分	点検・評価の観点
基準Ⅲ-C-1 教育課程編成・実施の方針に基づき学習成果を獲得させるために技術的資源を整備し、有効に活用している。	<input type="checkbox"/> (1) 教育課程編成・実施の方針に基づき技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
	<input type="checkbox"/> (2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
	<input type="checkbox"/> (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
	<input type="checkbox"/> (4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
	<input type="checkbox"/> (5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づき授業や短期大学運営に活用できるよう、情報機器の整備を行っている。
	<input type="checkbox"/> (6) 学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備し、適切に活用し、管理している。
	<input type="checkbox"/> (7) 教職員は、新しい情報技術等を授業や短期大学運営に活用している。
	<input type="checkbox"/> (8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

<区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

教育課程編成・実施の方針に基づいて、必要な教室、演習室、実習室等を整備している。各講義室には、マイク設備、プロジェクター、DVD プレイヤー、スクリーンを設備し、演習室、実習室等には適切な教育機器・備品を備えている。各学科・専攻別の学内演習等がスムーズに行われるように設備の共同利用、さらに用具・モデル人形・シミュレーション人形を整備している。そして、各講義や演習などに必要な物品や機器は、当初予算ヒアリング等により整備内容を検討し、ハードおよびソフトウェアの向上・充実を図っている。

学生の情報技術の向上については、看護学科では「看護と情報」（必修、1 年次前学

期)、リハビリテーション学科では「情報科学」(選択、1年次後学期)、「基礎演習」(必修、1年次前期)を開設しており、臨床実習等が本格化する前の1年次の段階でレポート作成、プレゼンテーション等の情報活用能力を身につけるよう配当している。特に、研究で必要となる表計算やパワーポイントを用いたプレゼンテーション技術の習得には力を入れている。看護学科では3年次の「課題研究」で、視機能療法専攻では1年次の「基礎演習」で図書館の司書による文献検索の演習を組み入れている。文献検索は医中誌 Web 版、メディカルオンラインを導入している。リハビリテーション学科理学療法専攻では、2年次「理学療法研究方法論」の授業において文献検索の方法について講義と演習を実施している。また、生成 AI (Gemini や NotebookLM など) を紹介し、その活用方法について講義した。作業療法専攻では2年次の「作業療法研究方法論」の授業において文献検索の方法について講義と演習を組み入れている。加えて、学生に対して AI を活用してオンライン上で資料を作成・編集できるデザインツールである Canva の活用を指導している。これによってデザイン性が高いだけでなく他者からの見やすさにも配慮したオリジナリティの高いスライドを学生間、学生教員間でもオンライン上で共有することができる。修得した技術は様々な場面での資料作成でこの経験を応用することができる。教員に対しては、FD 研修会を通して生成 AI の紹介と活用方法、情報技術の向上に関する研修の機会を設けるとともに、経営企画室 IT 担当が個々の教職員の問題に応じた個別指導を行っている。

技術的資源と設備においては、総務課及び経営企画室が管理し適切な状態を保持している。

技術的資源の分配は適宜見直し、適切に活用している。

教育への ICT 活用計画を毎年策定し、計画的に情報機器の整備を行っている。

教室機器や学生端末が通信できるよう学内のほとんどの教室および演習室に Wi-fi を整備しており、GoogleWorkspace をはじめとして様々なシステムを授業で活用している。

教職員の授業や学校運営への活用と学生の学習支援のために、コンピュータと学内 LAN を整備している。A 館、B 館、D 館 1 階、3 階、E 館、G 館に無線 LAN を整備しており、講義や学生の学習支援に活用している (その他資料-81)。

多くの教員は、整備されたコンピュータやタブレット端末、学内 LAN など新しい情報技術を活用した、効果的な授業を行っている。また、一部の授業科目で Zoom や GoogleWorkspace を利用したオンライン講義やオンデマンド講義を行っている。

看護学科ではほとんどの科目で Google Classroom を活用し、情報提供や講義・実習などの評価を行っている。また、基礎看護技術のデモンストレーションにおいて、巧妙性や緻密性の高い技術などは動画で細部をクローズアップし学生に提供している。

リハビリテーション学科理学療法専攻では「反転授業」(解剖学演習)、「動画コンテンツの作成及び活用」(解剖学演習、生理学 I、多職種連携教育、物理療法学、地域理学療法学演習)、「google スライドの活用」(基礎演習、生活環境論)、「クリッカーを用いた双方向授業」(内部機能障害学、理学療法研究方法論)などの多様な情報技術を導入し効果的な授業を行っている。令和 6 年度より各臨床実習において web による評価実習支援システムを試験導入し、令和 7 年度は本格的な運用によって速やかな学生・

臨床指導者・教員間の情報交換を可能にした。

作業療法専攻では、「双方向対話型教育支援システム」を活用して講義内で確認テストをすることで学生の学修習熟度の確認に取り組んだり、GoogleForm を活用した課題提示や小テストなど実施している。また、「臨床実習支援システム」により、臨床実習における出席状況、実習課題の取り組み、学生・指導者・教員間における連絡など行うことで円滑な実習が送れるようにしている。

視機能療法専攻では、Google ドライブを活用し、画像診断学の講義において画像の提供を行い、効果的な授業を行っている。

特別教室としては、コンピュータ教室、マルチメディア教室として「情報処理室」を整備し、講義や学生の学習支援に活用している。CALL 教室までは整備していない。

#### <テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

課題なし

#### <テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

「双方向対話型教育支援システム」を学内の主教室に設置しており、教員は学生の理解度を測りながら講義を進行している。

学生の学習支援のために、A 館 3 階に自習室を 2 室、食堂にホワイトボードを備えた自習用フレキシブルスペースを整備している。学生への貸出ノートパソコンやタブレットを整備し、自習用フレキシブルスペース等で活用できるようにしている。

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

<根拠資料>

基本資料

- 23. 計算書類等の概要
- 24. 令和 5 (2023) 年度 計算書類
- 25. 令和 6 (2024) 年度 計算書類
- 26. 令和 7 (2025) 年度 計算書類
- 27. 令和 5 (2023) 年度 財産目録
- 28. 令和 6 (2024) 年度 財産目録
- 29. 令和 7 (2025) 年度 財産目録
- 30. 令和 7 (2025) 年度 事業報告書
- 31. 令和 8 (2026) 年度 事業計画書
- 32. 令和 8 (2026) 年度 予算書

その他資料

- 83. 財産目録及び計算書類 (令和 5 年度)
- 84. 財産目録及び計算書類 (令和 6 年度)
- 85. 財産目録及び計算書類 (令和 7 年度)

基本資料－規程集

- 46 学校法人誠広学園経理規程
- 47 学校法人誠広学園経理規程施行規則
- 49 学校法人誠広学園固定資産・物品管理規程
- 51 学校法人誠広学園資金管理規程

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

区分	点検・評価の観点
基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。	<input type="checkbox"/> (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。 ①資金収支及び事業活動収支は、過去 3 年間にわたり均衡している。 ②事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。 ③貸借対照表の状況が健全に推移している。 ④短期大学の財政と学校法人の財政の関係を把握している。 ⑤短期大学の存続を可能とする財政を維持している。 ⑥退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。 ⑦資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。 ⑧教育研究経費を適切に措置している。 ⑨教育研究用の施設設備及び学習資源(図書等)についての資金配分が適切である。

	⑩会計監査人の監査意見への対応は適切である。
	⑪寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
	⑫入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
	⑬収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
	□ (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
	①学校法人及び短期大学は、中期的な計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
	②決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
	③年度予算を適正に執行している。
	④日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
	⑤資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づき記録し、安全かつ適正に管理している。
	⑥月次試算表を毎月作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。
	⑦学校法人会計基準に従い、会計処理を行うとともに、会計帳簿及び計算書類等を正確に作成し、これらを保存している。

#### <区分 基準Ⅲ-D-1 の現状>

毎年度、計算書類等に基づき、学園の財的資源の現状を把握し分析している（基本資料-24、25、26）。

過去3年間の法人全体の資金収支差額は、令和5年度は70,831千円と収入超過であったが、令和6年度は△16,391千円、令和7年度は△79,176千円と支出超過に転じている。また、事業活動収支に関しては、基本金組入前収支差額が、令和5年度50,463千円、令和6年度△45,084千円、令和7年度△153,942千円と同じく支出超過となっている。

こうした支出超過は、令和5年度以降4年継続する入学者の定員割れにより、在学者数の大幅な定員割れが生じたことが理由である。

本学には借入金がないことから、負債と純資産の合計額に占める純資産額の割合は約95.5%と高く、貸借対照表は健全な状態にある。

本学の運営する短期大学は一校のみであり、短期大学と学校法人の財政はほぼ一体のものとして考えている。

現在の経営状態は、在学者数の減少により悪化していることは明白であるものの、短期大学の存続を可能とする財政を維持しているが、今後入学者数が回復しない場合は問題が生じる。

退職給与引当金は退職金の期末要支給額の100%を基にして、私立大学退職金財団の退職資金交付想定額を差し引いた全額を計上している。

資産及び資金の運用については、学校法人誠広学園資金管理規程（基本資料－規程集-51）に基づいて資金管理方針を定め、優先度の高い順に安全性、流動性、効率性を確保することを原則に適正に運用している。

教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）については、当初予算ヒアリングを実施し、適切に優先順位を判断して予算配分を行っている。教育研究経費比率（教育研究経費÷経常収入）は、令和5年度27.9%、令和6年度28.8%と概ね横ばいで推移していたが、令和7年度は36.7%となった。令和7年度の比率上昇については在学者数の減少による経常収入減少の影響はあるものの、最も大きな要因は多子世帯を補助対象とする修学支援制度の改正に伴う奨学費支出の増大によるものである。

計算書類・財産目録等（その他資料-83、84、85）は、四半期毎に会計監査人（公認会計士）の監査を受け、経営状況及び財産状況を適切に表示しており、会計監査人（公認会計士）監査における特別な指摘は受けていない。

現在、寄付金の募集及び学校債の発行は行っていない。

過去3年間の入学定員充足率、収容定員充足率は以下のとおりである。

<令和7年度 入学者数・現員数>

※令和7年度学校法人基礎調査の数値

	入学者数 (入学定員)	充足率	現員 (収容定員)	充足率
看護学科	62名 (80名)	77.5%	205名 (240名)	85.4%
リハビリテーション学科 理学療法専攻	36名 (80名)	45.0%	134名 (240名)	55.8%
リハビリテーション学科 作業療法専攻	19名 (40名)	47.5%	62名 (120名)	51.7%
リハビリテーション学科 視機能療法専攻	29名 (40名)	72.5%	76名 (120名)	63.3%
合計	146名 (240名)	60.8%	477名 (720名)	66.3%

<令和6年度 入学者数・現員数>

※令和6年度学校法人基礎調査の数値

	入学者数 (入学定員)	充足率	現員 (収容定員)	充足率
看護学科	53名 (80名)	66.3%	222名 (240名)	92.5%
リハビリテーション学科 理学療法専攻	46名 (80名)	57.5%	168名 (240名)	70.0%
リハビリテーション学科 作業療法専攻	12名 (40名)	30.0%	79名 (120名)	65.8%

リハビリテーション学科 視機能療法専攻	22名（40名）	55.0%	86名（120名）	71.7%
合計	133名（240名）	55.4%	555名（720名）	77.1%

<令和5年度 入学者数・現員数>

※令和5年度学校法人基礎調査の数値

	入学者数 (入学定員)	充足率	現員（収容定員）	充足率
看護学科	81名（80名）	101.3%	245名（240名）	102.1%
リハビリテーション学科 理学療法専攻	61名（80名）	76.3%	201名（240名）	83.8%
リハビリテーション学科 作業療法専攻	33名（40名）	82.5%	106名（120名）	88.3%
リハビリテーション学科 視機能療法専攻	25名（40名）	62.5%	111名（120名）	92.5%
合計	200名（240名）	83.3%	663名（720名）	92.1%

平成30年度の入学者数は全学的に落ち込み、入学定員充足率が70.8%となったが、その後徐々に上昇し令和3年度には108.8%となった。しかし、令和4年度から減少に転じ、令和5年度に続き、令和6年度、令和7年度も100%を下回る結果となった。四年制大学志向の生徒及び保護者もいると思われるが国の修学支援制度の申請状況や学内延納制度の利用者の状況等から見ると、経済的に困窮している学生は少なくはなく、学費が低廉な短期大学のニーズは一定数あると考えられる。しかし、全国的な18歳人口のさらなる減少、コロナ禍における地元進学志向からの変化の可能性など危惧すべき事項が多くあるため、今後も、学生募集活動を強化し、長期的・安定的に入学者を確保していくことが求められる。

収容定員充足率については、短期大学全体として平成30年度から令和2年度まで90%を下回っていたが、令和3年度96.9%、令和4年度には99.3%まで上昇した。しかし、令和5年度以降減少傾向が続いているため入学定員の充足はもちろんのこととして、中途退学者の抑制にも努める必要がある。学力不足や就学意欲の低下が休・退学理由となっている学生が多くいるため、教育センターにおいて数学の基礎学力アップ講座等により基礎学力の向上を図り、学生が学びを継続する上での壁を取り除いていく助けとなるよう取り組んでいる。また、友人関係や自身の性格上の悩みなどを抱え休・退学を選択する学生も多くいるため、保健室に常駐する公認心理士によるメンタル面でのサポートを実施している。

予算編成については、秋に理事会で定められた次年度の予算編成方針に基づいて予算大綱を決定し、各部門からの予算要求に基づき、学長、事務局長による査定、常任理事会での査定を経て事業計画及び予算の理事長案を作成したうえ、3月に開催する評議員会での意見を受け、理事会に諮り決定している（基本資料-33、34、35）。また、決

定した事業計画と予算については速やかに関係部門に指示している。

年度予算の執行にあたっては、予算配分の必要な研究費などの項目について、常任理事会で審議し部門別の配分額を通知している。

日常的な出納業務について円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。

資産及び資金の管理・運用は、学校法人会計基準及び学校法人誠広学園経理規程（基本資料－規程集-46）、学校法人誠広学園経理規程施行規則（基本資料－規程集-47）、学校法人誠広学園固定資産・物品管理規程（基本資料－規程集-49）、学校法人誠広学園資金管理規程に基づいて管理台帳、資金出納簿等を作成し、安全かつ適正に管理している。

資金管理適正化のため月次試算表を毎月作成し、経理責任者から経理統括責任者及び理事長に報告する体制をとっている。

日々の会計処理については、学校法人会計基準に則り行っており、作成した会計帳簿及び計算書類等は法人事務局にて保存している。

**[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき財的資源の実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]**

区分	点検・評価の観点
基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき財的資源の実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。	<input type="checkbox"/> (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
	<input type="checkbox"/> (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
	<input type="checkbox"/> (3) 経営実態、財政状況に基づき、経営（改善）計画を策定している。
	①学生募集対策と学納金計画が明確である。
	②人事計画が適切である。
	③施設設備の将来計画が明瞭である。
<input type="checkbox"/> (4) 短期大学及び学科又は専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。	
<input type="checkbox"/> (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができている。	

[注意]

基準Ⅲ-D-2 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。改善計画書類は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

### <区分 基準Ⅲ-D-2 の現状>

令和6年11月29日に理事会において中期計画（令和7年度～13年度）が策定された。同計画では、基本的な方向として以下の取組を推進することにより、日本私立学校振興・共済事業団が私立学校経営の正常状態とする「経営判断指標A3」を最重点目標として実現を目指すとしている。

- ・質の高い教育
- ・質の高い研究活動
- ・効率的かつ効果的な運営
- ・安全、安心な教育研究環境
- ・自己点検と情報公開

中期計画策定にあたっては、令和6年度までの中期計画として運用していた経営改善計画における本学の強み、弱みなどの客観的な環境分析を踏まえて検討を行ったうえ、基本的な方向を明確にして行動計画を定めた。

そうした行動計画の一つである「学生の安定的な確保と国庫補助金の確保」においては、学生を安定的に確保するため受験生へ向けて効果的な広報を行うこと、また教育改革の推進等により国庫補助金の確保に努めることとしている。特に学生の安定的な確保については、入学定員の充足が学納金確保については不可欠な条件であることから、主要数値目標の一つとして定め、毎年度理事会において進捗管理することとしている。

人事政策については、常任理事会において各学科・専攻専任教員数、事務職員数の定数を次のように定め、教職員の定員管理を行うこととしている。なお、これらの専任教員定員数については、短期大学設置基準及び養成校指定規則に定める教員数、教授数を満たしている。

#### 【専任教員数】

単位：人

学科・専攻	教授	准教授	講師	助教	助手	合計
看護学科	5	4	4	5	0	18
リハビリテーション学科 理学療法専攻	5	3	2	1	0	11
リハビリテーション学科 作業療法専攻	3	1	1	1	0	6
リハビリテーション学科 視機能療法専攻	3	1	1	1	0	6
合計	16	9	8	8	0	41

（注）職位別の定員については原則とする。

#### 【事務職員数】

単位：人

法人本部	事務局長	0
	総務経理課	1
短期大学	事務局長	1
	総務課	6
	学務課	10

	入試広報課	3
	図書館	1
	教育センター	0
合 計		22

(注) 常勤のパート職員及び派遣職員を含む。

大規模な施設整備については基本金を設定して対応することとしており、それ以外の施設整備についても予算編成の段階で年度計画案を策定している。

外部資金については積極的に獲得する方針だが、遊休資産の処分等については計画策定に向けて検討を行っている。

中期計画に定められた行動計画にしたがい、常任理事会において教職員定数の見直し等による定員管理を行い、経費のバランスがとれるよう注意している。

毎年度 SD 研修会において、総務経理課長より前年度決算の状況を基にした本学の財務分析結果についての説明を行っており、経営状況に関する情報の共有を図っている。

#### <テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

令和 2 年度から令和 4 年度までの入学定員充足率は 100%を上回ったが、令和 5 年度入学者は 200 人、令和 6 年度入学者 133 人、令和 7 年度入学者は 146 人と 3 年連続して定員を下回った。令和 8 年 4 月より入学定員の変更を行い 1 年次入学定員 190 人のところ入学者数 147 人、入学定員充足率 77.4%となったが、依然として厳しい状況である。

入学者の増加に向けた対策には継続的に取り組んでいるが、休・退学者が増加することは得られたはずの学納金収入を失うことにもなるため、休・退学者の抑制についても取り組みを継続していく必要がある。学業についていけない学生、経済的に困窮している学生などその理由にあわせた適切なフォローを行い、学業を継続できる環境整備を図る必要がある。

#### <テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

特記事項なし

#### <基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況  
 ※以下下線部は、令和 3 年度認証評価時の令和 2 年度自己点検・評価報告書に記載した改善計画

① 科学研究費に関する説明会や研修会を実施しているものの採択件数が伸びない。引き続き専任教員の応募を促進し、外部研究費獲得を目指す。

外部研究費獲得に関する FD 研修会について、令和 7 年度は科学研究費助成事業申請書の書き方（講師：岐阜大学 学術研究・産学官連携推進本部 主任 URA）をテーマと

して7月10日に実施した。募集通知については学内グループウェア上で掲載する他、教授会においても紹介して応募を促していく。

② コロナ禍により依然として遠隔授業が必要であることから、A館とG館のみの整備となっているWi-Fi環境について、令和3年度は主要な校舎すべてで使用できるように整備を進める。

主要校舎であるA館、B館、D館3階、E館、G館にWi-fi環境を整備しており、令和5年度にD館1階にWi-fi環境を整備している。今後も学生等の要望や教室の使用目的に応じ、整備を検討する。

③ 新型コロナ対策という意味でもトイレ改修は重要と考えられることから、令和3年度中に和式トイレの洋式化への改修等を完了させる。

令和4年度にD館、令和5年度にB館のトイレ洋式化を完了しており、学生が主に使用する建物のトイレ改修は完了した。

④ 雨漏りした水が施設備品を破損させることがあり得ることから、雨漏りしていない建物についても、定期的に劣化状況を確認し、計画的に修繕を行う。

漏水があった複数の建物は令和5年度までに漏水改修を行った。改修を行っていない建物については、漏水発生状況や設計業者等の専門的な意見を参考に、建設・改修から20年～30年を目安として漏水対策工事を計画する。

#### **(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画**

① 専任教員の研究活動においては成果を上げているものの、科学研究費補助金等外部資金獲得件数が少ないため、今後さらなる実績が求められる。

外部研究費獲得に関するFD研修会を積極的に実施するとともに、募集通知については学内グループウェアへ掲載する他、教授会においても紹介して応募を促していく。

② 令和2年度から令和4年度までの入学定員充足率は100%を上回ったが、令和5年度入学者は200人、令和6年度入学者133人、令和7年度入学者は146人と3年連続して定員を下回った。令和8年4月より入学定員の変更を行い1年次入学定員190人のところ入学者数147人、入学定員充足率77.4%となったが、依然として厳しい状況である。

引き続き学長、学科長専攻長、事務局各課長、学生支援室長で構成される学生確保対策検討会議において対応策について検討し、取組を進める。

③ 休・退学者が増加することは得られたはずの学納金収入を失うことにもなるため、休・退学者の抑制についても取り組みを継続していく必要がある。学業についていけない学生、経済的に困窮している学生などその理由にあわせた適切なフォローを行い、学業を継続できる環境整備を図る必要があると思われる。

令和 2 年度からは、成績不振に陥る大きな要因の一つと見られる数学の基礎を学び直せる補習として、1 年生を対象に基礎学力アップ講座(数学)を実施している。さらに、令和 3 年度からは、2 年生及び 3 年生を対象に基礎学力アップ講座(国家試験計算問題)を追加して実施しているところであるが、今後も基礎学力のフォローを適切に行えるよう取組を継続する。また高等教育修学支援制度の利用について積極的に学生に案内し、経済的理由により学業を断念することがないように引き続き支援していく。

## 【基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンス】

### [テーマ 基準Ⅳ-A 理事会運営]

#### <根拠資料>

##### 基本資料

- 33. 令和 5 (2023) 年度 理事会議事録
- 34. 令和 6 (2024) 年度 理事会議事録
- 35. 令和 7 (2025) 年度 理事会議事録

##### その他資料

- 86. 理事長履歴書
- 87. 学校法人実態調査票 (令和 5 年度)
- 88. 学校法人実態調査票 (令和 6 年度)
- 89. 学校法人実態調査票 (令和 7 年度)
- 90. 学校法人誠広学園経営改善計画

##### 基本資料－規程集

- 1 学校法人誠広学園寄附行為
- 3 学校法人誠広学園ガバナンス・コード
- 5 学校法人誠広学園常任理事会設置規程

[区分 基準Ⅳ-A-1 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。]

区分	点検・評価の観点
基準Ⅳ-A-1 理事長は、学校法人の 運営全般にリーダーシ ップを適切に発揮して いる。	<input type="checkbox"/> (1) 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
	<input type="checkbox"/> (2) 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。

#### <区分 基準Ⅳ-A-1 の現状>

理事長は、平成 29 年 4 月に就任した。現在も医師として医療分野に従事しており、医療職の養成について熟知すると共に識見も豊富である (その他資料-86)。

理事長は、本学の建学の精神や教育理念について深く理解しており、本学における教育の質保証を図るため、理事長、学長及び常務理事を構成員とする常任理事会において、教育改革委員会における 1 年間の取組内容の検証を行っている。

そのうえで、本学としての翌年度の教育改革に関する施策案について予算案を踏まえながら決定し、年度末の理事会の議題としている。また、入学式や卒業式においては、学生や保護者等から本学についての理解をより深めていただくため、新入生が学修に臨むに当たっての心構え、卒業生が医療職として地域社会等に貢献していくための激励として、講話として建学の精神等に基づいた祝辞を述べている。

寄附行為第 15 条第 2 項及び第 3 項に、理事長は学校法人を代表しその業務を総理すると規定しており、理事会の開催はもとより寄附行為第 21 条の規定に基づく常任理事会を原則として毎月第 2 火曜日に主宰し、法人業務を決定するなど、建学の精神及び教育理念・目的を理解の上、学校法人を代表し業務を総理し、法人の発展に寄与している。常任理事会の出席者は、理事長の他に常務理事 1 名、常任理事 1 名である。常任理事会で審議された事項については、学長、法人事務局長、各学科長・専攻長、事務局各課長から構成される「運営会議」において共有を図り、法人全体のガバナンス機能の強化を図るとともに、短期大学の管理運営の円滑化を図っている。

[区分 基準Ⅳ-A-2 理事会は法令等に基づき開催され、学校法人の意思決定機関として適切に機能している。]

区分	点検・評価の観点
基準Ⅳ-A-2 理事会は法令等に基づき開催され、学校法人の意思決定機関として適切に機能している。	<input type="checkbox"/> (1) 理事会は適切に招集され、学校法人の業務を決定し、理事の職務の執行を監督している。
	<input type="checkbox"/> (2) 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
	<input type="checkbox"/> (3) 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
	<input type="checkbox"/> (4) 理事会は、学校法人の運営に関する法的な責任があることを認識している。
	<input type="checkbox"/> (5) 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
	<input type="checkbox"/> (6) 理事会は、理事の職務の執行が法令及び寄附行為に適合するための体制等（内部統制体制）を文部科学省令に基づき整備している。

#### <区分 基準Ⅳ-A-2 の現状>

理事長は、寄附行為第 18 条の規定に基づき、令和 7 年度は理事会を令和 7 年 5 月 30 日、6 月 27 日、9 月 12 日、12 月 12 日、令和 8 年 3 月 27 日の計 5 回開催し、開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している（基本資料-35）。

#### ◆理事会の開催状況（令和 5 年度～令和 7 年度）

開催日現在の状況		開催年月日 開催時間	出席者数等			監事の出席状況
定員	現員 (a)		出席理事数 (b)	実出席率 (b/a)	意思表示出席者数	
	7 人	令和 5 年 5 月 26 日 14 : 00～14 : 30 15 : 05～15 : 15	7 人	100%	0 人	2/2
	7 人	令和 5 年 9 月 8 日 14 : 25～14 : 50	6 人	85.7%	0 人	1/2
	7 人	令和 5 年 11 月 17 日	5 人	71.4%	0 人	2/2

7人		14:15~14:30				
	7人	令和6年3月29日 14:00~14:05 14:55~15:35	7人	100%	0人	2/2
	7人	令和6年5月31日 14:00~14:20 14:55~15:10	7人	100%	0人	2/2
	7人	令和6年9月13日 14:25~14:50	6人	85.7%	0人	2/2
	7人	令和6年11月29日 15:20~15:50	6人	85.7%	0人	2/2
	7人	令和7年3月28日 14:00~14:10 15:10~16:10	6人	85.7%	0人	2/2
	7人	令和7年5月30日 14:00~14:55	6人	85.7%	0人	2/2
	7人	令和7年6月27日 14:35~14:45	6人	85.7%	0人	2/2
5-7人	7人	令和7年9月12日 14:10~15:05	6人	85.7%	1人	2/2
	7人	令和7年12月12日 14:00~14:20	6人	85.7%	0人	2/2
	7人	令和8年3月27日 14:00~14:20	6人	85.7%	0人	2/2

令和3年度の認証評価受審については、令和3年度事業計画として理事会に諮られている。また、認証評価結果については令和4年3月25日の理事会において確認を行っており、理事会は認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。

また、理事会では、短期大学の発展のために必要な学内外の情報を共有している。

理事会は、学校法人の運営に関する法的な責任があることを認識し、寄附行為の定める基本方針により、本学の管理運営に必要な諸規程を定めている。

私立学校法施行規則第13条の規定に基づき、理事の職務執行が法令・寄附行為に適合すること及び業務の適正を確保するための体制の整備に関し、理事会において学校法人誠広学園内部統制システム整備の基本方針を定め、体制整備等に向けて取り組んでいる。

[区分 基準IV-A-3 理事は、法令等に基づき適切に構成されている。]

区分	点検・評価の観点
基準IV-A-3	<input type="checkbox"/> (1) 理事は、理事選任機関により適切に選任されている。

理事は、法令等に基づき適切に構成されている。

(2) 理事選任機関は、理事を選任するときは、あらかじめ評議員会の意見を聴いている。

<区分 基準Ⅳ-A-3 の現状>

学校法人誠広学園寄附行為において理事選任機関を評議員会と定め、適切に選任することとしている。(基本資料-39、40、41)。

<テーマ 基準Ⅳ-A 理事会運営の課題>

課題なし

<テーマ 基準Ⅳ-A 理事会運営の特記事項>

特記事項なし

## [テーマ 基準IV-B 教学運営]

### <根拠資料>

#### 基本資料

36. 令和 5 (2023) 年度 教授会議事録
37. 令和 6 (2024) 年度 教授会議事録
38. 令和 7 (2025) 年度 教授会議事録

#### その他資料

65. 教員個人調書 [様式 22]
66. 教育研究業績書 [様式 23]
91. 学務委員会議事録 (令和 7 年度)
92. 学生委員会議事録 (令和 7 年度)
93. 広報委員会議事録 (令和 7 年度)
94. 医学研究倫理審査委員会議事録 (令和 7 年度)
95. 自己点検・評価委員会議事録 (令和 7 年度)
96. FD 委員会議事録 (令和 7 年度)
97. 図書館運営委員会議事録 (令和 7 年度)
98. 紀要編集委員会議事録 (令和 7 年度)
99. 入学試験委員会議事録 (令和 7 年度)
100. SD 推進委員会議事録 (令和 7 年度)
101. 情報セキュリティ委員会議事録 (令和 7 年度)
102. 教育改革委員会議事録 (令和 7 年度)
103. 実習評価・分析部会議事録 (令和 7 年度)
104. 卒後評価・分析部会議事録 (令和 7 年度)
105. 教育センター議事録 (令和 7 年度)

#### 基本資料－規程集

- 60 平成医療短期大学教授会規程
- 62 平成医療短期大学学務委員会規程
- 63 平成医療短期大学 IR 部会要領
- 64 平成医療短期大学カリキュラム検討部会要領
- 65 平成医療短期大学広報委員会規程
- 66 平成医療短期大学自己点検・評価委員会規程
- 67 平成医療短期大学 FD 委員会規程
- 68 平成医療短期大学医学研究倫理審査委員会規程
- 69 平成医療短期大学学生委員会規程
- 70 平成医療短期大学図書館運営委員会規程
- 71 平成医療短期大学入学試験委員会規程
- 72 平成医療短期大学 SD 推進委員会規程
- 75 平成医療短期大学教育改革委員会規程
- 81 平成医療短期大学学長選考規程

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得させるために、教学マネジメントの確立に努めている。]

区分	点検・評価の観点
基準IV-B-1 学習成果を獲得させるために、教学マネジメントの確立に努めている。	□ (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
	①学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
	②学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、短期大学運営に関し識見を有している。
	③学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
	④学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手続を定めている。
	⑤学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
	⑥学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
	□ (2) 学長等は、教授会を学則等に基づき開催し、適切に運営している。
	①学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
	②学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
	③学長等は、教授会規程に基づき教授会を運営し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
	④教授会議事録を整備している。
	⑤教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
	⑥学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づき設置し、適切に運営している。

#### <区分 基準IV-B-1 の現状>

学長は、本学における教学運営の最高責任者であり、その権限と責任において、教授会等で示された本学教職員の意見を尊重しつつ、最終的な判断を行っている。

学長の専門分野は「法医学」で多数の論文を発表している。（その他資料-65、66）日本法医学会理事や日本 SIDS・乳幼児突然死予防学会理事などの要職をはじめ、岐阜県死因究明等推進協議会会長や岐阜県医師会警察協力医部会顧問などを歴任し、社会貢献度は非常に高い。長年の教職及び役職経験から大学教育、医療職養成に対する識見も豊富である。

学長は、「教育改革委員会」の委員長を務め、本学の建学の精神を踏まえながら、3つのポリシーの視点に基づき、PDCA サイクルの手法により、教育研究活動を推進し、本学の教育の向上・充実に向けて努力している。

学生に対する懲戒処分については、学則に基づいて懲戒規程（基本資料－規程集-103）が定められているが、懲戒の対象となる行為、懲戒の種類、手続き、告知などについてより具体化するため、内規により公正な懲戒処分の基準を示している。

また、学長は教授会運営等の様々な校務をつかさどり、本学学生に学習成果を獲得させるため、本学教職員を適切に統督している。

教授会は学則第7条の規定に基づき設置されており、必要な事項は教授会規程（基本資料－規程集-60）に定められている。学長は、学則及び教授会の規程に基づき定期的に教授会を開催し、各種議題の審議を進め、教育研究上の審議機関として適切に運営している。

教授会規程では、審議事項等について明文化しており、学生の入学、卒業、学位の授与、その他教育研究に関する事項について審議し、学長の求めに応じ意見を述べることができると定めており、学長は、教授会における自由闊達な議論を推奨するとともに、全ての教授会について議事録を整備し、審議内容の記録・保管について指導している（基本資料-36、37、38）。

教授会構成教職員は、建学の精神、教育目的、教育目標、学習成果、三つの方針に対する認識を有しており、その認識に基づき各種議題について審議し、学長の求めに応じ意見を述べている。

また、学務、FD、学生委員会などの学内委員会を設置し、各委員会規程（基本資料－規程集-62～72、75～78）に基づいて、学長の統括的なリーダーシップの下で、委員長を中心に適切に運営している。

#### <テーマ 基準IV-B 教学運営の課題>

課題なし

#### <テーマ 基準IV-B 教学運営の特記事項>

特記事項なし

[テーマ 基準IV-C ガバナンス]

<根拠資料>

基本資料

- 39. 令和 5 (2023) 年度 評議員会議事録
- 40. 令和 6 (2024) 年度 評議員会議事録
- 41. 令和 7 (2025) 年度 評議員会議事録

その他資料

- 106. 監査報告書 (令和 5 年度)
- 107. 監査報告書 (令和 6 年度)
- 108. 監査報告書 (令和 7 年度)
- 109. 会計監査人の会計監査報告書 (令和 7 年度)

基本資料－規程集

- 14 学校法人誠広学園監事監査規程
- 15 学校法人誠広学園内部監査規程

[区分 基準IV-C-1 監事は法令等に基づき適切に業務を行っている。]

区分	点検・評価の観点
基準IV-C-1 監事は法令等に基づき適切に業務を行っている。	<input type="checkbox"/> (1) 監事は、評議員会の決議によって適切に選任されている。
	<input type="checkbox"/> (2) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について適宜監査している。
	<input type="checkbox"/> (3) 監事は、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
	<input type="checkbox"/> (4) 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他文部科学省令で定めるものを調査している。
	<input type="checkbox"/> (5) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行状況の監査を行い、毎会計年度、監査報告を作成し、当該会計年度終了後 4 か月以内に理事会及び評議員会に提出している。
	<input type="checkbox"/> (6) 監事は、学校法人の運営に関する法的な責任があることを認識している。

<区分 基準IV-C-1 の現状>

監事は、学校法人誠広学園寄附行為(基本資料－規程集-1)第 24 条の規定に基づき、評議員会の決議により選任することとしている。

監事は、寄附行為第 30 条及び学校法人誠広学園監事監査規程(基本資料－規程集-14)に基づき、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について、確実に監査を実施している。令和 7 年 5 月 28 日には、令和 6 年度事業報告等決算状況のほか、令和 6 年度監査計画において重点項目として定めていた「学科専攻における学生指導及び支援の状況」、「国家試験対策の状況」、「学生募集の状況」について、学

長、事務局長、各学科長・専攻長、事務局課長との面談による本監査を行った。

監事は理事会及び評議員会に出席し、学校法人の業務、財産の状況又は理事の業務執行の状況について意見を述べている。

監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他文部科学省令で定めるものを調査している。

監事は、令和7年5月28日に実施した本監査結果に基づいて、5月30日の理事会及び6月27日の評議員会に監査報告書（その他資料-108）を提出している。

監査報告書（その他資料-106、107、108）は短期大学ホームページにおいて公表している。

監事は、学校法人の運営に関し法的な責任があり、故意又は過失により学校法人に損害を与えた際には、法的な責任があることを認識している。

[区分 基準IV-C-2 評議員会は法令等に基づき開催され、諮問機関等として適切に運営している。]

区分	点検・評価の観点
基準IV-C-2 評議員会は法令等に基づき開催され、諮問機関等として適切に運営している。	<input type="checkbox"/> (1) 評議員は、寄附行為に基づき適切に選任されている。
	<input type="checkbox"/> (2) 評議員会は、理事の数を超える数の評議員をもって組織している。
	<input type="checkbox"/> (3) 評議員会は適切に招集され、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員職務の執行の状況について、役員に対して意見を述べ、又はその諮問に答えている。
	<input type="checkbox"/> (4) 評議員は、学校法人の運営に関する法的な責任があることを認識している。

#### <区分 基準IV-C-2 の現状>

評議員は、学校法人誠広学園寄附行為第33条に基づき、評議員会において選任することとしている。

評議員数は寄附行為第5条のとおり、8人以上11人以内を置くこととしている。評議員会は寄附行為第37条のとおり、全ての評議員で組織している。

定時評議員会として毎会計年度終了後3月以内に開催するほか、必要が生じた際に開催されており、評議員会は学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員職務の執行の状況について、役員に対して意見を述べ、又はその諮問に答えている。

#### ◆評議員会の開催状況（令和5年度～令和7年度）

開催日現在の状況		開催年月日 開催時間	出席者数等			監事の出席状況
定員	現員 (a)		出席評議員 (b)	実出席率 (b/a)	意思表示出席者数	
16人	16人	令和5年5月26日 14:30~15:05	15人	93.8%	1人	2/2

	16人	令和5年9月8日 14:00~14:25	14人	87.5%	0人	1/2
	16人	令和5年11月17日 14:00~14:15	13人	81.3%	0人	2/2
	16人	令和6年3月29日 14:05~14:55	15人	93.8%	0人	2/2
	16人	令和6年5月31日 14:20~14:55	15人	93.8%	0人	2/2
	16人	令和6年9月13日 13:55~14:25	13人	81.3%	0人	2/2
	16人	令和6年11月29日 14:55~15:20	13人	81.3%	0人	2/2
	15人	令和7年3月28日 14:10~15:10	14人	93.3%	0人	2/2
	15人	令和7年6月27日 13:55~14:35	13人	86.7%	0人	2/2
8-11人	9人	令和8年3月27日 14:05~14:35	9人	100%	0人	2/2

全ての評議員は、学校法人の運営に関する法的な責任があることを認識している。

[区分 基準IV-C-3 会計監査人は法令等に基づき適切に業務を行っている。]

区分	点検・評価の観点
基準IV-C-3 会計監査人は法令等 に基づき適切に業務 を行っている。	<input type="checkbox"/> (1) 会計監査人は、評議員会の決議によって適切に選任されている。
	<input type="checkbox"/> (2) 会計監査人は、学校法人の計算書類及びその附属明細書並びに財産目録等について監査している。
	<input type="checkbox"/> (3) 会計監査人は、監査を行ったときは、適宜、監事に報告するとともに、会計監査報告を作成し、監事及び理事会に提出している。
	<input type="checkbox"/> (4) 会計監査人は、学校法人の運営に関する法的な責任があることを認識している。

<区分 基準IV-C-3の現状>

寄附行為第51条により、会計監査人は評議員会の決議により選任することとしており、現在の会計監査人は令和7年6月27日開催の定時評議員会において選任された。

会計監査人は、学校法人の計算書類及びその附属明細書並びに財産目録等について監査を行っている。

会計監査人は、適宜監事と情報共有を行うとともに監査を実施した際には会計監査

報告を作成し、監事及び理事会に提出している。

会計監査人は、学校法人の運営に関する法的な責任があることを認識している。

<テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの課題>

課題なし

<テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの特記事項>

特任監事は毎月の収支に関する月次監査を実施している。

[テーマ 基準Ⅳ-D 情報公表]

<根拠資料>

基本資料

なし

その他資料

71 学校法人誠広学園ガバナンス・コード

基本資料－規程集

3 学校法人誠広学園ガバナンス・コード

[区分 基準Ⅳ-D-1 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

区分	点検・評価の観点
基準Ⅳ-D-1 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。	<input type="checkbox"/> (1) 法令等に基づき、教育情報及び財務情報等を公表・公開している。
	<input type="checkbox"/> (2) 学校法人が採用したガバナンス・コードに対する適合状況を公表している。

<区分 基準Ⅳ-D-1 の現状>

公的な教育機関として、社会に対する説明責任を果たすとともに、その教育の質を向上させる観点から、学校教育法施行規則の定めに基づき、短期大学ホームページ「情報公開」ページにおいて、本学の教育情報を公表している。

([https://www.heisei-iryuu.ac.jp/info\\_disclosure/education/](https://www.heisei-iryuu.ac.jp/info_disclosure/education/))

また、私立学校法の規定に基づき、財務情報や役員名簿についても短期大学ホームページにおいて公開している。財産目録、貸借対照表、資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書（基本資料-24、25、26）、監査報告書、事業報告（基本資料-30）等を掲載している。なお、ステークホルダーに理解していただく事を目的とし、学校会計について分かりやすくまとめたものを併せて公開している。

([https://www.heisei-iryuu.ac.jp/info\\_disclosure/financial/](https://www.heisei-iryuu.ac.jp/info_disclosure/financial/))

「ガバナンス・コード」は令和3年3月24日の理事会において決定し、公表している。（その他資料71、基本資料－規程集-3）。

なお、ガバナンス・コードの適合状況についても毎年度理事会に諮った上でホームページにおいて公表している。

<テーマ 基準Ⅳ-D 情報公表の課題>

課題なし

<テーマ 基準Ⅳ-D 情報公表の特記事項>

特記事項なし

<基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンスの改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

※以下下線部は、令和3年度認証評価時の令和2年度自己点検・評価報告書に記載した改善計画

① 教育改革委員会は学内全体の教育研究の取り組みを検討する上で核となる組織として重要な役割を果たしている。今後も、外部環境、内部環境、法令改正などの様々な事項を注視しながら、継続的に教育の充実化に努めていく。

令和3年度の認証評価において改善について指摘された事項や提案のあった事項については対応や検討を進めており、今後も継続的な取組を進めていく。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画